

昭和九年三月

史蹟名勝天然紀念物調査報告書

第九輯

(史蹟の部)

福岡縣

覆刻にあたりて

「福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書」は、大正十四年（一九二五年）第一輯に始まって、昭和十九年（一九四四年）第十五輯までが出版されました。これらの報告書の執筆者は、いずれも当時の県嘱託や調査委員であり、その郷土の文化財についての真摯な調査研究の成果が、この報告書の内容となつていたのでありまして、それらは今日の本県文化財保護行政の土台をなしているというも過言ではありません。

思いますれば戦災などによつて、このように貴重な報告書が揃つて保存されているところは、現在では、案外に少ないのではないのでしょうか。実は、発行当局である県教育委員会自体でさえもが、完本の整備に苦心している有様なのです。本刊行会は、このような実情にかんがみまして、今回、これらの報告書の覆刻を企図いたし、第一輯から逐次印刷に附して、普ねく会員諸彦に頒布し、久しい間の御要望に副うことといたしました。ひとえに大方の御理解と御協賛をお願いいたします。

昭和四十八年十二月一日

福岡県文化財資料集刊行会会長

福岡県文化財専門委員

筑 紫

豊

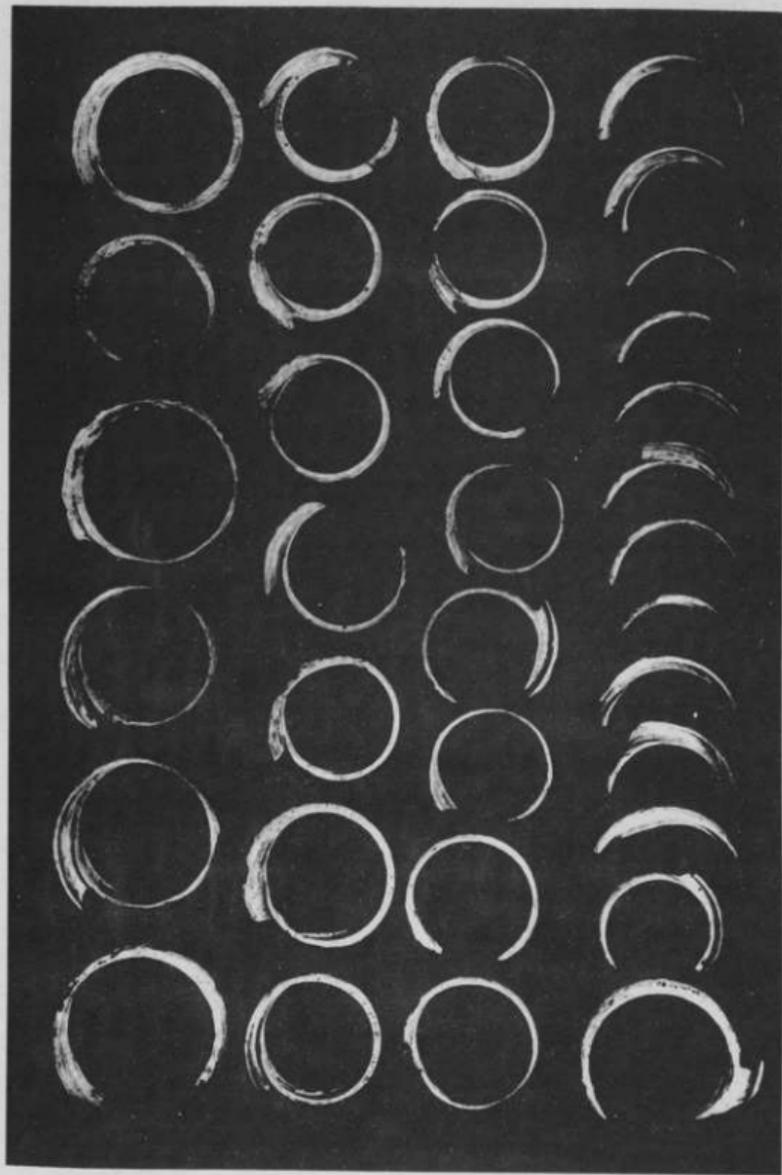
福岡縣史蹟名勝天然紀念物調查報告書第九輯目次

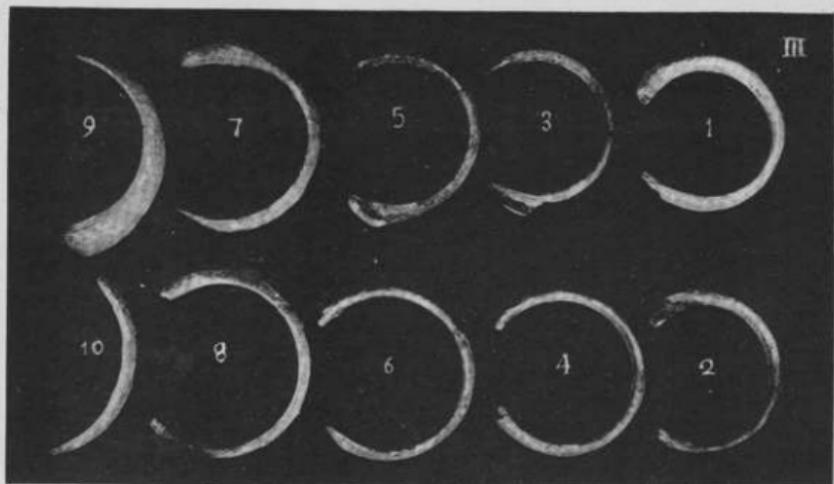
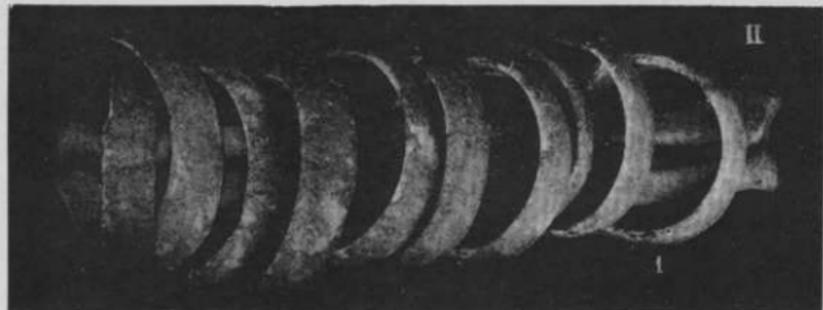
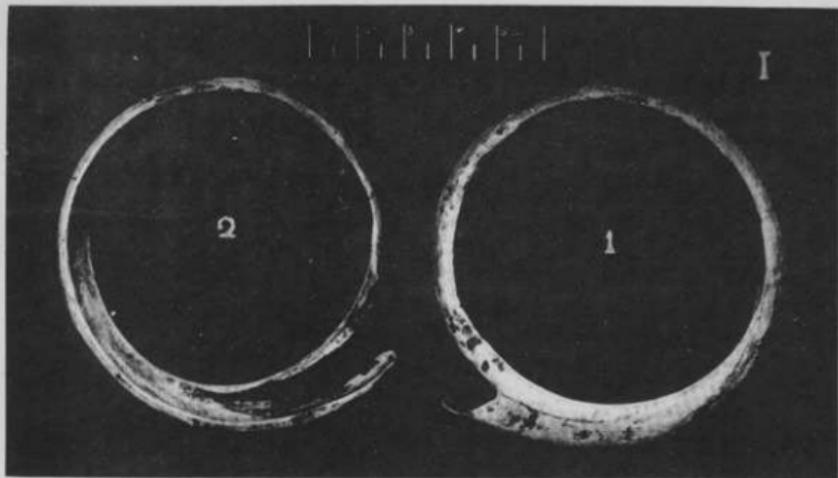
史蹟之部

飯塚市立岩運動場發見の甕棺内遺物……………	調査委員……………	中山平次郎……………	(一)
飯塚市立岩字燒ノ正の石庖丁製造所址……………	調査委員……………	中山平次郎……………	(七)
飯塚市立岩字サコの一古墳……………	調査委員……………	鏡山猛……………	(七)
豊前猪位金村位登古墳……………	調査委員……………	青木庄一郎……………	(七)
高良山 <small>磯山</small> 杭付舟型磐棺……………	囑託……………	川上市太郎……………	(五)
筑後浮羽郡福富村西山田古墳群地帯の遺蹟……………	調査委員……………	宮崎勇藏……………	(九)
福岡縣の横穴……………	調査委員……………	島田寅次郎……………	(二七)
朝倉橘廣庭宮遺趾(第一回報告)……………	調査委員……………	玉泉大梁……………	(三五)
太宰府出土埴塼に就て……………	囑託……………	川上市太郎……………	(二〇)
西油山天福寺址……………	調査委員……………	竹岡勝也……………	(二六)
高良山經塚發見の一字一石經……………	調査委員……………	武藤直治……………	(二六)
五卿關係遺蹟……………	調査委員……………	伊東尾四郎……………	(二六)

飯塚市立岩運動場發見の甕棺内遺物

圖版第一
第三出現 雙棺內具輪



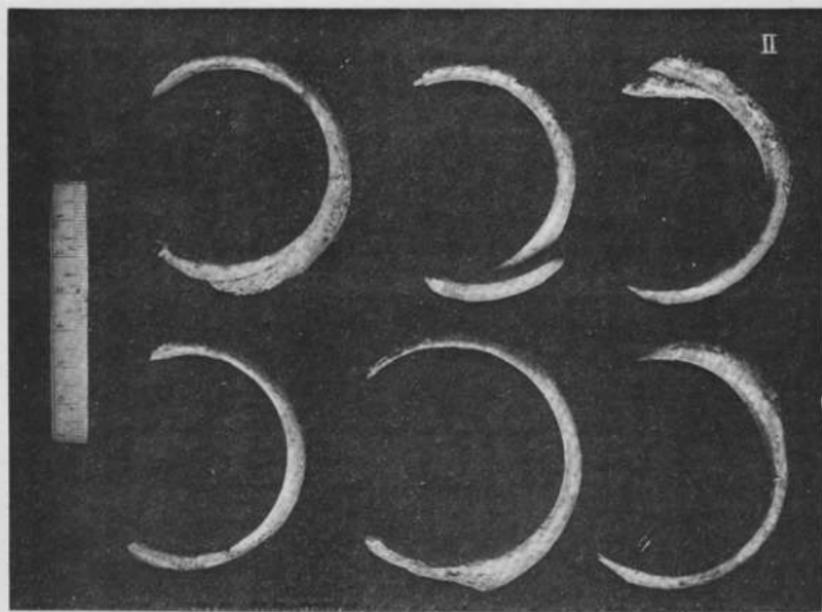
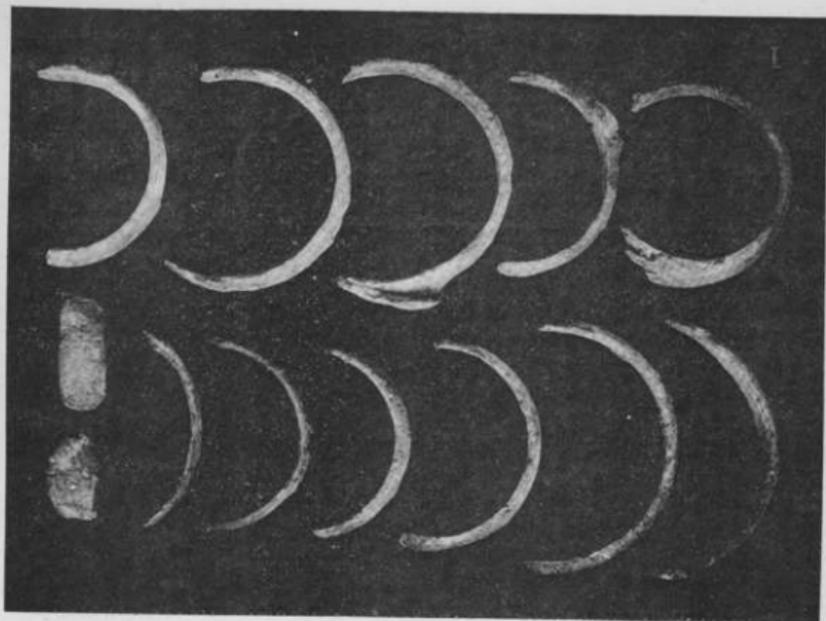


圖版第二

I 第三出現、II 及 III 第四出現 變棺內貝輪

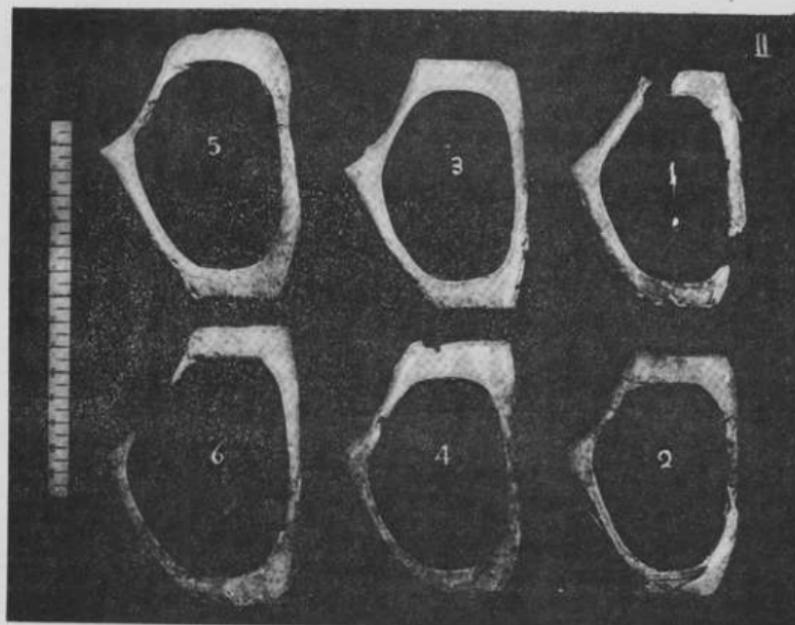
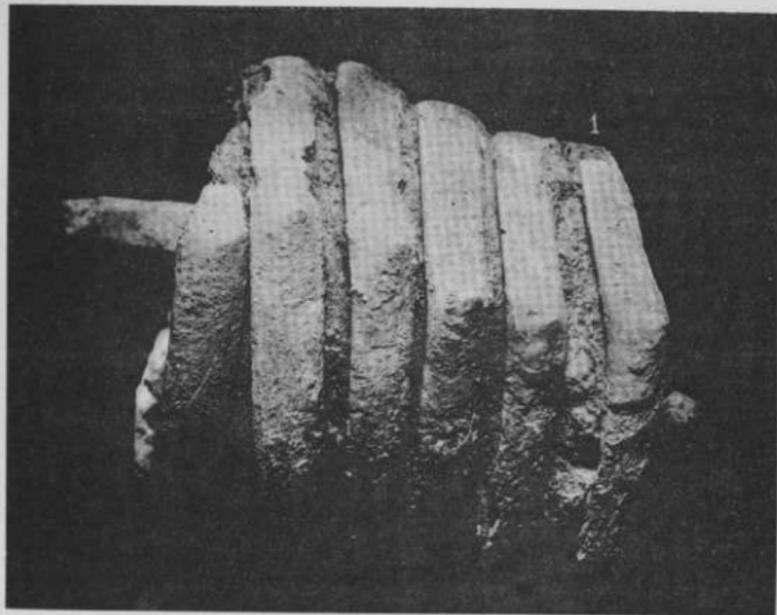
圖版第三

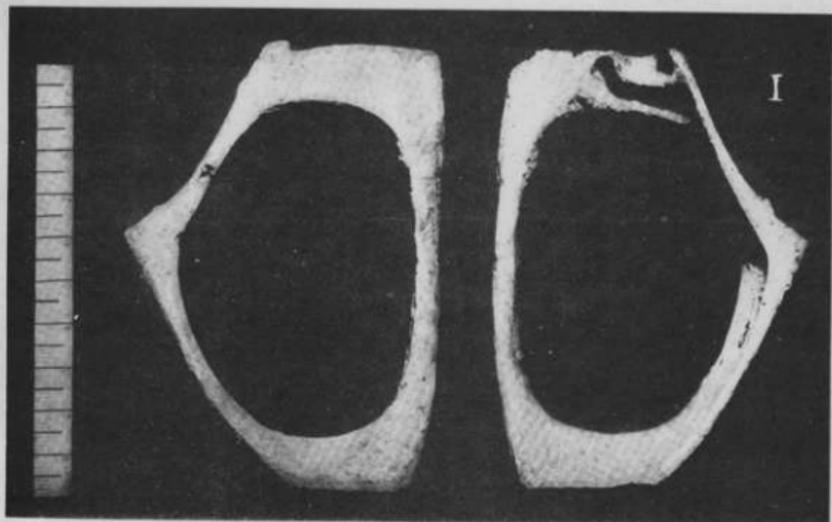
I 及 I 第四出現甕棺內貝輪



圖版第四

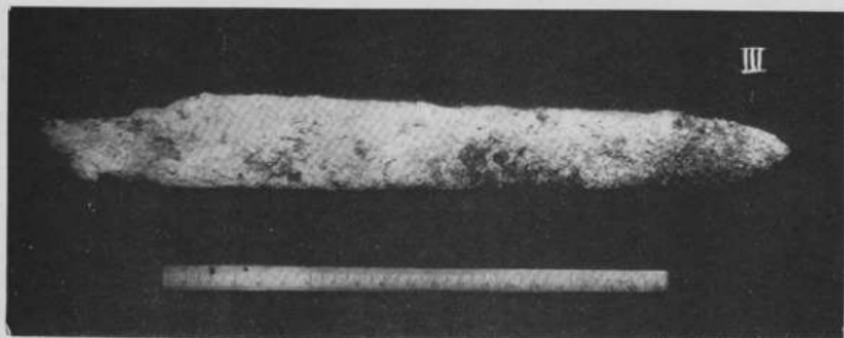
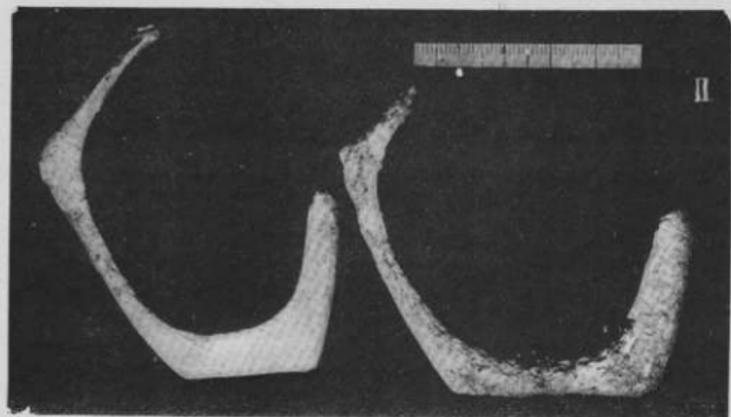
第五出現變棺内右前膊の貝輪





圖版第五

第五出現甕棺內具輪及鐵劍



飯塚市立岩運動場發見の甕棺内遺物

調査委員 中山平次郎

緒言

昨年十月以來飯塚市の救済事業として新運動場の開設に着手せらるゝや、此の土工に際して偶々一の古代遺蹟に遭遇し、此の部の土中から須惠器、祝部土器及び石器を伴ふて多數の彌生式土器の出現を見るに至つた。爾來余は猪野飯塚市長よりこの事を承り、一度實査の機会を得たいと冀ふて居たが十二月十七日に九州考古學會が此の方面に研究旅行を企て、以上の飯塚の遺蹟にも立寄るとのことであつたから、これを幸として當日余も會員諸君と行を俱にし、その實地を一巡し來つたのである。此の際の所見に依れば、此の地點には一の遺物包含層があり、その近傍に昔日の住居址なる堅穴並に古式の墳墓なる甕棺の埋没もあつて、是等の點は他の多くの彌生式系統遺蹟に於けると大差無く、此の遺蹟から特に注目すべき遺物が見出されさうにも思はれぬのであつた。然るに意外にもその翌日此の遺蹟に於いて甕棺内から多數の貝輪が人骨と共に發見せられ、此の事實が同月二十日の福岡日々新聞紙上に報ぜらるるに至つた。甕棺内遺物は多年余の問題と爲し來れる金石併用時代の事蹟、研究上重要なものであるから、二十三日貨物の一見

を乞ふべく再び同地に赴いたが、望外の幸として當日更に二例の貝輪の新發掘に立會するを得、その上に第三例に於いては貝輪と共に一口の鐵劍をも發見し、茲に金石併用時代の金屬器殊に實例多からざる鐵器の一新例を追加し得るに至り、爾來是等の遺物並にその發見狀態に就いて調査を進めつつあつたから、本稿に於いて其の概要を報告して置かうと思ふ。

遺蹟の所在



飯塚市立岩運動場附近の遺蹟 (×印) 大字岩跡石跡遺蹟

遺蹟の發見を誘致した運動場の土工は目下尙進行中、其の地名は飯塚市大字立岩字夫婦石であり、位置は第一圖地圖の×印の邊に相當するが、今日では運動場新設の爲已に少しく地形を變じて居る。此の運動場の地域は元來其の東南部が高くして小山を爲し、其の西北部が低くして小谷を形成して居たが、以上の小山を崩し去つて谷を埋め、これを平坦なる大運動場と改造したのである。遺蹟は此の東南部の小山に見出されたのであるが、多數の遺物を出した部分は已に掘除せられて

低き運動場と化し、今日に於いては最早やこれを見るを得ぬ。

昔日の住居址なる堅穴は下述の甕棺埋没地點を東南に向ひ十數間登つた丘の頂點の邊に見出されたが、余等が赴いた際には、已に其の大半が崩し去られ唯一ヶ所元來の堅穴址の約半分程が遺存して居たに過ぎぬ。此のものは地面下約一米内外の深さに穿たれた土穴の址であつて、現在の状態としては例の如く黒味ある土壤を以て充たされ、その土中所々に土器破片並びに炭塊の混入を示せるものであつた。此の周圍一帶よりは斯る穴址が多く出現し、此の邊の土壤を崩した際、十數ヶ所列んで見出されたこともあつたといふ。

以上の堅穴址のあつた局部より下述の甕棺埋没地點の周圍にかけて土工進行中の丘の斷面に包含層が見られたが、此の部のものは概して甚だ薄く點々土器破片の介在を示せるに過ぎない。それよりも運動場南隅邊のものが稍厚く、此の部には土器の埋没稍多きやうに見受けられた。此の南隅邊と堅穴址又は甕棺のあつた局部附近とは半町餘りも距つて居り、其の中間部を掘除した時各所から多く土器が出たといふに依れば、元來此の地域にあつた包含層はかなり廣き範圍に亘つて存したやうである。目下土工事務所に取集められて居る土器破片は數多くあるが、孰れも余の所謂第一系彌生式に屬せるものであつて、器物は多種多様、其の一々を舉示し難いが、川上市太郎君の撮影し置かれた完全若しくはそれに近きものの寫眞があるから、參考の爲これを第二圖に掲載して、此の遺蹟から如何なる土器が出て居るや、其の一端を示すこととする。

此の遺蹟から出土した石器としては、打製及び磨製の石斧、石庖丁、石劍うちにはクリス形石劍一個あり、鋒端部に缺失を見るが、開が少しく斜に、其の近くに二圓孔が穿たれ、クリス形石劍の特徴

を願う好く示せるものである。石棒断片、砥石等種々のものが見出されて居る。

四

第二 圖



(影撮君郎太市上川) 器 土 式 生 彌

いひ、又夫婦石といひ大字小字共に仔細ありげの名の如き感を抱かしめる仍つて市役所吏員の方々に立石の有無を御尋ねすると立岩の地名の基を爲した巨石は今尚熊野神社の後方にあり、

我が福岡地方の彌生式系統遺蹟を踏査すると、往々其の局部又は最近部に巨大な立石を見ることあり、又現在に於いては斯る立石を見ぬが、以前それがあつて或る時刻つて溝に橋を架したといふ古老の話聞くこともある。斯る立石を以て必然彌生式の時代から今日に傳つたものとは稱し難いが、斯る實例敢て少數ならざるを思ふと、往昔彌生式の時代に於いて此の石が或る信仰の對象として立てられたものでは無いかとの疑を起さしめ、甕棺から銅劍二口を出したのを以て學界に有名な彌生式系統遺蹟なる糟屋郡鹿部の如きには此の種の巨石が御神體として祀られて居るのを見出す。考古學界に於いて斯る立石を「メンヘル」と呼んで居るが、斯る「メンヘル」らしき石を見ることは決して稀では無い。斯る事實を知つて今回新発見の遺蹟の地名を聞くと、立岩と

夫婦石には以前二石が立つて居たとの話であつた。一應斯る立石に就いて古老の御話を聞いて置く必要ありと考へ、先般熊野神社々宮時枝翁を煩はして同社後方の巨石を實見し、又夫婦石の二石の舊狀を承つて來たのである。

熊野神社後方の石は社の北方二町許の丘上にある頗る大なる花崗岩塊であり、立岩の名の如く舊時は丘上に立つて居たのであるが、今日では倒れて破砕して居る。其の石上に、手力雄命を祀れる小祠があるが、里人はこれを不動と呼んで居ること、恐らく兩部神道時代の名を傳へ來つたのであらう。地名の基を爲す位の立石で、今日でも小祠あり又不動と呼ばれて居る程であるから、古來神聖視されて居たのは疑ふべくも無い。此の點から考へると、此の巨石を以て所謂「メンヒル」の類と認めても不當と稱し難いが、元來故意に立てられたや如何となると、余自身は彼の地點附近に多くの大なる花崗岩塊の露出を見ることより、寧ろ自然の立石と判定するの當れるを思ふのである。自然の立石にても信仰の對象となる程の巨石は又「メンヒル」に算入して可といふならば、これも廣義の「メンヒル」ではあらうが、普通に此の名を以て呼ばれて居る人爲的に立てられた巨石であるとは考へ難い。夫婦石遺蹟といひ又別稿所述の燒ノ正遺蹟といひ、共に此の巨石の近傍にある彌生式系統遺蹟であるから、已に業に彌生式の時代からこれが神聖視されたことは固より大に可能であるが、これ迄余の往々見出した彌生式系統遺蹟に立つて居る巨石とは少しく趣を異にしたものである。夫婦石の地名の基を爲した二石はこれも亦花崗岩双方とも四人位で抱く程の大きさで、高さは二間近くあり、これが二つ列んで立つて居たといふ、その位置は恰度多くの遺物を出した局部であつたといふから、此の方が寧ろ「メンヒル」らしき感を起さしめる

が、附近一帯花崗岩地帯のことであつて、これ亦自然の立石であつたやも保し難い。何分明治二十四五年の頃打ち割られて他に用ひられて了つたといひ、今日からその孰れを決し難いのを遺憾とする併し信仰の對象になりさうな立石が又此處にもあつた實狀が今回時枝翁の御話に依つて判つて來た。

尙今回の調査中上述の運動場と小谷を隔てゝその西北に位するに丘上に、氣象臺測候所新設の爲地均らし工事が始められ、これは間も無く結了したが此際此處にも包含層の存せることが知れ、甚だ多數の土器の埋没を認められ、同時に竪穴址の群在をも發見された、其の他此の部に存せる既掘の小石塚よりは取り残された二口の刀子を得られたが、これは爾後の古墳時代遺物と認定すべきものである、以上の如き有様なることよりすれば此の附近の丘陵には更に多數の彌生式系統遺蹟が存在せるを推知し能ふ。

飯塚市役所土木課長山本宇兵衛氏は今回特に余の爲に道路詳圖を製せしめ過日これを惠與せられたが、此の圖は土地不案内なる遠地居住者が後日附近の捜査を舉行するに際して有力なる參考となるから、これに×印を附して今回知り得た互に近邇せる三ヶ所の遺蹟の所在を示し、これを第三圖として掲載することにした、×1は立岩運動場遺蹟、×2は測候所新設地點の遺蹟、×3は次稿に報告する燒ノ正遺蹟である、原圖は三千分一圖として製作せられて居るが形大に過ぎるに依り縮小して掲載することにしたのである。

墓棺及び其の遺物

墓棺が總計何ヶ所あつたやはこれを確知し難いが、左程多いものでは無かつたらしく、余の間

圖 三 第

飯沼市立岩運動場發見の聖符内遺物



同群跡道の近附蹟遺

蹟道正ノ迹 3 × 蹟道所候測 2 × 蹟道場跡立岩 1 ×

知したものを通算すると五ヶ所に過ぎぬ、是等は孰れも運動場東南部にあつて西北に向つて傾斜した小山の最高點より十數間程下つた斜面に埋没して居たのである。後に見出された四ヶ所のものは互に接近して埋もれ、一小群を爲して居たが、余等の赴かぬ以前に見出された一ヶ所のものは是等とは飛離れて其の西南の邊から出たといふ、此の甕は普通の甕棺と相違した形式であるが、他の甕と口を合せて横に埋もれて居たといふから、又一種の甕棺と目すべきものである。何にも遺物を出さぬものではあるが、小しく違つた甕であるから、發掘の順序に随つて先づこれを提示して置がうと思ふ。

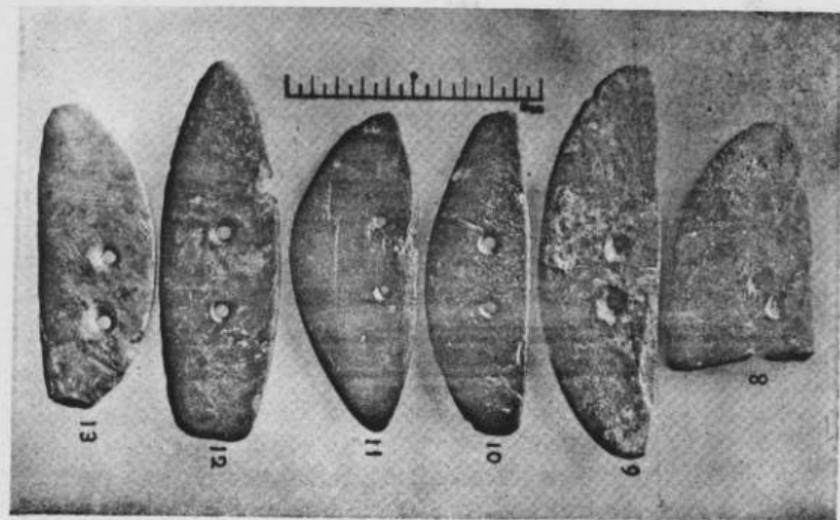
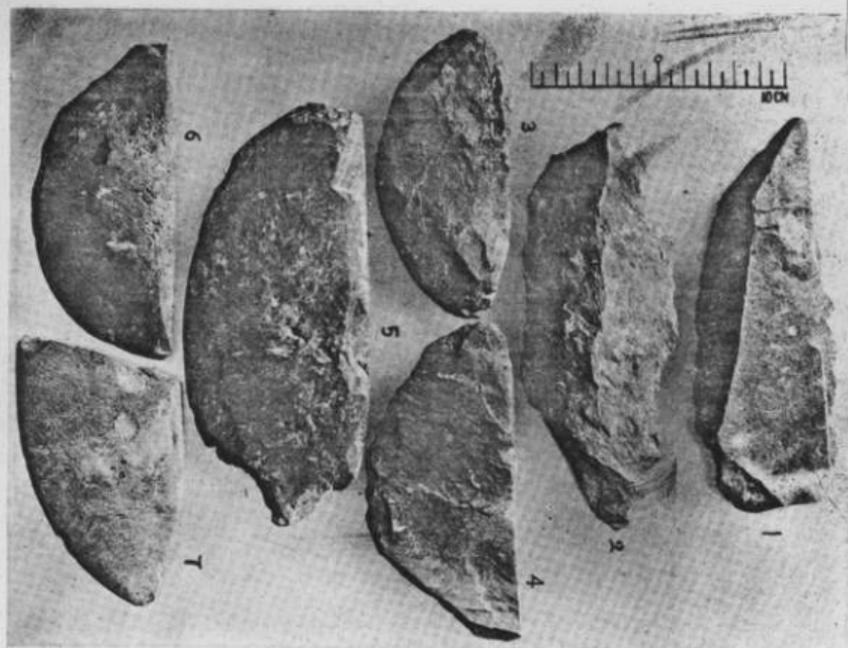
第四圖



第一出合口甕の方一
(上川市太郎君撮影)

以上の第一出の異式合口甕の一方は已に破碎して了つたが、他方のものは略全形を存して飯塚市役所に保管されて居る第四圖に示したのがそれであつて、口外徑四二〇、口内徑二五九、高五六七、そのうち頸部高一二七、頸部最狭部徑二一〇、腹部最廣部徑五〇〇、釉色澤赤褐色にして余の所謂第一系彌生式に屬せしむべきものである。此の甕に就いて奇異に感ぜらるゝは、その幅廣き口き浮上た黒玉其の他は器の成形に際して薄き土板を器面に貼附したものであり、黒玉二個並列

飯塚市焼ノ正遺蹟發見の完成及び未完成石庖丁



に列した破損品中に半環狀に接合し得る二個分の破片あることが判つて來た。此のことと各貝輪に一ヶ所しか無い喰違ひの突出部の存在を顧慮して勘定すると、少くとも二十八個位あつたと判断せねばならぬ。實際にはまだ一二個位多くあつたやも知れぬ。是等の貝輪が「いもがひ」又名みなしがひを原料として製され、此の巻貝の厠の部分を厚さ一五種内外に輪切にしたものであることを容易に判定し得たが、念の爲九大農學部動物學教室に大嶋教授を訪問して御尋ねしたところ、斯く考へるより他に考へ方が無いとのことであつた。貝の種類は大切なる鑑別目標の斑紋が分解の爲消失して居るから到底判断し難いが、斯る大形の「いもがひ」の産地を以て我が福岡の近海であらうとは思ひ難く、其の原産地は何處か遠方殊に南の方であるらしく思惟せしめる。大嶋教授が先般八重山群島から持ち歸られた「いもがひ」には貝輪のうち比較的小なるものを製し得る大きさのものがあつたから、考案を南洋迄進展せしめることは妥當で無いとしても、此の貝輪の存在が其の當時に於ける南方の遠地と聯絡のあつたことを暗示して居るやうに考へる。尙これに關した私案はこれを後條に説述することにしやう。

以上の總計三十個に近き貝輪が如何に用ひられて居たやは發見當時壘棺から出たといふ外、當時の實況全く不明、個々に分離されて了つた後から確答を與へること困難であるが、他の實例に依つて考察すれば、大者から次第に小者へと順序よく重ねて十幾個宛屍の兩前膊に裝されて居たと思はれる。今回出た脛骨が著しく分解して甚だ脆弱に變質して居たのに、尺骨及び橈骨等前膊の骨が比較的によく形を存して居るのは、要するに分解作用に對して石灰質の貝輪の保護があつたからであると思ふ。此のことは今回他の二例のものに於いても明らかに認むるを得た。

尙以上の貝輪を容れて居た甕棺内の土塊には多少の朱が混じて居たとのことであつて、貝輪のうち或るものは朱の附着を示して居る。甕棺内に少量の朱が入つて居るのは實例に乏しからず、稀には甚だ多量にあることもある。併し全然朱を見ぬ場合が多く、朱のあるものは恐らく多少身分の高い人の墳墓であらう。朱のある甕棺から遺物を見出すことが割合に多く、有朱の甕棺を注意して居るが、他には何にも無いことが随分ある。

第四出現の甕棺は又以上の第三出現のものに甚だ近接して其の西南に存して居たのであつて、割合に淺く二尺餘丘陵の斜面に埋没の状態に見出された。昨年十二月二十三日上述の貝輪を實見すべく再度飯塚市役所を訪ふた時、立岩運動場より歸來された山本土木課長の談話として、彼處の甕棺から又貝輪が出かゝつて居り、其の傍に向一ヶ所甕棺埋没のあることも知れて居る。是等は引續いて崩して了はねばならぬ局部にあるから、來所を幸ひ見て置いて呉れとのことであつて、即刻出向ひたのである。此の第四出現の甕棺は已に地中であつて裂れ目を生じ、丘の土壤を崩した際最初甕の底部が人骨と共に墜落し、棺の存在を注意されたのであつて、調査の結果此の棺内に多数の貝輪を裝ふた人骨が葬られて居るを見出したといふ。余が行つた際底部は已に墜落して居たが、甕の口腹部はまだ残存し、甕口は蓋された状態にあつて、これが崩されつゝある丘断面の上縁部に將に墜落せんとする状態に埋まつて居た棺の主體を爲せる大甕は其の口を略西北少しく北に偏すに向けて殆んど水平の位置に埋没し、口徑約八五厘米深さは底部墜落の爲不明に歸したが、一米を超ゆること二〇厘米位もありたらんと思はしむる巨大なものである。余の所謂第一系彌生式に屬せる單調なる形式であつて、口縁部平たく其の幅頗る廣く、口縁下の頸部に相當す

る位置に一條、腹部に二條、その中間部に二條、都合三ヶ所に隆起帯を纏へるものである。合口型に算入すべきものではあるが、蓋を爲せる器物は多く見る如き型では無くして、鉢形容器が採用され、其の口徑五五種、深さ五一種である。第一系彌生式に屬せる頗る單調なる器物であつて、口縁部屈折して平く幅廣く突出し、他に帶も存せぬものである。斯る鉢形容器を蓋として利用せるものは比較的稀ではあるが、往々我が地方に其の實例を見る、而して此の兩器の合せ目には厚く粘土を塗つて目張りとするは多くの實例と同様であるが、壺は已に裂れ目を生ぜるものとして、壺内には多量の土壌を見、又各所に松根が入り込めるを認知した。

壺棺内に於ける屍體埋葬の方式を知らんことは永く余の希望し來つたところであるが、不幸にして未だ好機會に遭遇せなんだ我が地方に壺棺の存せるもの夥しきに拘はらず、骨格齒牙等は已に全然分解し下り、何にも残存せぬ場合多く、多少の骨片を残せること稀ならずとも、其の分量頗る少量適當なる實例の發見を熱望して居たが、今回其の大概を認知したのは斯學研究上甚だ有益であつた。棺の主人たる者の頭骨は已に大部分消滅して居たが、一個の頭骨殘片が蓋の合せ目の位置から出て來た。九大醫學部の平光教授に御示しすると、後頭骨の一部と考ふべきものと話された。第七圖右側のものが此の骨片である。次に此の頭骨片の直ぐ下方即ち壺棺の底に向つた側の土中から下顎骨の一部と六個の齒牙が見出された。第七圖左側のものがそれである。これに依つて推察すると、屍體の頭部は大壺の口から少しく出る程の位置にあつて、それを鉢形容器で覆ふてあつたと認めらる。第八圖に示す骨盤は大壺腹部の土中に上向の位置に埋没して居り、上述の下顎骨の出た位置と此の骨盤との中間の土壌からは多くの脊椎骨及び肋骨が

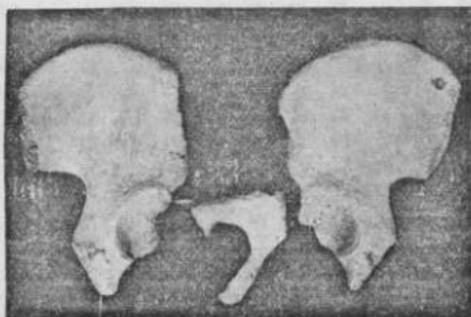
出たが、是等は分解甚だしく鬆粗なる土壤と大差無きものに變質し、脊椎骨及び肋骨たるを判定し得たのみ、乾燥するに隨ひ悉皆粉碎して了つた隨つて是等は寫眞として圖示し難いのである。

圖 七 第



牙齒及顎下骨頭内棺蓋現出四第

圖 八 第



肋骨内棺蓋現出四第

側のものとは少しも動いた形跡無く、原狀の儘にあつた、即ち此の側の尺骨及び橈骨の二骨は俱に其の肘關節端を壺口に又手關節端を壺底に向け、兩骨の手掌面側を上方屍體よりいへば前方に、又其の手甲面側を壺腹に沿へて埋没し、其の手關節端を略大腿骨關節の高き位に置き、大體に於て伸展の位置にあつたと見へ可き狀態であつた。人爲的に動かされて居るとはいへ、人々のいふ

以上の骨盤に沿ふて其の外側に左右とも下述の貝輪を裝ふた前膊の骨が見出された其の右側のもとは發見最初の調査の際に人爲的に動かされた形跡歴然たることが後に至つて判つたから、元來の原狀を究知するに不適當であるが、崖縁にあつた左

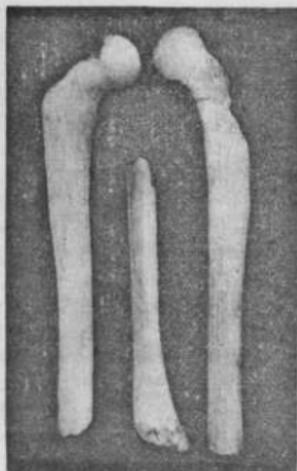
ところ又骨の有り方に依つて考察すると、右側の前膊二骨も大體に於いて左側のもの同様の位置を執つて居たと思はれる。尙此の左側前

第九圖



第四圖 出土 雙棺 上膊尺骨及骨腕

第十圖



第四圖 出土 雙棺 大内脛骨及骨脛

ならぬ、年齢が已に成人期に達せるは明白であるが、歯牙が餘り磨滅して居らぬことより、壯年と

置を執つて居たと思はれる。尙此の左側前膊兩骨の上方から上膊骨が出て來た。第九圖に示せるは是等の上膊骨、左右の尺骨及び橈骨である。以上の所見に徴すると、此の雙棺に於ける屍體は左右の上肢を體の兩側に沿へて雙口に頭を置き仰臥の位置に葬られて居たと見ねばならぬ。尙此の雙棺から第十圖に示せる左右の大脛骨及び右側脛骨が見出されて居るが、墜落轉動の爲にこれが如何にあつたやを詳にし難い。併し雙棺の大きを顧慮すれば、是等下肢骨が伸展の原狀にあるべき道理無く、屈折の狀態にあつたのは疑ふべくも無い。次に屍體の性の關係を檢すると、其の骨盤の形態より、又諸管狀骨が頗るきやしやに構造簡單なる點より、これを以て女性と判定せねば

推察して不可無きやうである。

次に此の甕棺から取り出した貝輪に就いて説述すると、圖版第二(一)に示す如く、其の十個が左側前膊に装されて居たのは確實である。寫真圖として前膊兩骨と貝輪との間に土壤を残し、其の相對的關係の變動せぬ状態に撮影しやうと企圖したが、何分此の部の土壤が分量少く乾燥するに随つて貝輪が動いて了つたから、已むを得ず土壤を去つて寫したのである。原状としては各貝輪が今少しく接近し且つ立つた状態にあつて、前膊兩骨の肘關節端部が更に著しく突出して見えて居た。併し各貝輪の順序及び方向は原位通りであつて、其の各個のものの肘關節側を上に向け、順番に並列して撮影したのが圖版第二(二)である。以上兩圖より知り得る如く、十個の貝輪は最も小者を兩骨の手關節側に置き、肘關節側に向つて次第に大きさを増さしめ、大體に於て前膊の形狀に適合するやう装されて居たのは明白であるが、卷貝の喰違ひ部を検すると、或はこれが手關節に向ひ、或はこれが肘關節に向ひ、貝輪の方向が嚴定して居らぬを知る。圖より知り得る如く、十個の貝輪はそれ／＼一方に不足の部分があつて、完形を具へて居らぬが此の部は實は缺損したのでは無く、原状として多くのものは完全なる輪を形成して居たのである。併し甕壁と接着して居た下位の部分に於いて分解作用殊に著しく、石灰質の白粉狀物に變質して居て、乾燥するに隨ひ粉碎して了つたのである。此の分解脱散した部分を検すると、これが貝輪の喰違ひ部若しくはそれに近き部分に相當するは圖に據るも明白であつて、これを前膊兩骨との相對的關係からいふと、兩骨の手甲面側にあつた部分が消散したのである。之れに由つて觀ると、前膊に貝輪を装するに當つては、突出せる喰違ひ部の如き邪魔な部分を手甲面側に廻はし、邪魔物の無き部分を手掌

第十圖



埋没骨尺及貝輪

面側に向けて居たことが知らるるのであつて、上肢の働作の上から斯く爲さることが最も便宜であつたのは推察に難からぬ。

次には右側にあつた貝輪に就いて陳述すると、此の側の前膊の位置に於いて人々か貝輪を捜索して居られたが、出現するや忽ち圖版第三〔一〕の十一個圖の二小片は勘定外に措くものが取

り離され、併も各個は亂雜に置かれ頗る奇異に感せしめ
たから、残りのものを骨と共に土壌に埋没せる儘甕壁に
附着せる状態に取り出し、埋没の原状を検せんと試みた。
第十一圖がこれであつて、圖の左側に甕の破片の上に置
いたものは元來骨盤の腸骨上縁に近くあつたもの、骨盤
の傍に尺骨は見えるが、如何に捜索しても橈骨を見當ら
ぬ、貝輪六個のうち一個は尺骨に挿入されてあるが、他の
五個は孰れも尺骨より脱して居る餘りに不思議に感じ
たから、保存してあつた甕内の土壌を検して、第九圖に示
した右側橈骨を見出したのである。此の橈骨を後に取り
離した尺骨と比較すると、恰度同じ部分が折損して居り、

是れ等の状態を以て埋葬の原状の儘とは到底考察し難い。察するところ、最初の検査の際貝輪を見出すや、何人かが貝輪の大多數を取り離して、了つたのであらう。此の側の上膊骨の行衛不明の如き此の際に起つたことのやうである。左側の貝輪が原状の儘に見出

されたに依れば、右側から混亂の狀態に發見された貝輪の全數は元來此の側にあつたに相違無いが、検査後取り離した圖版第三(一)の六個を加へて總計十七個程あつて、右側前膊に裝するに數が少しく多過ぎる感がある。上述の實例に於ける如く、其の若干は手の傍に置かれて居たやも知れぬといふ疑いがあり、或は幾個かが上膊に裝され居たやも知れぬといふ疑問も起る。併し此の側に於いて人為的に動かされた形跡あり、上膊骨の行衛も知れぬとあつては、其の原狀如何を確知せんは最早や不可能である。其の他前述の實例に於いても、貝輪の總數少くとも二十八個あつて、これ亦多數である。各個の貝輪を咬み合さしめ十七八個位を前膊に裝し得たやも知れぬが、必然さうであつたとは認め難く、此の點は他日好適例の出るを俟つて判断するより仕方が無い。尙此の右側の貝輪に就いてその分解消散せる部分の如何を注意すると、此の側に於ても喰違ひ部若しくはそれに近き部分が消滅して居る傾向あつて、前に左側のものに就いて陳述した個條に依つて判断すると、此の側に於ても亦喰違ひ部を概して手甲面側に廻はして居たやうに推察せしめる。此の例の貝輪が前例のものと同様、いかひの肩部を輪切にせるは確實であり、喰違ひ部以外の部分に就いて測ると、最小のもの直徑五八糎、最大のもの直徑七九糎、輪切りの厚さ一三乃至一七糎である。尙前例のもの壘内に多少の朱を見た由を記したが、此の例に於いても壘内の土壌に少量の朱を認め得た。

第五出現の壘棺は又上述の第四出現のものに近接し、其の西南に平行の位置に埋没し、長徑を略西北、少しく北に偏す)に向けて居た。兩棺の間隔は約四五糎許りであつたが、此の後に出土た壘棺は前のものより稍深く地下一〇五米のところ埋もれて居た。此のものは大壘二個の口を合せ

た所謂合口甕であつたが其の合せ目に厚き粘土の目張りがしてあつたことは前者に於けると同様であり兩甕は殆んど水平の位置を保つて居た我が地方に見出さるゝ多数の合口甕に就いて檢すると兩甕等大のものを用以てある場合殆んど無く埋没地點たる丘陵其の他の傾斜地の高い側にあるものが稍大形であり又低い側にあるものが少しく小形のことゝが普通である今回發見のものは此の點又從來のものゝ全然同様であつて、丘の高點に向ひ東南に置かれたものが形大きく、口徑八五糎、深さ一二〇糎であり、丘の低側の西北にあつたものが形少しく小さく、口徑八二糎、深さ一一〇糎、兩者を合して長徑二米三〇、樂に大人の屍體を葬り得る大きさを保つて居た、此の兩甕はともに余の所謂第一系彌生式に屬せる赤褐色素燒の土器であつて、口縁部平たく幅廣く断面鉞形を呈して屈折して突出し、口縁の下方に一條腹部に二條の隆起帶を纏へるものであつた、我が地方に見出さるゝ甕棺には往々其の底部に近き邊に後から小孔を穿つたものがあり、これを以て當時の迷信によつて靈魂出入の口として特に設けた孔であるといひ、或は埋葬後にも液状の食物を入れてやる口とひ、或は屍體腐敗の際に生ずる汚液を除去する尊孔といひ種々なる浮説があるから從來此の孔の有無を注意し來つたが、小孔の無い場合が多くあつて、孔あるものは寧ろ頗る稀有であり、今回の兩甕にも孔のあつた形跡を發見せなんだ、此の兩甕も亦多年の土壓に依つて已に土中に於いて裂れ目を生じ、甕内に厚さ二〇糎内外の土壤の侵入を示し、その所々に松根の走行せるを認知した。

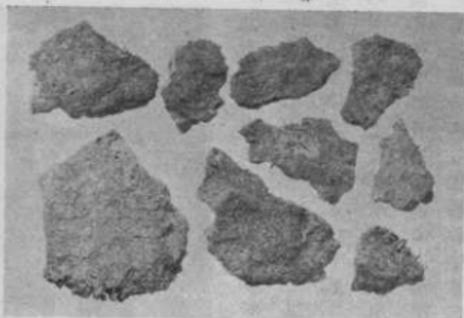
發掘せる時甕壁に裂れ目あるを認めたら、上側を爲せる甕壁破片を徐々に外づして行くと、内部に侵入せる平坦なる土壤の表面に、土色に汚染した骨の突出せるものが兩甕の内部に一ヶ

所宛都合二ヶ所に見えて來た。東南側の大形甕の底より約三〇厘米程距り棺の中軸部に少しく突出せるは薄き板狀を爲して少しく彎曲したものであり、頭骨たるは疑無く、殊に其の形狀より顛頂骨の如く思はしめた。又西北側の少しく小形の甕の内部にあつて、甕の合せ目より稍離れて西南側の甕壁に沿ふて其の小部を突出せるものは左側大腿骨の下端部なること確實であつた。此の二ヶ所の骨の突出状態より、棺の主人公たる者が體の左側を下にし脚を少しく屈折して横臥の位置に葬られて居るを推察せしめたから、最初に右側前膊に相當せる位置を検して、甚だ容易に貝輪を装せる此の部の骨格を發見し、次で他部の骨格、左側の貝輪及び錢劍を見出し得たが、發見の順序に陳述すると甚しき混雜を來すから便宜上屍體の部位に隨つて説述すると、概略下の如くであつた。

此の甕棺に於ける骨格は前述のものより分解作用著しく進行し、甚だしく脆弱となり、骨面に細かき裂損を示して保存状態頗る不良であつた。上述の突出せる顛頂骨の如きも頭蓋の形を爲して居たのでは無く、腐朽した木片の如き狀を呈して突出し、頭骨が已に潰れて完形に残つて居らぬのは最初より明瞭であつた併し此の部に屍體の頭があるは確實であつたから、徐々に土壌を除去すると第十二圖に示す如き小片に碎けた頭骨が出て來り、それに接して第十三圖に掲ぐる如き下顎骨が歯牙と共に出現した。此の下顎骨は横に西南に向つて土中に埋没して居り、他部骨格の出入と對照すると、此の屍體が頭を横に西南に向けて葬られて居たのは確實疑ふべくも無い。此の頭部の位置と下述の骨盤との中間からは多くの脊椎骨及び肋骨等が出現したが、是等は棺の中軸部と東北側の甕壁との間に埋没し、殊に脊椎骨は甕壁に沿ふて見出された。是等の諸

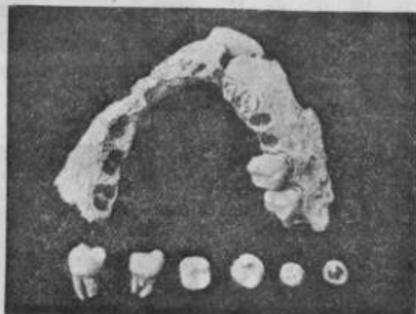
骨は保存状態殊に不良であり、其の原形を保たしめんこと到底不可能であつた。甕棺の合せ目に

第二十圖



第五回現出甕棺内頭骨

第三十圖



第五回現出甕棺下顎骨及牙齒

半部とよく似た恥骨部の折れたものとして取り出し得たのである。此の骨盤の形態より屍體が男性なるを知らしめ、男性も亦貝輪を装することあるを實證する好資料であつたが、何時の間に於て第十四圖の上方に掲げた如き殘缺になつて了つたのは遺憾である。上膊骨は變質甚だしく消滅に類して居たが、右側前膊の兩骨は貝輪六個を装せる状態に見出されたのであつて、圖版第四(I)は其の原状を示したのである。取り出す際に破損を生ぜしめたが、圖の右側に少しく突出せ

近く棺の中軸より著しく東北の甕壁に偏して骨盤を見出したが、此のものは横に西南に向つた状態に埋没して居た。下位にあつた左半部は土壤と大差無き状態に腐朽變質して居たが、其の右半部は尙好く原形を保ち前に第八圖に掲げた前例骨盤の右

るは尺骨であり又左側に向つて突出せるは橈骨である。上述の如く調査當時此の部を最初に見出したのであるが、此の時の所見に随ふと、尺骨は屍體の後側に向ひ、又橈骨は屍體の前側にあつて、双方の手關節端は恰度上述の骨盤の腸骨上縁の上に置かれて居た。此の位置的關係より判定

第四十圖



第五圖大骨盤内棺裏現出五第

第五十圖



第五圖掌内棺裏現出五第

すれば、此の屍體の右上肢は屈折の状態に於いて、其の手關節を脛に當て、手甲を外に、又掌を體に潜へて居たに相違無い。而して以上兩骨の手關節端に接續した土中から掌骨をも見出したが、第十五圖上方の三個がそれである。横臥して居る屍體殊に其の骨格が概して著しく分解して居るものとして、左上肢の所在を見出すは稍困難であつたが、幸にも前膊に貝輪を裝して居た爲、其の保護に依つて貝輪附近のみが割合に好良に残存し、終に左上肢の位置を判定し得るに至つた。此の貝輪を裝せる左前膊は右側のもつと反對側なる甕壁に接して稍斜に甕の合せ目に近く見出されたが、残存せる尺骨及び橈骨の半部は孰れも其の手掌面側を上、又手甲面側を下に甕壁に向

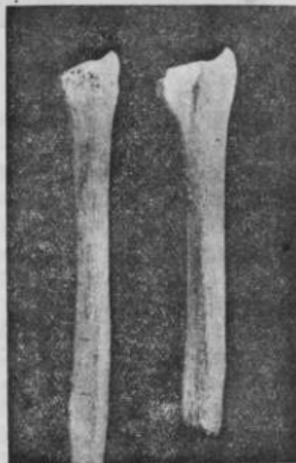
はしめて埋没して居た随つて此の側に於いては少しく肘關節を屈折して前膊を稍前方に差し出した状態にあつたと思はしめる。第十六圖右方のものが此の前膊の尺骨であり、又第十七圖右方のものが橈骨である。尙此の前膊兩骨の手關節端に接して三個の小さな手骨を見出したが、第十六圖左側上方の三個がそれである。其の他後日に至り保存してあつた土壌を再檢して四個の

第六十圖



第五圖現出桡尺骨及腕骨

第七十圖

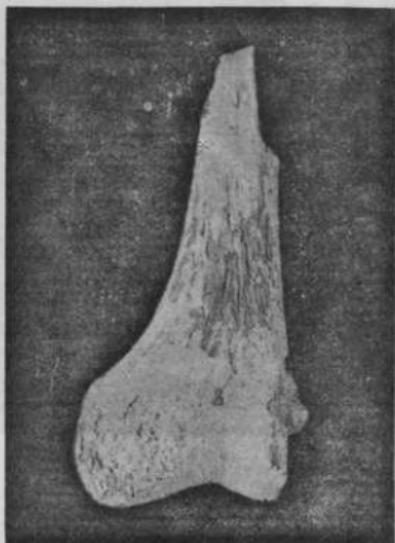


第四圖及第五圖現出桡骨比較

掌骨をも發見した。第十五圖下方に列べたものがそれである。次に上述の骨盤の位置から斜の方向を域つて小形の方の鑿の内部に突出して居る左側大腿骨下端部の方に向つて左右の大腿骨が見出され、次に膝を屈した方向に脛骨も發見されたが、後日に至つて上述の骨盤と共にこれが著しく破碎して居るのを知つた。右大腿骨の如きは發見當時其の頭部迄連續して出たのであるが、是等が多くは粉碎して拾收し難き状態になつて了つた。第十四圖の下方に列した三骨のうち、左右のものが左右の大腿骨殘缺であり、中間のものが脛骨殘缺である。又第十八圖に示せるは最

初から土面に突出して居た左大腿骨下端部である以上の位置的關係から考察すると、屍體の兩下肢はくの字形に屈折して葬られて居たと思はれ、左大腿骨下端部が土面より突出したのに、右側のものがそれより低く土中に埋もれて居たことから推察すると、左下肢は軽く立て膝の状態にあつたらしく、場合に依ると脚を

第 十 八 圖



第五圖現出髌骨左大關節下骨端部

と考定すべき前例の橈骨と此の例の同骨とを比較したのであつて、圖の左方にあるものが前例の女性のもの、右方に置いたものが此の例のものである兩者を對照すると、右方に置かれた此の例の橈骨が左方の女性のものに比して太く堅固に造られたるは一目瞭然であり、骨面に見ゆる突隆部及び溝狀部が頗る顯著に現はれて居る。余は今回此の骨を九大醫學部解剖學教室にある男性の骨格に比較して見たが、此の骨と頗る好く似た形態を現はして居た。此の例の屍體が男性

にあつたらしく、場合に依ると脚を組んだ状態にあつたやも知れぬ、併し後に至つて分離した際右側のものが倒れ落ちたと見ても差支無い。屍體の性に關して骨盤の状態より男性と考定すべきことを上文に説述したが、管狀骨殊に保存状態稍好良なる尺骨及び橈骨に依るも、男性と推定して可なる理由を發見する。第十七圖は此の説明の爲に女性

なりしこと確實と稱して可い、而して此の屍體が下述の如き貝輪を裝せるものなりしに依れば、男性も亦時に貝輪を裝せる場合ありしを知るべく、尙此の例に於いて武器として鐵劍を見出せしこと亦此の屍體が男性なりしを告ぐるやうに感ずる。年齢は成人期に達せること明瞭であり、尙牙に磨滅を見る少き點より壯年の人なりしを推察し能ふ。

次に以上の甕棺内に見出された貝輪に就いて述べるに、甕内に淺く埋まつて居た右前膊のものには保存好良と稱して不可無きが、深く埋まつて居た左前膊のものは保存状態極めて不良であつた。圖版第四(Ⅰ)は貝輪六個を右前膊に裝した儘の状態であり、同圖版(Ⅱ)はその各個を分離した状態である、而して此の(Ⅱ)圖に附した數字は各貝輪を手關節側の方から數へた順番であつて、撮影に際しては各貝輪の手關節に向つた側を上にして寫したのである。是等を通覽すると、手關節に近く最も小形のものがあつて、番號順に少し宛大さを増し、前膊の形に適合するやう順序よく重ねて裝されて居たのは明瞭である。貝輪各個の大きさはその一々のものに就いて計測して置いたが、各個それ／＼のものを掲ぐるは煩はしいから、最小最大の兩者に就いていふと、同圖(Ⅰ)のものは縦の外徑九二糎、同内徑七二糎、横の外徑七一糎、同内徑五一糎、厚一三糎であり、同圖(Ⅱ)のものは縦の外徑一一三糎、同内徑九〇糎、横の外徑八一糎、同内徑六五糎、厚一六糎である。尙貝輪兩面の状態を示さんとしてこれを圖版第五(Ⅰ)に掲げて置いたが、同圖の右方のものが貝の内面の方から見た状態、左方のものが貝の表面の方から見た状態である。是等の圖より知り得る如く、それぞれの貝輪には一方に向つて圓錐狀に突出した部分を存するが、これは原料となつた貝の表面に突出して居た結節であり、斯る結節が各貝輪の面に残るやうに注意して切られて居るのである。

而して圖版第四(一)圖に依れば此の結節はすべて同じ側に列んで居たのは明瞭であつて、これを裝して居た前膊に就いていふと、その尺骨及び橈骨の位置的關係から考へて、此の結節が右前膊の手甲面側に廻はされて居たのは確實であり、貝の表面側が手關節に向ひ、又貝の内面側が肘關節に向ふ關係となつて居た。前文に於いて余はいもがひ輪切貝輪の突出せる喰違ひ部が手甲面側に廻はされて居たことを述べたが、縦斷貝輪に於いても亦同様の事が行はれ、突出した結節部をすべて手甲面側に置くやうに裝されて居たのであつて、上肢働作の便宜上より斯る裝身法が行はれたことを推察し得る。併し乍ら個々の貝輪には故らに結節部が一ヶ所宛殘されてあり、頗る注意周到の作り方がしてある實狀あるに依れば、貝輪の裝者が結節を邪魔物視して居たので無いのは明瞭である。随つて如上の裝身法は單に上肢の働作の側からのみ觀察すべきものでは無く、一方には又粧飾的意義を有せるものとして觀ねばならぬ。眼に觸れ易き手甲面側に結節を廻はして居たのは、面に變化を求めて美觀を添へるといふ如き意味も含まれて居るやうである。斯く考察し來ると、前に述べた輪切貝輪の裝身法も亦同様の意味を帯びさしてあるやも知れぬと思はれ來る。

以上の貝輪が或る巻貝を縦斷して作られて居るのは甚だ明瞭であるが、その原料とせられた巻貝が何であつたやこれを確言し難い。豊前國京都郡泉村大字竹並の古墳から發掘され、鏡形石の原始形といはれて居る貝輪は護寶螺又は水字貝を縦斷したものとして考定されて居るが、今回のものはそれと符合せずして、低き圓錐狀の結節を有するもので、無くてはならぬ様々に迷ふた末、終に余は矢張りてんぐにしらしく思ふに至つたが、此の點は更に調査を重ねたいと考へて居る。

上述六個のものは確實に右前膊に裝されてあつたが、意外なる事にも是等とは別に其の傍に更に二個の縦斷貝輪が置かれて居た。圖版第五(一)に示したのがそれであつて、圖の左方の小者が裝身六個のものの尺骨側に接し、右方の大者が其の外側にあり、共に其の結節を上に向けて重なつて埋没して居た。兩者孰れも不完全、一方殊に元來螺階のありし部分に缺失を見るものであつた。六個の貝輪を裝せる右前膊の傍に更に二個の破損品を發見したのであるから、棺の主人公が元來八個の貝輪を右前膊に裝せるを推定しやうと欲する人があるやも知れぬが、遂に此の所説に賛成の意を表し難い。寧ろ余は此の二個の破損貝輪を以て元來左前膊のものなりとし、埋葬に際して左側のものを右側のものの傍に副葬したのであらうと推定しやうと思ふ。其の理由に關しては次に左側の貝輪に就いて陳述する際説明することとしやう。

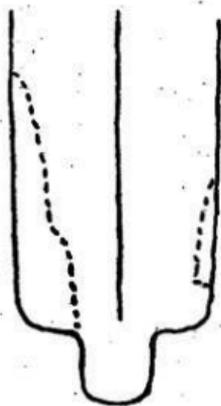
左前膊の兩骨が又貝輪を裝せる状態に見出されたのは上述の如くであるが、此の側が壘壁に接して深く土中に埋没して居た爲、分解作用甚だ顯著であつて、極めて脆弱なる石灰質に變じ、殊に下方の壘壁に接着した部分に於ては粉末状態と稱するも大過無き有様に變質して居た。此の側に於ても右側のものの如く其の原状を撮影し置かんと欲したが、變質甚だしきが爲乾燥と共に分散して拾收し難き状態になつて了つた。第十六圖の左側下方に置いた十個の破片は此の分散した貝輪のうちから大形の斷片を拾ひ出したものである。余は今回貝殼の如き石灰を主成分とせる物質の存在が骨格の分解に對して如何に大なる抵抗を與ふるやを明知したのであつて、今回の實例に於いて骨が割合に残存して居たのは貝輪の保護を受けて居た爲であることを諒解し得た。此の左前膊に於いては、保護者たる貝輪それ自身は矢張り多年の自然作用に抵抗し得ずし

て、圖示する如き憐むべき状態になり行いたが、其の庇護の下にあつた貝輪を装した部分の骨のみは、埋没深く分解甚だしかるべきに拘はらず、圖の通りの好良なる状態を保つて居たのである。已に散開した後から、貝輪の個数を知らんは不可能であるが、發掘當時是等は四個の輪として尺骨及び橈骨の残存部に装された儘の状態に出現し、各個の平き側即ち貝の結節の反対側が上に向つて前膊の手掌側側に廻はされて居たことも判つて居る。圖示した諸斷片を見ると、元來貝輪の一方にあるべき突出した結節は其の何處にも見當らぬのであつて、此のことは貝輪の分解が殊に此の側に於いて著しく、それが下に壘壁に向つた手甲側側に廻はされて居たのを示すのである。分解甚しいとはいへ、四個の輪として見出されたのであるから、左前膊に四個の貝輪を有したのは確實であるが、右前膊の傍から二個の破損品が出たのを顧慮すると、元來此の人は左右に六個宛の貝輪を箝めて居たやも知れぬと思はれ來り、右に八個左に四個では均齊が取れないやうに感せしめる。此の點を如何に考ふべきや熟ら貝輪を眺めて居ると、元來左右に六個宛、埋葬の時に不用意に左側の破損器を右側に置いたに過ぎぬやうに思はしめる。個條を發見する破損貝輪二個の缺失部が何處であるやを注意すると、上述の如く兩個とも貝の螺階の見える部分が缺失して居る。而して上に述べた裝身法に隨つて此の二個が元來右側に箝められて居たと假定すると、其の橈骨側即ち拇指のある側に缺失が起つたと見ねばならぬ。然るに箝められた貝輪の何部に損傷を受け、易いであらうかを考へると、これが斷えず他物と觸接する尺骨側即ち小指のある側であるべきを推察し能ふ。固より必然此の側に損傷を受けるとは限り難いが、可能性の強弱といふ點から觀察すると、以上の貝輪は二個とも可能性の少い側に缺失を生じたこととなつ

て、自然の傾向と合はないやうに感せしめる。然るにこれを左側に廻はして、元來此の側の前膊に裝されたものと假定すると、二個ともに損傷の可能性大なる尺骨側即ち小指のある側に缺失を見る事となつて、自然の傾向と合致するを覺えしめる。破損品二個は右前膊の傍に置かれては居たが、これを以て元來左側のものと思定すると、左右六個宛になつて均齊が取れる上に恰度破損を生じ易い側に缺失を見ることとなり、斯く考へることが右に八個左に四個と推定するより餘程妥當のやうに思はれるのである。兎に角斯る破損品を捨てずにこれを保存して置き、所有者の死に際してこれを副葬したのであるらしきことから觀察すると、斯る貧弱なる貝輪と雖、當時の人々にとつては餘程の貴重品であつたらしく感ぜしめ、原料がてんぐにしのやうな有り振れた貝で無かつたのでは無いかといふ疑も起る。

三例の甕棺から緘々貝輪が見出されたことだけでも已に斯學研究上頗る有益な事實であるが、尙望外の幸として此の例の甕棺からは一口の鐵劍が出現し、併かも其の劍が普通の鐵劍と多少形式を異にして居たことは、考古學上頗る感謝すべき新發見といはねばならぬ。圖版第五(五)に

第十 九 圖



第五五圖出甕棺內鐵劍圖原復部

掲げたのが此の劍であつて、鑢ひ朽ちて關の部分に小欠を見るが、原形を知るのは容易であり、此の部を復原すると第十九圖の如き形狀であつたに相違無い。全長三〇・五、身の幅三八、背の厚さ一〇、櫃鑢の有無は鑢の爲不明瞭となつて居るが、身の中軸部に低き鑢があつた赴を呈

して居る。此の鐵劍に於いて頗る特異に感せしめるのは莖こゝろに相當する突出部が極めて短かく、一〇(幅一・二)に過ぎぬことである。圖のみに依ると、元來長かりし莖が此の部に於て折損して居るやうに思はれるやも知れぬが、實際には短莖のものとして作爲されて居るのであつて、これに接續した長き莖の破片は全然發見されなうだ。要するに此の劍は爾後の古墳より見出さるるものとは異つて、一段古き形式即ち銅劍式に作られたものである。細形銅劍は最初から頗る短莖のものとして作られて居るが、銅劍中には考古學者が摺上げ式と呼んで居るところの折損した劍身を利用して再び其の末端に短莖を作り出したものもある。銅劍は鑄造物であつて、譬へ錆びても深錆せぬのが普通であるから、初鋸か摺上げかを判別すること容易であるが、今回出現のものは鐵劍であつて著しく錆びて居るから、初鍛か摺上げかを決定し難い併し其の赴からいふと、恰度摺上げ式細形銅劍と頗る好く似た形態を具へて居る。尙此の鐵劍に就いて注意を惹いたのは、發掘の當初此のものの短莖の面に細き絲を卷いた痕が見えて居たことである。銅劍の莖に斯る卷絲痕を見ることが頗る稀ではあるが、已に其の實例があつて、余自身もそれを學界に報告したこともある。恰度それと同様の卷絲の痕を以上の鐵劍にも見出し、これを山本土木課長にも御示したのであるが、爾後乾燥と共に此の痕跡は極めて見難い状態になつて了つた。以上の鐵劍の出土状態として、此のものが壟棺の長徑とは稍斜に、屍體の胸に沿ふた位置から見出され、其の莖端を骨盤の前上方即ち恰度帯の邊に置き、兩刃を上下にして、關部の缺失大なる側が上、缺失小なる側が下、鋒つらを下顎骨の出た位置の方向それより少しく前方に向けて居た。當時傍觀者の一人が此の劍の出土を見て「喉を突いて死んで居る」といつたが、事實はさうでないとしても、此の一言は

屍體に對する鐵劍の位置的關係を畧表はして居る。劍の莖端が恰度帶の位置の邊にあつたから、此の劍を身に帯びた状態に葬られて居たやも知れぬが、其の鋒が屍體の上方に向ひ轉倒して居たことから推察すると、劍を帯して居たのでは無いらしく、副葬品としてこれを納棺するに當つて、平素これを帯ひて居る帶の邊に其の柄を置いたと見るべきであらうと考へる。

前二例の貝輪を容れて居た甕棺内に朱が入つて居たことを記したが、此の例の甕棺内にも亦朱を見出し、併かも其の分量が前例のものより稍多量なるを認知した。稍多量といつても實際には少量であつて全體を集めたとしても二合分位に相當するに過ぎぬと思ふ。屍體に對して朱が如何にあるや、骨格が消滅して了つた後から研究しやうにも其の道が無く、隨つて朱の有り方は從來全く知れずに居たが、幸にも此の甕棺に於いては不完全乍ら骨格が残存し、朱のあり方も多少知れて來た。此の甕棺に於いて朱は屍體の頭部から胸の上部にかけて最も多く、此の部分に於いては頗る菲薄乍ら朱層と稱すべき赤き層が見られ、其の以外の大部分に於いては唯土壤が少しく赤染して元來朱があつたを知らしめる程度に過ぎなんだ。此の朱の存在は腰以上屍體の大部分が這入つて居た東南側の大形甕の内部に於いては隨處に見られたが、甕の合せ目を超えて脚部を覆ふてあつた稍小形の甕の内部に至ると、朱の有つた形跡皆無。土壤の赤染杯其の何處にも發見し得なんだ。以上は今回見た棺内に於ける朱の有り方を述べたのであるが、此の朱の有り方は甕棺の行はれた時代に於ける葬法を知る有力なる手懸りとなるのであつて、これに就いては後條に説述することとせやう。

包含層所在地として土器は多く出現すると、當初左程有望らしくも見え、なんだ夫婦石

遺蹟に於いて、四ヶ所列んだ甕棺のうち三ヶ所から相次で多数の貝輪を發見し、終に古式の鐵劍をも見出すに至つたのは上述の如くである。此のことから想像すると、愈々土工が昔の墓場の區域に進行し來つたらしく、更に多数の遺物を得るに至るであらうと期待せしめたが、爾來甕棺の出現せるもの一ヶ所も無く、附近の小山は全然崩し去られて、低き運動場と改造され、余の調査も茲に一段落を見ることとなつた。

考 案

我が地方に於ける甕棺の分布極めて濃密であつて、地下げ等の土工に際して、或る一局部に於いて其の幾十の群在を見ること決して稀で無いにも拘はず、骨も遺物も無きことが普通であり、遺物を出す程のものとなると、其の實例極めて僅少であつた。幸にも今回三ヶ所の甕棺より貝輪及び鐵劍を發見して、金石併用時代の事物研究上一大進展を見るに至つたから、上述の所見を基とし、本項に於いて當代の事物に關して私案を開陳しやうと思ふ。

我が國の古代に於いて石器時代と金屬器時代との過渡期として、金石併用時代とも稱呼すべき、一方には古來の石器がまだ實用されつつあつたに拘はず、他方には已に金屬器が使用され始めた時代のあつたことは、大正六年に我が地方の遺蹟調査に基づき余が主張したところである。今回見出されたやうな彌生式系統遺蹟が恰度此の過渡期のものに相當するのであつて、此の系統の遺蹟から石器を見出すのは普通であるが、純然たる石器時代の遺蹟で無い證據として、或る遺蹟から金屬器が出て居るのを知る。幸にも余の主張した考説は爾來、學界の承認を得、今日に於いては一般の學者が斯る過渡期の實在を信じて居らるるから、これに就いては最早や多くの

言辭を費す必要を認めぬ併し乍ら斯る過渡期のものとして金屬器は當時餘程の貴重品であつたらしく其の實例として提示し得べきものは其の數寔に僅少である隨つて我々は尙進んで斯る金屬器の好適例を搜出して置く必要を感ずるが中々希望通りには行かぬ諸方を搜し廻つて他人の所藏品中に其の時代に考定すべき遺物を見出すことは往々あつたが今日ではそれすら搜し盡された觀があり新例を追加せんことは中々容易で無い近世の研究者の眼前に當代の金屬器が出て來た實例としては先年の京都帝國大學の調査に際して筑紫郡春日村大字須玖字岡本に於ける甕棺から一口の銅劍が発見された唯一の例があつたに過ぎぬ然るに今回岡らず夫餘石の遺蹟に於いて甕棺から一口の鐵劍を見出し得たのである此の遺蹟が多くの實例の通り石器を伴ふて彌生式土器を出すものなるに依れば此の位置に當時の人々が住居鑿穴が其の住居址であるとして居た時代に石器が實用されて居たのは明白併かも當代の墳墓たる彌生式の大甕の内から鐵劍が出たのであるから此の時代に已に金屬器があつたことも確實以上の鐵劍は金石併用時代の遺物として提示するに少しも不安を感ぜしめぬ好條件の具つたものであり學界に此の好適例を紹介し得る好機に際會したことを以て余は至幸と感じて居る。

日本國中我が福岡地方から最も多く見出さるる銅銚銅劍が金石併用時代の利器であるべきことは上述の考説發表に際して余の陳述したところ今日では一般學者の承認せらるるところである此の銅銚銅劍が青銅即ち銅と錫との合金を以て鑄造したものなるに依つて日本にも歐洲に於けると同様の青銅器時代があつたとし余の所謂金石併用時代のことを銅器時代又は青銅器時代の名を以て呼ばんとせらるる學者が往々あるが余はこれに賛意を表し難い歐洲及び

支那には特に銅器時代青銅器時代の名を以て呼ぶべき特別の時代があつたとしても、日本には斯る特稱を以て呼ぶべき時代があつたのでは無い。銅銕銅劍と同時に已に鐵器があつたとは考證發表の最初から余の陳述したところである。日本の古代文化の發達は石器時代から一足飛びに銅鐵器時代に進んで居たのであつて、決して石器時代→銅器時代→鐵器時代といふ順序に進んで來たのでは無い。何故に日本の古代文化が斯る發達を遂げたやといふと、これは古代支那文化の影響を被つて、それに追隨して行つたからである。恰度日支の交通が始まつた時、それは恐らく漢の武帝が朝鮮を征服して以來のことであらうが、その時代の頃の支那文化が銅器時代と鐵器時代との過渡期であつたが爲に交通に依つて銅器と同時に鐵器も渡來し、茲に日本にも銅鐵器時代の文化が開發されることとなつたのであらうと推察する。日本の古代文化の發達に古代支那文化の影響が現はれて居るのは銅銕銅劍の研究に依つても證明される。古式と考定すべき銅銕銅劍として如何なるものがあるやといふと支那渡來品と目すべき頗る立派な利器があり、支那からはこれと大差無きものが出土するが、その利器が日本に於いて發達し終に立派なものに造り上げられたといふ證據を挙げ難い。金石併用時代の金屬器殊に古式と考定すべきものをみると、其の實物は頗る立派なものであつて、これが石器と同時代のものとは逆でも受取り難いのである。永く金石併用時代の存在に氣附かれななんだのは、要するに當代の金屬器が餘りに立派過ぎたからなのである。併し乍ら其の立派さは當代に於ける支那文化の進歩を物語つて居るに過ぎぬのであつてこれを當代の石器と對比すると、文化發達の程度に於いて當時如何に彼我の懸隔が甚だしかつたかを了解し能ふのである。然らば新式といふべき爾後のものとして何かあ

るやといふと以上の支那製品と見るべきものの模造品があるに過ぎぬ。斯る事情あるに依れば、支那文化の影響を被つて居たことは争ひ難い。説明の當否は兎に角、銅銕劍と同時代に已に鐵器のあつたことは疑を容れ難い一の事實である。然るに此の鐵器なるものは爾後永く今日に至る迄用ひられて居るから、これが或る時代のものなるを決定するに困難な事情を有する。特別の條件の具つたもので無い限り容易には斷言し難い。遺蹟を巡檢して鐵片を發見したとしても、直ちに其の遺蹟と同時代のものと簡單には推定し難い。譬へ包含層から出たとしても、その包含層に人爲的攪拌の形跡があつたならば、直ちに疑問標を附けらるるのである。斯る事情が一因となつて銅銕劍と同時代の鐵器として學界に知れて居るものは極めて僅少である。然るに今回夫婦石遺蹟に於いて一口の鐵劍を得た。後世の遺物が混入すべくもあらぬ彌生式の變棺からこれが出たのであつて、出土状態が多くの銅銕劍と全然同様であり、併かも其の形式が爾後の古墳發掘の鐵劍とは異なり、純然たる銅劍式に作爲されて居た。斯るものなら何人もこれを疑ふの餘地が無いのである。此の鐵劍を振り躰して茲に余は再び往昔我が國に於いて銅銕劍と同時代に已に鐵劍のあつたことを唱導しやうと思ふ。尙此の鐵劍の形式に關しては後文中に一言し置くことがある。

我が福岡地方を分布の中心として土工に際して多く見出さるる合口甕或は單獨甕が一種特異の棺なるべく、これが彌生式土器と同時代のものなるべきは夙に余の唱導したところであつて、これ亦一般學者の承認せらるるところとなつた。爾來此の大甕は變棺なる名を以て通稱せらるるに至り、學界の注意を惹き來つたが、學者中此の大甕を棺として特製のものとして考察せらるる

人あるらしく、遺蹟に於いて一片の大甕破片を見出し、直ちにこれを以て甕棺破片と稱せらるる場合、口に遭遇することが屢々ある併し乍ら余は此の研究的態度に對して不滿の意を表せざるを得ぬ、口を合せて時には單獨に、水平若しくは少しく傾斜して、地下に埋没せる甕が一種の棺なるべきは、今日最早やこれを疑ふの餘地無きものであるが、遺蹟を巡檢して大甕の破片を見出す場合甚だ多く、併かも此のものが必然棺と認め難き状態に埋没せるを見るものが屢々ある、散列せる遺物中に元來棺を爲せしものの破片が混入せるは必然と信ずるが、元來の状態不明のものを直ちに棺と稱するは不當と考へる、是等の破片中に當然此の時代の常用品の破片が多く混入して居らねばならぬ、余は棺として利用せられた大甕を以て、實際には棺として特製のもので無く、單に當時の常用品を轉用したに過ぎぬと考察する、今回夫婦石遺蹟から、上文に舉示した五ヶ所の甕棺の他に、尙一個の完形を具へた大形甕が見出されて居るが、其の出土状態を聞くと、正しく直立して口を上に向け地下に埋没して居たといひ、出土状態が普通の甕棺と符合せぬから、棺ならざるものとして提示を省いたのである、大甕を以て棺として特製のもの、と認め難き理由に關しては、夙にこれを學界に報して置いたが、今回發見の五ヶ所のうち親しく其の實物に接した四ヶ所のもののみを見ても、到底これを以て棺として特製のものとは察し難い、第一出現の小見の棺と目すべきものを見ると、合口甕であつて、一方の甕は圓を以て示した如き有頸の併かも奇異な粧飾様加工を口縁部に見るところの土器として精巧な器物であつたに拘はらず、他方の甕は極めて有り振れた簡單至極の粗雑な器物であつた、双方相應せぬ器物が使用されて居たのであつて、特製品として斯るものが作爲さるべき道理が無い、當時有り合せた二つの容器を棺として

利用したと推察するのが最も妥當と信ずる。随つて彼の奇異な粧飾の意義に就いて考へんとするに當つては棺ならざる他の用途を有せるものとして考究せねばならぬ。第二出現のものは單獨であつて板石の蓋を有せるものであつた。此の式の壙棺は割合に少數であるが已に其の實例を見られて居る。第四出現のものは合口壙ではあるが實際には單獨壙と合口壙との中間形式ともいふべき鉢形容器を蓋とせるものであつた。此の例に於いて大壙の口徑八五種に對して鉢形容器の口徑は僅に五五種であり蓋として應はしからぬ小さきものであつた。大壙の口縁が頗る幅廣く且つ厚き粘土の目張りがあつたればこそ蓋として其の位置を保つて居たが検査に際して粘土の目張りを除去すると大壙の内部に落ち込まんとする程の不相應に小さき器物が利用されて居た。特製品として斯る棺を作つたとは到底これを推察し難い。當時水壙として用ひた或は他の食料でも貯へた大壙を利用してそれに有り合せの鉢を被せたものと考察すべきである。第五出現のものは實例最も多き合口壙であるが此のものは常例の通り一方が大きく一方が少し小さいのである。特製品ならば其の口徑を等大に作るべく少くとも等大に作つたのがあつて然るべきであるが事實に於いて余はまだ全然等大のものを見たことが無い。合口壙は普通に一方の方が少し小さい。其の理由として大きい方に屍體の主なる部分が入り、小さい方に脚部が入るからだとして推説を述べたことがあるが今回愈々余の推説が事實的に證明されて來た。此の第五出現の合口壙に於ける屍體の有り方は正に余の考へた通りになつて居た。以上四例の壙棺を通覽すると其の形式が皆それ／＼異なつて居る。特製の棺を使用するなら其の形式が斯く迄區々になるべき道理が無い。二個の大壙の所有者は其の二個を利用して寢棺の形式にする

が、一個の大壘の所有者は一個で済ませて置き、其の中鉢の所有者はそれを蓋として被ふせ、それも持たないものは石の蓋をするといふたやうな様々の事情に應じて適宜に埋葬を舉行したが爲に、斯く迄形式が區々になつたと思ふのである。此の事情が必然以上の如くであつたといふのでは無いが、各人思ひ／＼に有り合せた器物を轉用したのが爲、自然種々なる形式を見るに至つたと考察する。如何に考へても所謂壘棺が持製品であらうとは到底これを信じ難い。随つて大壘の破片を以て直ちに壘棺破片と判断するのを正當とは稱し難いと思ふ。如何様でも可いことのみやうであるが、壘棺の分布を研究し、これから或る手懸りを得んとするに當つては極めて重要なことである。

上文中に余は壘棺として利用した大壘には時々後から穿つた小孔を見る場合があることを述べ、此の小孔を以て靈魂出入口の口であるといひ、或は埋葬後にも尙液體食物を注入してやる孔であるといひ、或は屍體腐敗の際に生ずる汚液を排除する導孔であるといひ、種々なる考説があることを陳述したが、大壘が元來棺ならざる他の用途を有せしことに思ひ及ばずして、斯る考説を漏らさるるのは畢竟其の人々が壘棺を特製品の如く考へて居られたのを示すのである。埋葬状態として若し此の小孔が下に向つて居たなら、靈魂出入口としても亦液體注入口としても都合が悪い。又若し此の小孔が上側にあつたなら、汚液排除の導孔とも看做し難い。此の小孔が埋没せる壘棺の奈邊にあるかを知らんとして、爾後注意し來つたが、一向小孔あるものに遭遇せぬ已に原位から取り離された破片に斯る小孔を見出したことはあるが、埋没の原狀として小孔あるものは容易に見られぬのである。斯くの如しとすると、小孔を有する壘棺は寧ろ特例と認むべき

ものであつて、甕棺の大多數は小孔を有せぬものと思はねばならぬ。事情が斯くなり行くと、彼の小孔は靈魂出入口でも、液體注入口でも、汚液排除口でも無く、夫等とは全く異つた或る役目を爲して居たと推察せねばならぬ。上述の管見に隨つて甕棺が元來棺としての特製品では無く、他に用途があつたのであると考へ來ると、彼の小孔は其の用途の方から觀察すべきもののやうに思はれ來る。斯る考路を辿つて余は彼の小孔を以て今日の樽の呑口の如き役目を爲したものと推察し、偶々斯る小孔ある大甕を棺として轉用した場合に、小孔のある甕棺が見られるに過ぎぬと認定しやうと思ふ。

甕棺の行はれた時代の葬法の如何を尋究すると、今日の如く納棺して墓所に送つたので無いのは、明瞭である。棺として利用した大甕は其の壁が随分厚く造られて居るとはいへ、元來破砕し易い彌生式土器であつて、屍體を納めて墓地に送り込む杯出來るものでは無い。左様なことをすると直ちに破れるのは必然である。先づ墓地に甕棺を入れるに十分の大きさの墳穴を掘つて、其處に横に大甕を置き、送り來つた屍體を其の口から差し込み、然るべき蓋をして、粘土の目張りを施し、次で墳穴を當時掘り上げた土壌を以て埋め、葬を終つたに相違無いのである。今回發見の甕棺は花崗岩地帯にあつて、地層が花崗岩の分解した砂土から成つて居た爲、埋められた墳穴の大きさを確め難く、唯甕棺の周圍に於いて土が軟く掘り易きを認めたとに過ぎなうだが、筑紫郡の各所に見るやうな上に黒土層があつて下に赤土層の存する局部にあるものは、一度掘つて更に再び埋めた墳穴の部分に於いて黒土と赤土との混合が起る爲、昔の墳穴の大きさ及び形を明に確め得る。此の葬法に關聯して今回圖らずに認知するを得た一の新事實がある。それは上述の第五出現の合

口甕に見るを得た朱の有り方である。上文に述べた如く此の合口甕に於いて大形甕の内部には朱を見出したが、甕の合せ目のところから他甕の内部には全く朱を認めなんだ此の事實に依れば大形甕に朱を入れた後、少しく小形の甕を以て其の口を覆ふたに相違無い。双方とも頗る大形のものであり、孰れが身、孰れが蓋とも稱し難いが、以上の順序からいへば大形甕の方が器の身に當り、稍小形の甕の方が蓋の性質を帯びて居ると考へねばならぬ。

以上は別段興味の無いことのやうに思はれるが、これを辿つて行くと、昔日我が國に意外な葬法が行はれて居たのを知るに至る。今回出た甕棺は孰れも水平に埋没して居たが、大多數の實例に就いていふと、少しく傾斜して埋没して居る。傾斜角度は様々であり、極めて稀には四十五度以上立ち上つて居るのを見出す。此の傾斜せる合口甕に就いて甕の大きさを檢すると、下位にあるのが形大きく、上位にあるのが少しく小形であることが普通である。最初のうち余は此の傾斜せる合口甕を見て、これを甕棺に相當するものと考へ、其の高端に近く屍體の頭があり、爾他の部分は其の下方にあつたものと推察して居た。然るに先年朝倉郡福田村平塚字栗山に於いて石蓋單獨甕から出た貝輪を調査した際、其の貝輪の有り方から終に以上の推察に對して疑を抱くに至つた。此の栗山のものには輪切貝輪二十二個が二行に倒八字形に斜なる大甕の壁に立てかけられた状態に出たのであるが、此の貝輪の出土状態からこれを裝せる屍體の有り方を推究すると、此の甕棺に於いては頭を下にした倒葬ともいふべき葬法が行はれて居たらしきを知つた。此の所見に基づいて傾斜合口甕に於ける屍體の有り方を考へると、上述の常識判断には疑問が起つて來るのである。頭が上位にあつたならば身體の大部分が這入る上位の甕が大きかるべく、脚部の

這入る下位の甕が小さかるべき筈である。然るに事實は何時も其の正反對である。此のことから余は合口甕の葬法を考究して、先づ一個の大甕を墳穴に置き、次で屍體を頭の方から差し込み、甕口から突出せる脚部を少しく小形の甕を以て覆ふたのであるとし、此の新説を學界に發表した。若し斯る方法が實際に行はれたとしたならば、傾斜せる合口甕に於いては、當然の結果として頭部が下位に來り、倒葬とも稱すべき奇異な形にならざるを得ぬ。恐らく彌生式時代の上世人の意向は、死者の出來た場合に、その遺骸を埋葬すれば可いのであつて、その屍體の頭部が下がらうと敢て頓着するところが無かつたのであらうといふのがその當時の余の意見であつた以上、の説は少しく突飛に聞ゆるので、爾來何人も賛成の意を表して呉れぬ。併し特に反對を受けた譯でも無い。爾は聞捨て置くといふ姿になつて今日に至つた。併し乍ら余は已に私見を開陳した責任、爾來久しく此のことを考へ、好適例の發見に依つてその當否を決せんと欲したが、其の希望が容易に満たされぬのであつた。筑後國三潯郡方面に研究旅行を試みた際、多數甕棺のうち二ヶ所のものに於いて、緩徐に傾斜した合口甕の下位に頭骨小斷片を見出し、他日必然余の希望するやうな實例が出るに相違無いと確信し、永く其の出現を俟つて居た。宿望空しからず、先般余は終に好適例に會するの幸を得た。第五出現の合口甕がそれである。此の合口甕内に於ける朱の配置より觀察すれば、西北側にあつた稍小形の甕は上述の如く後から覆ふたに相違無いもの、即ち蓋に相當するものであつて、此の甕内にく字形に屈した脚部があり、腰以上の體の大部分は東南側の大形甕の内部にあつて、其の頭部が甕の奥にあつた。此の體勢よりいへば埋葬當時大形甕の内に屍體を頭の方から押し込んだに相違無いのである。此の合口甕は水平に位し、殆んど傾斜を見

ぬものであつたから、倒葬といふべき形にはならなんだが、若し同じ葬法か、實例極めて多き傾斜葬に行はれたとしたならば、當然の結果として頭が下位に來ねばならぬ以上、の如き頭の方から押し込む方法が一方に行はれたにも拘はず、これに隣した第四出現の壘棺に於いては、壘口に頭を置いた骨格が発見され、上述のものと同正反對の葬位に見出された其の他上述の第五出現の遺骸が左側を下にした横臥の位置にあつたのに、第四出現のものは仰臥の位置にあつて此の點亦双方の間に相違を認め得た。要するに當代の葬法は甚だ區々であつて、一定の方式を執つたもので無いことが今回の實例に依つて判明するに至つたのである。

尙余が倒葬ともいふべき奇異な葬法があつたのを推定した際、それと似た葬法が朝鮮にあつて、それが死靈に對する恐怖觀念と關係して居ることであり、彌生式の時代に斯る迷信があつたやも知れぬといふ話もあつた。壘棺は少しく傾斜して埋没して居る場合が最も多いが、必然とは限り難く、今回見たのと同様に水平に埋没して居るのも左程稀ではない。併かもそれが傾斜葬と同一局部に混じて存するのである。斯る水平のものは迷信と無關係であるが、少し傾斜したのは、その／＼迷信が起り始め、傾斜が強くなる程迷信が強くなるといふやうな事は、迎ても信じ難いのである。事實に於いて倒葬が行はれたとしても、迷信とは無關係であらうと述べたことがあるが、上述の如く當代の葬法は決して一定した方式に従つたのでは無く、甚だ區々で迷信と全然無關係であつた實情が益々よく知れて來た。余の推察に依ると、納棺に際して一番面倒なのは死體の肩をくぐらせることであつたに相違無い。これを最初に行ふと後の作業が大に樂になるのであつて、隨つて屍體を頭の方から押し込むことが屢々行はれ、傾斜葬に於いては倒葬といふ

やうな妙な形を爲すに至つたと思ふのである。

或る局部に埋没して居た一群の甕棺が偶々南方に向へるを理由として、これを爾後の古墳美道の方向と對比し、甕棺埋没の方向と太陽との間に關係あるべきを説かれた學者があるが、實際には甕棺の方向は極めて區々であつて、太陽との間に方位的關係あらんとは到底推察し難い。今同方向を確め得た第四出現の鉢を蓋とせるものは蓋口を略西北に向けて居た。又上述の管見に隨つて第五出現の合口甕の一方を蓋に相當するものとすると、其の身に相當する屍體の主要部を容れて居た大形甕は又前者と同様西北に向つて居た南方に向へる實例の傍に如上の南方に向はざる實例を極めて多く發見する。太陽との間に方位的關係を有せるものに非らざるは明白であるが、甕棺埋没の方向は毎常頗る亂雜とは稱し難きものであつて、略一定した方式を認め得る。これが埋没地點の地形との關係である。丘陵等の傾斜地に甕棺を發見する場合には、上述の如き蓋の性質を帯べる小形甕を土地の低側に、又身と稱すべき大形甕を高側に見出すのを普通とする。而して傾斜して埋没せる合口甕にありては、棺の主體を爲せる大形甕が低く下位にあつて、蓋に相當する小形甕が高く上位にあるを常例とする。謂はば第五出現の合口甕の東南端が下つた形、これが我が地方に多く見らるる合口甕の形式である。石蓋單獨甕及び鉢蓋合口甕の如きものにありては一見して棺の主體が土地の低側に向へるを認知し能ふ。如上の地形に對する位置的關係を今回發見のものに就いて檢すると、従前見たりし多數の實例と全然一致し、明らかに棺の主體が土地の低側即ち西北に向へるを知つた。甕棺の方向と其の埋没局部の地形との間に一定の關係を保持せるは已に疑を容れざる事實であつて、これが爲に甕棺が面積狭き丘角部に出

現し來る時には、丘に對して放射狀に配置せられてあり、已に其の實例も舉示されて居る。

次には今回多數に發見し得たりし貝輪に就いて陳述すると、彌生式土器と同時代に已に貝輪があつたことは最初に濱田文學博士から報告せられた神戸市外夢野村河原出土のものに依つて學界に周知知られて居た此のものは、てんぐにしを以て製した縦斷貝輪であり、其の形態は今回出土の第三例即ち第五出現の合口壘に見出されたものと好く似て居る、これが三十五個も小形の彌生式土器から出たのである、然るに大正十四年に至り朝倉郡福田村平塚宇栗山に於いて一の壙棺内から二十二個の輪切貝輪が發見され、彼小片乍ら骨の殘缺があつた爲確に前膊に裝されて居たことが知られたのである、これはいもがひを以て作つた今回の第一及び第二例と同様のものである、他に一二ゆきのかさがひ及び大形はまぐりを以て製したのも見られて居るが、これは形の違ふものであるから、須らく度外に措く、縦斷貝輪及び輪切貝輪は彌生式時代の遺物として從來唯一例宛が知れて居たに過ぎぬ珍品であるが、今回は其の双方が相次いで三回も出現し、併かも是等を其の裝身の原狀に於いて検査するを得、其の狀を撮影し得たのは、斯學研究上頗る有益であつたといはねばならぬ、縦斷貝輪及び輪切貝輪ともに一種の裝身具であつたことが、愈々今回の發見に依つて確實動かし難いものとなつた、裝身に際してはこれを左右の前膊に拵めるのであることが、今回事實的に證明されたのであつて、此の際貝輪を如何に向ける等可なり詳細の點迄究明され來つた、此の方の疑問は今回愈々解決済になつたが、如何にして拵めたやとなると未だ疑問を残して居る拵めて居る以上、或る拵める方法があつたに相違無いが、彼の小さい連ても手首を通し難い大さの輪を、如何にして前膊に送り込むや、大人になつた後から

は逆でも出来ない相談のやうに思はしめる。小兒のうちから拵めて置くのであらうといふ推説を前に栗山の例を報告した時に述べたが余は今尙同じ考案を懐抱して居る。第一例に於いては總數少くとも二十八個、左右等數宛と假定すると兩個に十四個宛となる。又第二例に於いては左側に十個は確實であるが右側には場合に依ると十七個を裝して居たやも知れぬのである。斯る多數の貝輪を小兒の時から拵めさせて置くのかといふ難詰が出るやも知れぬが、今回の發見例に於いては第一例は壘棺墜落の爲、又第二例の右側は人爲的攪拌の爲孰れも原狀不明に歸したのであるから、必然其の全數が裝されて居たとも限り難く、實際に如何になつて居たや種々考案を廻らして見るが、原狀不明とあつては如何とも爲し難い。發見の當時人々の注意を促かしたのは貝輪であつて、貝輪の無い部分には餘り手を着けられて居らなうである。然るに第二例の右側に於いて好良に保存されて居たと推測さるる上膊骨の行術が不明になつて居る此の點から余は貝輪の若干が上膊にもあつたので無いかといふ空想を起したが、固より必然さうであつたとは斷言し難い。併し小兒期に甚だ多數の貝輪を拵めさせたとすると、最初のうちは上膊の傾分にも裝させたのがあつたらしく推察する。

貝輪を裝せる人物の性の關係を檢すると、發見實例少なからざる貝塚人骨に於いて概してこれが女性なることは夙に唱應せられたところであつて、壘棺貝輪の第一例として栗山に發見されたものは骨の存せるもの極めて少なくあつたが、又女性と考ふべきものであつた。今回夫婦石遺蹟から出た三例中初の二例は又女性と認むべきものであつたが、最後に至つて男性と考ふべきものが出現し、且つこのものが武器として鐵劍を有し、壘棺人骨中には男性にして貝輪を裝せ

るものがあるとの一の新事實を學界に提供し得るに至つた。僅々四例のものに依つて急速に判断を加ふるは固より不可であらうが、聖棺人骨に於いても女性が多い傾向が見えるのは争ひ難いやうである。併し唯一例乍ら男性と認定すべきものが出来た以上、男性も亦當時貝輪を装したことを確實である。而して是等の貝輪を通覽すると、性の如何に依つて其の貝輪の形式が異つて居るのを注意する。最初の三例の女性に於いては、いもがひの輪切貝輪が見られたが最後の男性に於いては「てんぐにし」と覺しきものを用ひた縦斷貝輪が見られたのである。これが偶然に起つたや、或は當時の風習に随つたや、は未だ速に判断し難いが、或は縦斷貝輪が男性のものであり、又輪切貝輪が女性のものであるといふやうな性の如何に應じた差別があつたやも知れぬと思ふ。通覽棺から貝輪が出現することを我等に教へたのは、大正十四年に於ける栗山の實例である。已に一例乍ら斯る實例を見出した以上、彌生式時代に貝輪を装ふ風習があつたと認めて差支無きやうである。若し斯る風習があつたとしたならば、其の遺物が多く残つて居るべき筈であつて、壙棺の分布極めて濃密なる我が地方から爾後續々發見されるであらうと期待せしめたが、事實は此の期待を裏切つて爾來一向斯る報導に接せなうだ。貝殻同様に取り捨てられて、耳に入らずに了つたものもあらうとは思ふが、當時の風習に随つて多くの人々がこれを装して居たのであるならば、それを見出せさうに思はれるのに、何故にそれが出ぬのであらうか不思議に感せしめた。餘りに長待した結果として、終に余は出さうで出ぬのは何故か其の理由を考へ始めた。最近に至つて俄然三例が追加されたとしても、栗山の貝輪を見て起した余の期待とは大なる距りがあり、一般彌生式民族の間に斯る貝輪を装ふ風習ありと認めた最初の斷案が間違であつたやうに感

じ、出した斯る風習ありと看做しては、それに對する遺物の出て來ぬ理由を解することが出來ぬ。輪切貝輪の原料たるいもがひは筑前近海の産で無いと思ふが、縦斷貝輪を製し得るてんぐに、は多く近海に産し、漁夫はこれを蛸壺のやうに用ひて居る。貝輪裝身の風習があるならば、此の豊富なる原料を利用して大に縦斷貝輪を製して然るべきであるが、壘棺からこれが出現したのは夫婦石のものが最初であり、今回漸く壘棺からも此の種の貝輪の出て來ることが知れ始めたのである。斯る貝輪が昔日大に我が地方に於いて製造されたことは到底推察し難い。出現僅少なるに依れば貝輪を裝ふことは一般彌生式民族に通して弘く行はれた風習では無く、或る少數の特殊の人々に限られた風習であつたに相違無いと思はれて來た。考路を斯く進めて來つて彼のいもがひ貝輪に對すると、此の物が頗る不思議な遺物の如く感ぜられ、殊に其の原料の産地が此の問題の研究上に大なる關係を有するやうに考察される。壘棺貝輪の發見は僅に四例を數ふるに過ぎず、未だ以て甚だ僅少であるが、そのうち三例はいもがひを原料としたものであり、貝輪の原料として割合に多く用ひられて居たのを知らしめる。然るに此の貝の原産地は如何にしても筑前近海とは思ひ難く、遂に南方から來て居るやうに推察せしめる。我が日本民族の本源に關して從來南方論者と北方論者とが相對峙して居るが、余自身は南方と限り、或は北方と限ることを以て妥當と信ずる能はぬ。南方論者に證據を與へるのは畢竟南方民族が關係して居るからであり、又北方論者に證據を與へるのは要するに北方民族が關係して居るからだとして、此の兩説を同時に是認し、南北兩民族の合體と認むることを以て最も穩當と考へて居る。而して我國古代の文化が先づ何地に榮え來つたやといへば、これが我が九州北部地方であるべきは遺物研究上より今日

最早や疑を容るるの餘地無きところである。今茲に調査を進めつつあるやうな諸般珍貴の遺物を出すところの壙棺なるものは、要するに當時最高級であつた北九州文化を代表する遺物に外ならぬ。後に至つて古墳時代文化が近畿地方を中心として榮えたとしても、これは最初北九州に榮え始めた劍鏡玉文化の延長に過ぎぬのであつて、往昔或る時文化中心地の移動が行はれたのを示すのであり、これが我が古傳説に見へて居る神武天皇の東征で無くてはならぬ。此の東征に際して東に向ふべき皇軍が最初遙に北方に筑前に來たことを傳へて居る事蹟の如き、近畿文化の開発に北九州文化が大に參つて居たのを知らしめるのであつて、此の東征の以前御二代に亘つて天神と海神との間に御結婚が行はれて居たのは、要するに九州民族の結合を物語つて居るのである。壙棺なるものは一見したところは至極つまらぬ頗る貧弱な彌生式土器に過ぎぬが、皇國の文化開發の事情を究明する上には頗る重要な遺物である。如上の重大なる意義を有する壙棺に就いて其の遺物を點檢して行くと意外に少數の貝輪が発見されるといふ事實があり、併かも其の原料として到底近海の産と察し難いものが、ヒが採用されて居るといふ事實もある。これを如何に解釋したなら適切かといふ問題が茲に起つて來る。今回土工に際して偶然見出されたやうな彌生式系統遺蹟は我が福岡地方に夥しく存在するものであるから、昔日此の方面に著しく繁延した民族の遺したものに相違無いが、此の彌生式民族本源の南北孰れに孰いて考へると、其の遺物は支那朝鮮の方と深き關係を保持して居る上に、其の住居址は竪穴であつて、此の民族を以て南方の暖地の方から渡來した民族とは察し難く、北方民族と考定するを妥當と覺えしめ、地理的に考へても斯く推定して是なる理由を見出す。余自からは彌生式民族を以て北方民族

なりとし、これが古傳説に見へて居る海神族であつて、博多灣頭の志賀島に祀られ給ふ海神三神は其の住地に祖神を奉祀したのであると考へて居る。然るに此の海神族の遺したと考ふべき彌生式遺蹟に於いて海産物を以て製した貝輪を見出したのであるから、海神族には貝輪を装ふ風習ありとして一應其の遺物を搜索して見たが、最近の夫婦石發見物を見るに至る迄、少しもこれに行き當らず、終に最初の考察を放棄して、反對に彌生式民族即ち余の所謂海神族には斯る風習が無かつたと考定するに至つたのは上述の如くである。貝輪原料のいもがひの原産地が何處であるべきやは固より不明であるが、何處か遙か南方より來て居るやうに推察され、大に南方奥を帯びて居るといはねばならぬ。少數乍ら斯る南方奥を有する遺物が出土するのは、余の考へて居るやうな南北兩民族の合體を暗示して居るのでは無いであらうか。余の考案が近來頻に斯る方面に向ふのを如何ともし難い遺物が他の彌生式系統遺物と同様に甕棺から見出されたのであるから、貝輪の裝者が敵でなかつたのは明瞭といふべく、郷に入つては郷に従ひ、昔日の我が地方の風習に従つて葬られたと思はしめる。而して遺物それ自身の大きさを顧慮すると、各個の輪は頗る小形のものであつて、譬へ斯る貝輪を得たとしても、直ちにこれを身體に裝すること不可能の事情あり、上述の如く小兒の時から箝めて置くと考へねばならぬ。貝輪の裝者は其の小兒時代に南方の遠地で育つた人であるが、後に至つて北方北九州方面に來て居たのでは無いであらうか。余は近來貝輪の寫眞を眺めつつ斯る空想を廻らして居る。遺物の發見、多からざるに依れば、斯る人が我が地方に多く來て居たとは思はれず、多勢の彌生式民族のうち、に少數乍ら斯る南方系の人、も混じて居たといふやうな状態では無かつたのであらうか。余の最近の考案が果して正當で

あるや如何は保證の限りで無いが、上述のやうな工合に考へて來ぬと、我が地方から貝輪が出乍ら、それが意外に少数であるといふ理由を解し難いと思ふ。

最後に今回夫婦石から出た鐵劍の形式に就いて一言すると、當代の遺物を多く御覽にならぬ方々が彼の鐵劍を見られると、如何にも其の莖が短小であつて柄を固定するに不便と思はれ、不思議に感ぜらるゝに相違無い、併し斯る奇異を感ぜしめる程違つたところが、事物の發達變遷の過程を物語つて居る時代的特徴であつて、研究者にとつて頗る難有い點なのであり、今回の鐵劍發見に依つて變遷最初期の状態が判かりかけて來たやうに感ずるから、茲に私見の概略を記して置きたいと思ふ。

私が地方の要棺から往々發見せられ、彼の鐵劍と出土状態を等ふし、大體に於いて同時代遺物と考定すべき銅鉾銅劍を見渡すと、そのうちに研究者から細形銅劍と呼ばれて居る一形式の青銅製利器がある、鑄造物であつて製法が鐵器と相違して居るが大體の形式は彼の新發見の鐵劍と好く似た細長い形の劍である、此の物の莖を見ると、それが皆頗る短小に造られて居るのは彼の鐵劍と同様で、發見實數割合に多いにも拘はらず、長い莖を有するもの杯未だ會つて一回も見られたことが無い、隨つて新發見の鐵劍を爾後の長莖を有せる劍と區別する爲、銅劍式鐵劍と稱して差支無いのである、出土状態が同様であつて、形式も一致して居るから、大體に於いて略同時代遺物と認定すべきは至當であるが、これを製作材料の側から觀察すると、一方は青銅製であり、一方は鐵製であり、双方全然相違して居る、此の兩様の利器が已に發達の最初から兩々相伴ふて造られたので無いのは明瞭であつて、利器の發達として、青銅器時代から鐵器時代に進んだとい

よ事から見れば、銅劍が古式なるべく、鐵劍が新式なるべきことに對しては多く言ふを要せぬのである。謂はば銅劍は古來の材料を以て製したるもの、又鐵劍は新發見の材料を以て作つたものと稱して不可無きのである。然るに此の双方の金屬器を對照すると、これが全然同式に作られて居たのを知るのであつて、此の容易に得難き事實的新知見に徴して、我等は當時の新金屬なる鐵に對する古代工人の態度を明知し能ふ、鐵の新發見に會して愈々此の新原料を利器殊に劍の製作に應用せんと試みた時、彼等がこれを如何に取扱ふたやといふと、單に此の新金屬を以て古來の利器たりし銅劍の模倣物を製作したに過ぎぬ。當時の最新式ともいふべき鐵劍の上には未だ新意匠の加へられた個條を發見せぬ、換言すれば鐵劍製作の最初期に當つては、唯銅劍の形を鐵の上に移したといふに過ぎぬ状態であつた。事情が右の如きに依れば、今回出現の鐵劍は我等の知見の範圍にある鐵劍中最古式のものとして認定して不可無く、終に此の鐵劍の祖先を捉へ得たことに對して無限の喜悅を感ずる。

上述の如く最古式の鐵劍は全然銅劍と同式に短莖に作くられたのであるが、金石併用時代の鐵劍が每常斯る形式を具へて居るのでは無く、余の知つて居る實物を見渡すと、此の莖部を稍長く幅廣く作つたものもあり、又莖部を細く長く作り、其の末端に一個の目釘孔を設けたものもあつて、是等が對州から發掘されて居るのを知る。斯る諸形式のものを、以上の最古式のもの、古墳から發見さるゝ爾後の鐵劍との中間に列して、それ等を通覽すると、如上の最古式の鐵劍が爾後如何に變遷して古墳發掘物の如き形式を取るに至るや、その過程の大概を推知せしめ、目釘孔の工風の如き已に金石併用時代に起つて居たのを知らしめる併し乍ら發見地が對州であつて、

如上の鐵劍の伴出物として樂浪式と稱すべき鍍金の劍及び往々朝鮮から出土する鈎形銅器が見出されたことを顧慮すると上述の如き工風は日本に於いて起つたのでは無く、製作地たりし朝鮮或は支那で行はれたやうに推察せしめ、上出の最古式鐵劍も日本製品では無く、朝鮮又は支那から渡來したものやうに思はしめる。

結 言

皇國の上世に起つた出來事を古事記及び日本書紀等に記されて居るとはいへ、それは昔から語り傳へた傳説を記述したのであるから、その解釋に至つては實に千差萬別であり、神武天皇の東征を以て實際には西征よりの還幸であると思はれた學者もあつた、皇國の上世に於いて古墳を以て象徴さるる古墳時代なる燦然たる文化が近畿地方を中心に發達したのは疑も無き事實であるが、其の立派な文化が如何にして彼の地方を中心に起つたか、その由來に就いては從來全く判らずに居た、古墳時代文化の中心地が近畿地方なることは、其の古墳の規模並びに遺物の立派な事實に徴して疑も無きところであるから、彼の地方の遺蹟遺物を綿密に調査したならば、必然此の古墳時代文化の中つて來るところを究知し得るに至るであらうと多數の學者が此の方面の研究に力を注がれたが、古墳時代文化の由來に關しては全く知るところが無かつたのである、日本各地から甚だ多く石器が出るから石器時代といふべき古き時期があつたのは確實であり、他に古墳時代といふべき古墳から見出さるるやうな立派な金屬器を用ひた時期もあつたから、これを石器時代の次に置き來つたのである、併し斯る時代の列べ方では兩時代の聯絡を説明することが出來ぬのであつて、石器時代が壘形古墳時代に移るといふやうな姿になつて

居た。大正六年我が地方の彌生式系統遺物殊に甕棺遺物の調査に基づいて以上兩時代の中間には金石併用時代と稱すべき過渡期にあつたことが知れ、茲に兩時代の聯絡を合理的に了解し得るに至つた。爾來余は引續き此の甕棺遺物に就いて調査を進め、當代の事物も少し宛判明するに至つたが、甕棺遺物として見出さるる主なるものが何であるやといふと、矢張り利器と鏡と玉であつて、此の點は爾後の古墳遺物と大體に於いて同様であり、唯時代が一段古いだけに其の品質が違ふのみ、遺物の性質に於いては矢張り同様であることが知れて來た。斯る事實が近畿地方に於いて發見されたのであるならば、斯くして榮え始めた金石併用時代文化が爾後益々發達して終に燦然たる古墳時代文化を大成するに至つたと解釋して可いが、其の文化の中心地が古き方は北九州であり、後の方は近畿であるから無造作に如上の判斷を下し難い。以上の調査と同時に茲に又一の極めて奇異な事實が判つて來た。それは北九州地方を中心とせる金石併用時代文化の行術が俄然判からなくなるといふ事である。當代の文化が支那前漢の頃から北九州を中心に榮え始め、爾後順調に後漢初の頃即ち西曆紀元一世紀の頃迄進んで來たのは遺物に徴して其の證據を提示し能ふが、後漢初以後に考定すべき立派な遺物は最早や我が地方からは發見されず、當代の文化が如何にして消え失せたや判からなくなるのである。此の奇異な事實を如何に解釋したなら適切かに就いて熟考して居るうち、或る學者から北九州文化が近畿文化に併合されたと見るべきであるといふ御意見が發表された。併し乍ら余は此の高見には賛同の意を表し難い。近畿地方を中心とせる古墳時代文化なるものは其の由來に關して諸學者が努力せられたにも拘はらず、今だに判らずに居る程の謂はば頭の無い文化であつて、其の近畿文化が一段古い頭の

方の北九州文化を併合したとは到底察し難い。壘棺から見出さるる主要遺物が矢張り利器と鏡と玉であつて其の性質が爾後の古墳遺物と全然一致する點並びに其の金石併用時代文化の繼續を後漢初の頃迄追及し得るにも拘はらず、爾後如何になり行いたや判らなくなる點を顧慮すると、恰度支那の後漢初に相當する西曆紀元一世紀の頃、我が日本に於いては文化の中心が北九州から近畿に移つて居ると思はれ、此の北九州文化が爾來近畿を舞臺にして榮えたもの、これが古墳時代文化に外ならぬと考察され來るのである。要するに古墳時代文化なるものは近畿を中心に榮え行いたのであるが、實際には北九州文化の延長に過ぎぬのであつて、斯く觀察することに依つて、今迄知れずに居た古墳時代文化の由つて來るところも易く説明し得るといふことが判つて來た。これが余の唱導した文化中心移動説の根據である。如何に上世の出來事であつたとしても文化の中心が九州から近畿に移るといふ程、絶大な事件が全く判らずに居る道理が無いと思はれ、我が古傳説上に斯る文化中心の移動が如何に傳へられて居たやを訊すと、恰度これが神武天皇東征の御事蹟として傳はつて居たのを知る問題が斯くなり行くと、如上の考古學的研究は史學界に於ける久しい間の疑題である皇國の紀年問題上に一の新根據を提供することとなつて問題の關係する範圍が頗る廣汎となり、意外の方面に展開する結果を持ち來た。

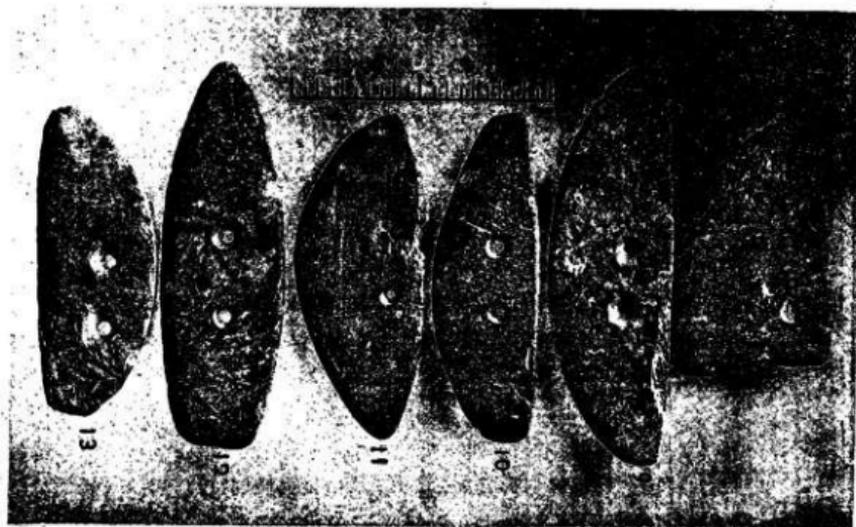
我が福岡地方に極めて多く見出さるる壘棺なるものは、淡然これを見ると、毫につまらぬ貧弱極まる彌生式の大壘に過ぎぬが、時々其の棺内から發見さるる遺物を辿つて研究を進めると、皇國の上世に起つた諸事蹟探究上に重大な意義を有することを了解し得る。隨つて我等は斯る遺物の出現せんことを切に希望し來つたが、今回固らず飯塚市立岩運動場の新設に際して、壘棺内

より劍の起原と認むべき多數の貝輪を見出し、終には最古式の鐵劍をも發見し、此の有力なる資料に徴して金石併用時代事物研究上に一進展を見るに至つたのは、斯學にとつて慶賀に堪えざる寔に價値多大の新發見といはねばならぬ。

本報告所述の調査に際しては、播野飯塚市長及び山本土木課長を初とし、土木課吏員各位の多大なる御援助を受け、又九大農學部大嶋教授及び同醫學部平光教授よりは専門的事項に關して高教を辱ふしたのであつて、茲に本報告を草するに當り、諸賢の御好情に對して深厚なる謝意を表する。

飯塚市立岩宇焼ノ正の石庖丁製造所址

飯塚市焼ノ正造蹟發見の完成及び未完成石彫丁



飯塚市立岩字焼ノ正の石庖丁製造所址

調査委員 中山平次郎

昭和六年度の調査報告書に於いて、余は今山の石斧製造所址と題して、糸島郡今宿西北方の今山縣營の碎石工場あり道路修造用の所謂黒ガラスは此の山の玄武岩を以て製造さるより採集し來つた玄武岩を原料とせる諸工程の大形磨製石斧未完成品を提示し、石斧製作法に就いて説明して、斯る石斧の實用せられし未開時代に於いても、決して各部落住者が手近の石材を利用し、各自に石斧を製造して自給自足をやつて居たのではなく、已にその當時から一定程度分業が發達し、謂はば石斧製造業者ともいふべき專業者があつて、その手に依つて作り出され交通に依つて各地に送り出されて居たと述べたことがある。然るに最近に至つて前稿所報の立岩運動場發見の遺物を調査せん爲飯塚に通ひつつある間に、偶々その近傍に今山の石斧と同様關係の石庖丁製造所址があるを知つたから、本稿に各工程のものを列舉して、實物上より石庖丁の製作法を尋究したいと思ふ。固より甚だ簡單なる石器のことであるから、これが如何にして作くられたか位は一々實物に據らずとも、その大概を容易に推察し能ふとしても、實物に徴してその詳細を確め得る機會はさう屢々あるものでは無く、殊に古代に於ける分業の發達を考へ、各方面の交通聯絡

を究めんとするに當つては、斯る製造所址の存在を確めて置くことが緊要であつて、今回の発見は將來の調査上に資すところ少くないやうに考へる。

石庖丁は日本各地の古代遺蹟から多く見出さるる遺物であつて、昔日広く實用された石器であり、我が福岡地方の彌生式系統遺蹟余の所謂第一系及び第二系ともからも甚だ屢々出土する。筑後國三潯郡安武本村から石の甲よろこが出た由を報ぜられたことがあつて、石甲とは奇異な遺物と考へたから、其の實物を見せて戴くと、これは普通の石庖丁であり、それが三枚列んで出たのを石の鑿と誤解したに過ぎぬものであつた。斯く有り振れた遺物ではあるが見出すものは概して完成品であり、これがその遺蹟現地に於いて作られたと認むべき證據も無く、製造地は何處か判からぬのが普通である。殊に製作の材料として遺蹟の近傍に産せぬ石を用ひてあるものに至ると、これは何處か遠方の原石産地の近傍に昔日專業者が居つて、その生産物が各方面に配給されて居たのは石斧いしづと同様であつたらしく推察せしめる。而して我が地方出土の石庖丁を點檢すると、その用石は多種多様甚だ區々であるが、小豆色あずきいろの素人眼には硯材の赤間ヶ石と同質のやうに見ゆる石を用ひてあるものが相當に多く、此の石は又磨製石劍いしけん、飯塚方面に於いては石劍の他石斧いしづとしても、の材料としても採用されて居り、此の原石の産地を探究し得ば、恐らくその近傍に石庖丁製造所址をも發見するに至りはせぬかと想像し來つたが、此の希望は容易に満たされぬのであつた。然るに今回新發見の石庖丁製造所址を見ると、此處は余の久しく疑問にし來つた赤間ヶ石様の石材を原料としたものであり、斯くして最近漸く余の宿望が滿されかゝつて來たやうに感ずる。此の遺蹟附近一帯の土地は花崗岩地帯であつて、土地の方々に承つてもこの近傍に

は斯る小豆色色の岩石の露出を見ぬといひ、石材の原産地は未だ以て不明に屬し、今後は此の方面にも調査を進める必要を感ずるが、飯塚附近から出土する石器類には、石庖丁に限らず、石剣、石斧等同じ小豆色色の赤間ヶ石様の石を用いたものが多いのを顯慮すると、何處か遠からぬ邊に此の原石の露出地があるやうに推察され、今迄何れの方面から持ち來たされたとも判らなんだ石器類輸入方面の探究に際してやつと目標を授けられたやうに考へる。

新発見の遺蹟は飯塚市大字立岩宇燒ノ正にあつて、九州考古學會々員名和羊一郎君が舊臘立



飯塚附近の地印×遺蹟

岩運動場出土の遺物を實見すべく來られた際最初に注意されたものであり、爾來余等類回の踏査に依つて、此處から甚だ多數の石庖丁未成品が完成品と共に出土することが知れ、昔日此處にヶ所の石庖丁製造所があつたことが判明するに至つた。其の位置は立岩の熊野神社所在の丘角から、丘の西麓に沿ふて五町餘北方に進んだ局部にあつて、第一回地圖の×印はその地點を示したの

である。此處の西方に向つて遠賀川上流の平野に臨んだ花崗岩丘陵の一端に、縣營の道路改修用の土砂採掘の爲、目下盛んに崩されつゝある個所があつて、その断面の表層に遺物包含層の露出があり、遺物は此の層内から見出さるゝのである。丘陵表面に於ける遺物の散列如何は此の丘面が元來簞であつて捜査困難であるが、断面に露出せる包含層は甚だ厚く、最初見た際には概して一間以上其の一端に二間餘にも達する個所を存したが、爾來崩さるゝに随つて次第にその厚さを減じ行くやうに見ゆる。此の包含層を検すると、遺物の介在を示せる黒味を帯びた腐蝕土層の所々に、此の附近丘陵一帯の地盤をなす分解した花崗岩と同等の砂土の混濁が見え、地面下一間餘の深さの包含層内から古き有軸の陶器破片が取り出されたこともあつて、既に久しき以前に人爲的攪拌を受けて居ること顯著、随つて遺物の層位的關係を調査するには適せぬものである。恐らく以前此の丘陵に土地整理の行はれた際、元來此の部に在つた遺物包含層を崩して丘面を平げ、その掘土を丘端に擔ひ出したやうに思はれ、斯ることは今日に於いても丘陵を開いてこれを耕地等に引き直す際多く行はるゝところで、前稿所述の立岩運動場の開設は如上の作業を大規模に舉行して居るのである。

包含層内に埋没せる窯器の大多數は赤褐色素燒の彌生式系統の土器であり、その質概して腕刺色澤埴輪同筒杯と同色、甕の如きはその口縁部の断面線形を呈して、正に余の所謂第一系彌生式昭和七年度報告書参照に算入すべきものである。此の土器破片と伴ふて須惠器即ち古墳から多く發掘さるゝ青鼠色の硬き燒物なる所謂祝部土器が出土することは他の多數の彌生式系統遺蹟に於ける同様である。

石器としては下文に陳述する石庖丁の外石剣破片、諸形式の石斧完全なる抉入石斧一個あり、紡錘車等が見出されたが是等は皆目下飯塚市役所土木課に保管されてゐる。遺蹟の存在が余等の注意に上つた際、包含層は已に大分崩されて居たから、新道の下積となつた遺物も定めし多かるべく、今尙引續いて發見されつゝある情況であるから、若し綿密に採集したならば随分の多數に上るであらうと推察する。併し今日迄に見出したものに依つていふと、同地出土の石器としては下述の石庖丁關係のものが大多數を占め、他の種類の石器はさして多數といふ程にはあらぬ。尙人夫の語るところに随ふと、一尺餘の完全なる石剣が出た由であるが、其の現場に置いてあるうち、何人か々持ち去つたと見えて、失せて了つたといふ。

以下には主として今回發見の石庖丁に就いて説述しやうと思ふが、目下飯塚市役所に保管中のものもみても、各工程のものを通算すると七八十個もあらうと思ふ程の多數であつて、今后益々其の數を加へるであらうと推察する。是等を通觀すると、その大多數のものは紫褐色の小豆餡の如き色澤の石を以て製されて居り、他にそれとは異つた灰綠色の石を以て作られたものを數點見受ける。余等は此の灰綠色のものを以て小豆餡色のものと異つた石質のやうに考へてゐたが、石質並びにその原産地に就いて教を乞ふべく、過日九大工學部に、山根教授を訪問した時承つたところに依ると、双方ともに凝灰岩質の石であつて、灰綠色のものは小豆餡色の岩石にある。灰綠色の斑紋の部分を探つて作つたものであるといふ。此の際教授の指示された如く、多くの小豆餡色石庖丁を點檢すると、そのうちには部分的に灰綠色の斑紋を示せるものが往々あつて、此の斑紋部を灰綠色石庖丁と比較すると、全く等質に見ゆるのである。此の岩石の露出部に就いては

未だ彼の方面を實査して居らぬから確言し難いが、地質圖に依ると福地山の邊にその露出があつても可く、一應彼の方面を捜査して見よとのことであつたから、他日彼の方面に亘つて踏査して見やうと考へて居る。

圖版に示したのは多數の採集品のうちから各工程のものを選んで、加工進行の順序にこれを列べ、最後に完成石庖丁のうちから多少形の異つたもの四個を抽出してこれを擧げたのである。斯く列べてこれをその順序に随つて通覽すると、甚だ容易に石庖丁製作法を知り得るのみならず、斯る未完成品の多數を出す遺蹟の存在は要するに往昔此處に石庖丁を製作した小工場があつたことを告ぐるに外ならぬを了解し能ふのである。

圖版(1)は長一五五、幅五八、厚一五、石庖丁製作の最初期原料ともいふべき平た目なる一岩片であつて、他の製作半途の遺物と比較すると、石庖丁製作の材料として最初に取り上げられたのは斯る岩片であつたに相違無いことを察知し能ふが、單に此のもの一品のみを取り離してこれを以て石庖丁の材料だと稱しても恐らく何人も信じないと思はるゝものである。圖示した表面の方は原石から粗く割り取つた儘の状態にあつて、次の工程に相當する加工を見ぬが、その裏面を検すると、縁邊から已に二三回横に薄片を抜き取つた痕が見え、石庖丁製作に對つて已に多少手の加つて居ることを知らしめる。

圖版(2)は長一六三、幅六一、厚一六、以上如き平た目の割石片の兩側縁から横の方向に頻回小薄片を抜き取つて行つたものである。抜き取作業が斯く石片の兩側縁から行はるるから、自然圖版に示したやうに石面に鋸様の稜角を残すことになるが、此の關係は必然では無く、元來

の割石片の面の状態如何に依つては、特に稜角を残すこと無く概して平く打ち缺かれて居ることもあり、又稍丸味を呈するに至ることもある。作業がこの程度に止まるものは前のものより多少石庖丁に近づいて居るが、其の兩側縁は未だ著しく鋭利に、且つ其の形状不規則であつて、一見したところ單なる割石片に過ぎず、一向石庖丁らしき感を與へぬのである。

圖版(3)は(長一・一五、幅五五、厚一・四)種以上の如き不規則形石片の鋭利なる兩側縁を更に細まかく丁寧に打ち缺き、後に作り出す石庖丁の概形を整へたものである。作業この程度に進行したものは恐らく何人もこれを以て石庖丁製作初期の遺物と承認せらるゝであらうと信ずる。今回焼ノ正の遺蹟から最も多く見出されたのは此の圖版(3)の工程を示せるものであつて、此の類の遺物なら尙多くの實物を舉示することが出来る。

圖版(4)は長一三、幅六、厚一・一)種以上の如くにして整形的打缺き作業を終つた后、次の工程として已に多少琢磨が加へられて居るものである。琢磨最初とも稱すべき程度のもので、して磨き減らされた部分未だ少なく、石面に前期工程の時に生じた薄片缺き取りの痕を残せるのである。實物に就いて觀察すると琢磨の程度は兩面とし、略同等に進行し、琢磨が特に或る一方の面から始められたのでは無く、兩面交互に行はれたことを知り得る。又琢磨の際に生じた磨き傷を檢すると、これが著しく粗き線條として現はれ、隨つて琢磨の初期に用ひた砥は著しく粗質のものであつたことを推察し能ふ。尙此の磨き傷の線條走行の方向を注意すると、稍斜ではあるが、石片の長徑に對して概して横に向ひ、此の石片が兩側縁の方向に磨かれて居ること疑ふべくもあらぬ。

圖版5は一端缺矢殘存部長一六八糎幅七五糎厚一三糎琢磨作業が更に進行せるを示せるものであるがその程度未だ以て完全ならざる爲、石面に粗慥なる部分を存し、又後の刃部に相當する彎曲せる縁に沿つて薄片缺き取りの痕を残せるものである。此の實物を精檢すると、琢磨は兩面のみならず、後の背せに相當する直縁にも、亦後の刃部に適合する曲縁にも附加せられ、此の縁邊の琢磨に依つて前の圖版3の工程のものに見るを得た打ち缺きの爲に生じた縁部の細かき凸凹は著しく平均し、更に一層石彫丁の形を整へ來つたを覺えしめる。又此の刃部に相當する曲縁部を檢すると、此の縁に沿つて一般石面とは稍斜に磨き減らされた個所があり、已に一程度刃を附し始められたを知るが、此の縁は未だ大に厚味を有して眞の刃と稱すべき稜角を呈するに至らぬのである。尙此の石面に存せる磨き傷が前のものより多少細かき線條として見ゆることよりすれば、琢磨の進行に際しては稍細質の砥が採用されて居たらしく、此の線條の方向は一般の石面に於いては前のものと同様兩側縁の方向に走つて居るが、唯刃を附し始めた部分に於いて、これが刃と同方向に附與されて居るを認める。但し此の刃部の磨き減らし方は必ずしも一定して居らなんだらしく、刃部に於いても磨き傷が一般石面と略同方向のものを見出し得る。

圖版6は長一二五糎幅五八糎厚一三糎前のものより一層琢磨が進行せるを示せるものであるが、未だ以て琢磨完全とは稱し難いのである。此のものに於いて兩面のみならず、背部たる直縁並びに刃部たる曲縁に琢磨を見ること前者と略同様であり、曲縁に沿つて已に刃を附し始められて居ること亦同等であつて、唯琢磨の程度が一層進める爲全體の形が一層整ひ來つたといふに過ぎぬ。此の石面に見ゆる磨き傷の性状は前者に於けると略同様であるが、刃部に存せる線

條の方向は前者に於けるものとは異つて、又にて對して直角に走れるを見る。

圖版7(は)は一半缺失殘存部長一一種幅六五種厚〇七種既に一應琢磨作業を終り、次の工程たる穿孔作業に取り掛かれるを示せるものである。琢磨完全なるものとして已に其の右面は著しく滑平に又其の曲線は頗る銳利なる刃として磨き出されて居り、次の作業たる穿孔に取り掛つた證據としては、背の少しく下方に兩面一對宛の極めて淺き窪みを見るのである。此の石面に存する磨き傷線條の性状は前二者に於けると殆んど同等であるが、刃部に於ける線條が爾他の石面のものより一層細密なることよりすれば、琢磨最後の手工として愈々刃を附するに當つては、更に細質の砥が採用されたく推察せしめる。而して此の刃部に於ける磨き傷の方向を檢すると、稍斜に向へる箇所も見出すが、概して刃に對して略直角に走れるを認める。次の工程たる穿孔に取り掛かれるを示せる兩面一對宛の窪みを檢すると、總計四個(その一個は大部分缺失のもの)が略同程度の極めて淺き穴として存し、其の或るものが特に深き穴として穿たれたるを見ぬ。隨つて石庖丁の孔なるものは最初より急激に深く穿たれ行きたるにはあらずして、却つて其の兩面の各個のものが交互に極めて徐々に深められ行きたるを知るのである。今回發見の未成品中には圖版6(と)7(と)との中間程度のもの即ち已に琢磨を終り未だ穿孔に掛らぬものをも見出したが、此のものは爾他のものとは異なり、著しく大形長二八五種幅九六種厚〇五種であつて、圖面に取り入るゝに不便を感じたから、第二圖に拓本を以て示すことにした。此のものが頗る大形なる點を除外すれば、爾他の状態は圖版7(と)大差無きものであつて、何處にも穿孔の痕を存せぬのである。

圖版(8)は(一半缺失、残存部長一〇、幅六、一、厚〇九)穿孔作業著しく進行して、破縁に見ゆる一方の穴は已に貫通して孔道を爲すに至つたが、他方の穴は両面のものとも著しく深められ行きたるにも拘はらず、未だ貫通するに至らぬものである。已に琢磨作業を終つたものとして、其の石面は随處滑澤に、又其の刃は頗る銳利に作り出されて居る。

圖版(9)は(長一五・六、幅四・九、厚〇八)穿孔作業更に進行して、双方の穴とも已に貫通を見るに至つたものである。併し此のものは今漸く穿孔を終つたばかりといふべきものであつて、次出の四個のものと對照すると、未だ以て完成品とは稱し難いのである。即ちこのものに見ゆる兩個の貫通せる孔は未だ頗る小さく、それに達すべく兩面より漏斗狀に穿たれ行いた穴の壁面は未だ著しく粗澁であつて、此の部に尙少しく仕上げの加工を要するのである。石面滑澤其の刃銳利なるは已に琢磨を終れる時期のものとして特にいふ迄も無きことである。

圖版(10)は(長一三、幅四・三、厚〇七)、(11)は(長一二・九、幅五・二、厚〇五)、(12)は(長一五・一、幅四・九、厚〇六)、(13)は(長一二・四、幅四・七、厚〇六)の四個は孰れも石庖丁完成品と見るべきものであるが、其の形には多少の相違を示す。(10)は櫛形と稱すべき形状を呈して、其の直縁が背となり、弓狀に彎曲した縁の方に刃を有するものである。これが我が地方に最も多く見らるゝ形式である。(11)は又櫛形と稱して不可無き形式に屬するが、其の背の縁が前者に於けるより更に少しく彎曲せるものである。(12)は兩縁とも略同等の彎曲を呈して、其の一端は尖り他端は幅廣く石劍形とも稱すべき形式のものであるが、一方の曲縁が丸味を帯びて背を爲し、他方の曲縁に刃を有することとは一般石庖丁に見るところと同様の關係を示す。併しこれが磨製石劍に著しく類似せる形態

を具へて居るのは事實であり、斯る實例多からざるを願慮すると、場合に依ると此のものは最初石剣を製作すべく工を始めた材料を石庖丁製作材料の方に轉用したと見るべきものであるやも知れぬ(13)は又楕形と稱すべく、大體の形狀は(10)に於けると同様であるが、其の曲縁が背を爲し、直縁に刃を有すること、(10)とは反對である。我が地方には往々此の形式のものを見受けるが、其の數は(10)に比して著しく少數である。四者孰れのものにありても、愈々完成したのものとして、其の兩孔の壁は頗る滑澤に仕上げられ、且つ孔の大きさが前條のものより多少大きく作爲されて居る。尙此の完成せる四者と前條所述のものとは對照して氣の附くことは、一般の石面が更に著しく滑澤となり、前條所述の琢磨の際して附與された磨き傷が消されて居ることである。此の點を願慮すると、愈々仕上げを終るに當つては、更に一應硬質緻密の砥を以て石面各部を萬遍なく磨かるゝやうである。

上述の如く完成及び未完成石庖丁が多く出土するから、琢磨の際に用ひた砥も出すべき筈と考へ、最後の調査の際特に砥を搜索してその三個を見出した。そのうち二個は大形の砥石の破片であつたが、共に中砥と稱すべき稍粗質の石が用ひられて居た。その一個は石皿の破片を利用したものと覺しく、一方の面を淺く窪んで穿つてあり、その裏面に背を磨いた痕跡の多數を存し、側面も亦磨き減らされて居るものであつた。他の一個は手持砥と稱すべき小形の砥石であつて、堅き緻密なる石が用ひられ、これが四角に磨き減らされてゐた。石庖丁の面の仕上げに用ひたものは恐らく斯る手持砥であつたであらうと推察する。

以上諸工程のものを上出の順序に通覽すると、石庖丁が如何に製作され行きたるや可なり詳

細の點迄探究し能ふのであつて、斯る製作最初のものより完成品に至る迄多數の遺物を出す遺蹟が一の製造所址であるべきは最早やこれを疑ふの餘地無きのである。唯一ヶ所乍ら斯る製造所址を見出し得たにも拘はらず、我が地方に於いて是れ迄多く見たものが孰れも完成品のみを出す遺蹟なりしことよりすれば、石庖丁の如き簡單なる利器と雖決して自給自足的の生産物では無かつたのであつて、その製作は適當なる原料產地附近に居住する專業者に委ねられ、其處から各方面に配給されて居たと思はしめる。固より最初は各人各自に自給自足を行つたとしても、隨時隨處に適當なる原料を見出すことは可能とも考へ難く、次第にこれが分業的生産物となり行くべきは寔に當然の傾向の如く、燒ノ正遺蹟の新發見は恰度此の分業的工場の搜出に當るものゝやうに思惟する。

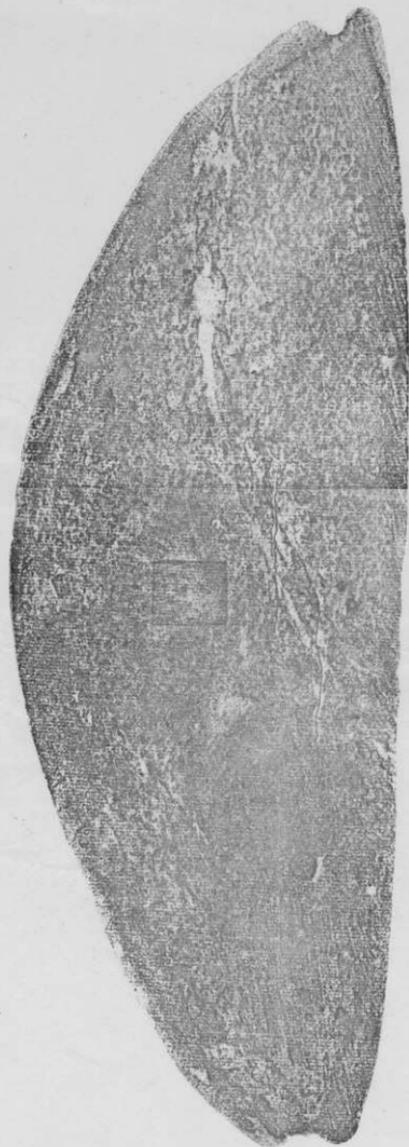
我が國の状態を説述せる最古のものとして魏志倭人傳を閲すると、國々有市交易有無とあつて、支那三國時代に相當する時期に於いて、已に我が國には一程度分業の發達があり、市場を開いて互に其の生産物を交易したことを述べて居るが、最初に糸島郡今津に、次で同郡今山に見出した玄武岩製磨製石斧の製造所址といひ、又今回飯塚市立岩焼ノ正に發見した石庖丁製造所址といひ孰れも分業的工場の存在を告ぐるに外ならぬのであつて、以上の魏志所載の如き状態は已に久しく我が國に行はれ來つたものと考ふべきのである。

糸島郡今津及び今山の磨製石斧が粗割り、打裂、敲打及び琢磨の四段工程を経て完成すること、は其の遺物に徴して明瞭であるが、此の製作法を今回發見の燒ノ正の遺物と對比すると、石庖丁に於いては第三工程の敲打なる頗る根氣を要し且つ完成の後には知り難くなる作業が省かれ

て居るのを認める併しこれは製作品が石庖丁なる薄手の折れ易き器物なりしに職由するものと推察され、寔に適當の作法であつたと思はしめる。此の石庖丁の原料が石片の面より容易に薄片を剥き取り得る岩質なりしことよりすれば、打裂の後直ちに琢磨に掛つたとしても、手工上には大して困難を感ずることも無かつたと思はれ、古の工人の雖工風に富み製作物の如何に應じて適宜の處置を講じて居たのを知らしめる。尙石庖丁に於いては琢磨の後更に穿孔なる作業が加へられて居るが、有孔石器のこととしてこれは特にいふ迄も無き作法である。

尙今回小豆色凝灰岩質の岩石を原料とせる石庖丁製造所址を發見し得たに關聯して、一應調査の必要を感ずるに至つたのは、我が地方に於ける同岩質石庖丁の分布關係であるが、諸方面に於いて斯る石庖丁を見ること稀ならずして、分布は頗る廣汎、此の調査は永き年月を經るにあらざれば中々結了せぬやうに思はしめる。併し今回の發見を端緒として、將來は此の分布にも注意を拂ひ、他日再び此の事に關して報告するの機會を得たいと考へて居る。

上述幾ノ正遺蹟の調査に際して、飯塚市役所土木課在職諸賢を煩はしたところ多ク、茲に本稿を草するに際し各位の御援助に對して深厚なる謝意を表する。又九大工學部教授山根博士が岩質の鑑定に關して、懇切に應答せられたことは余の深く感謝するところである。



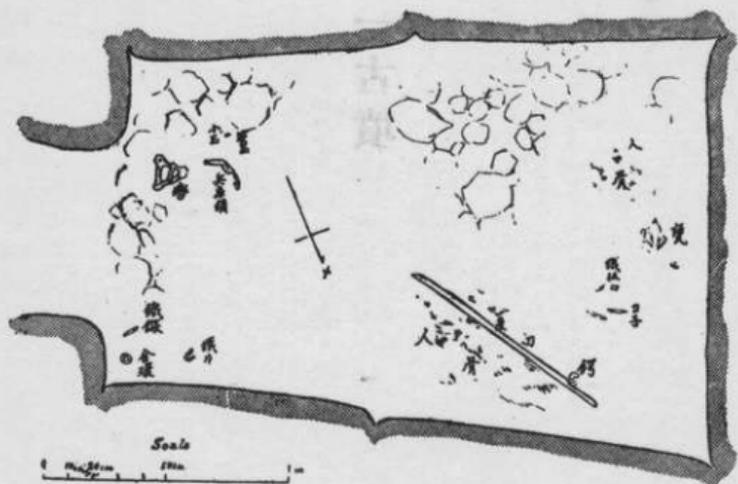
第二圖
大形
未
完
成
石
版
丁

10
cm

飯塚市立岩字サコの古墳



品 葬 副 圖 一 第



圖取見在所ノ物遺內室玄 圖二第

飯塚市立岩字サコの一古墳

調査委員 鏡山 猛

第三圖



美蓋天井開口ノ狀態

昭和八年の歳末、偶然の機會に徳肥の場所に於て一小圓墳の發達の
一部が露れ、後任すれば監製にかゝる懼があつたため石塚内の調査
を遂げた。初め中山平次郎博士の監製によつて、昭和九年一月十五
日同博士に従ひ、九大法文學部學生植松雅俊、矢野俊介兩君と共に
調査に赴いた。初日は塚内の土砂の搬出に費し支室の基礎の一部を
たしかむるに過ぎなかつた。翌日は雨天の爲工を休み、十七日十八
日兩日を費して副葬品の所在を檢し得た。この兩日は中山博士病氣
の爲前記兩君と調査の任に當つた、時宜を失せず調査の機會を興
へられた市役所當路の方々、並に隨志の檢調査の勞を領たれた諸氏
に對して限なき感謝を捧げる。結果に於ては特筆すべき副葬品無く、
古墳の構造亦一般を撰ぶ所無かつたにせよ、埋葬當時の副葬品の位
置を知り得る事は極めて稀な事例であるだけ得る所少く無かつた。

位置

遠賀川右岸丘陵性山麓の一角に位し本冊別掲の中山
博士の報文立岩金石併用時代遺跡の東南方約四百五十米飯塚市立岩字サコ一一二番地に屬

する墳丘は標高約十米の一丘峯上に設けられ猶附近山林中に數基の同様な墳丘を見出す事が出来る。當古墳は徑五六米餘の小圓墳である。埴輪葺石の類は見當らなかつた。

石 棚

横口式石棚古墳で美道はほゞ東に向つて開口する。美道部前方の天井石は既に運び去られてゐるが、この部分の破壊が何時行はれたか知り得ない。此の事實は内部副葬品に對して既往擾亂の豫感を生じ、副葬品の位置及種類の確實性に一抹の疑暗を投げかける。玄室は間口入口幅一米二十七釐、奥行二米二十五釐の梯形のプランを持ち、天井の追持特に目を惹く。何れも花崗岩の大石を用ひ、玄室の床



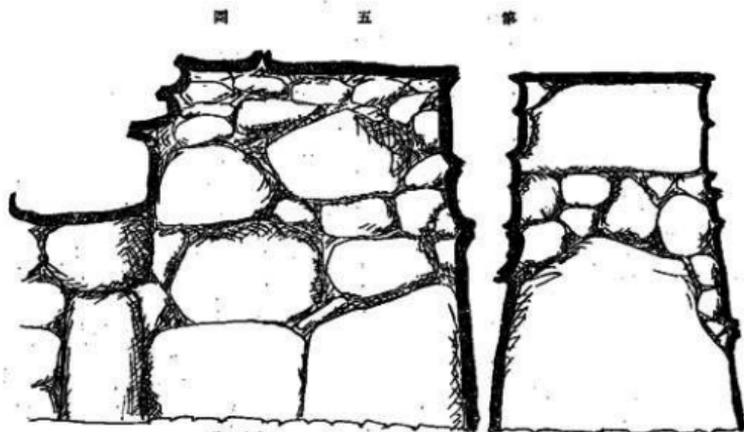
遺蹟地(印×)附近地圖
(地圖分幅四「府率太」一分萬部五部武測地陸)

には五種乃至三十種の小石片を敷きつめてゐる。

副 葬 品

- 直刀(長サ 九二・七釐 身巾 二一・八釐) 一本
- 鈔(九釐×八釐) 一個

玄室西北部に斜に直刀は置かれてあつた。柄の附近に鈔が既に刀身より離れて見出された。鈔の形式は八個の梯形の透を持つ卵倒形のものである。

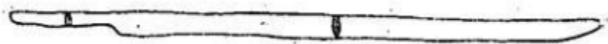
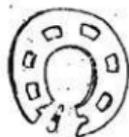


圖五二

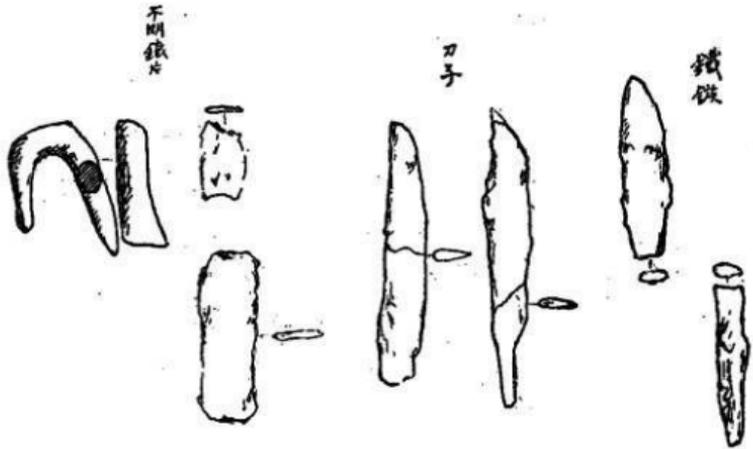


石 櫛 實 湖 圖

第 六 圖



直 刀 及 鈔



(大一ノ分二) 類 器 鐵

刀子 二本 (A全長一〇・五釐)
(B殘存部 九釐)
 刀子は鐵の身部のみ殘存、直刀柄の南に接して置かれてあつた。

鐵鏃一本 (殘存部六釐)

突根式鏃とその柄部と思はるもの玄室
 内入口の向て右より發見。

不明鐵片、三個、猶長方形小鐵片二枚、彎曲
 小鐵棒先端は平くなる一個、分離して發見
 されたが用途不明。

轡 一揃 (鑣長ヲ各々 九・五釐)
(引手長ヲ各々 七・八釐)
(鑣板ヲ各々 九・五釐)

槍、銃板引手が揃つて入口の向て右にあ
 つた、銃板は二重環をなす

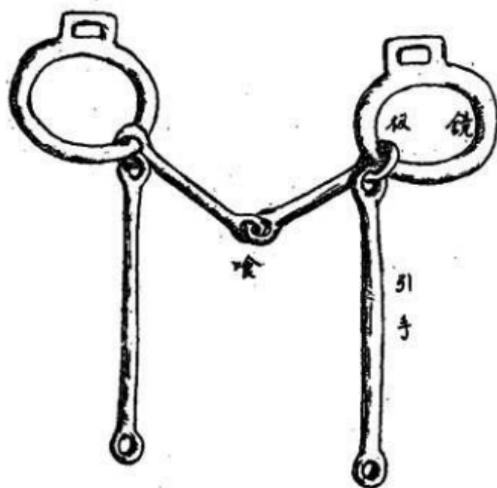
兵庫鎖一連

轡に接し四個の環を連ねた鐵の兵庫鎖
 があつた。

金環 一個 (徑三釐)

玄室の東北隅にあり、一面青錆を帯び僅
 に金の薄片が残つてゐる。

第八圖



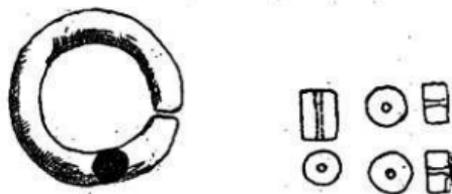
(大一ノ分三) 髯

管玉 一個 (長テ〇・七釐制)
 淡綠色を呈し腕い練物製の如し。
 小玉二個 (共に徑〇・八釐
 以〇・五釐)

一個は管玉と共に、玄室の東南隅に近く、他の一個は直刀の銚に接して存してゐた藍黑色の石を以て作る、穴は兩列。

觀摩市立岩手サロの一古墳

第九圖



(大實) 圓玉及環金

祝部式壺一個

口邊部及胴部の破片が残存するのみであるが、堅緻な焼で、胴部は外面に簾文内面に渦狀打痕がある。他に彌生式土器の細片一個あるが副葬品なるか不明。土器は玄室の奥正面に存してゐた。

運 葬 状 態

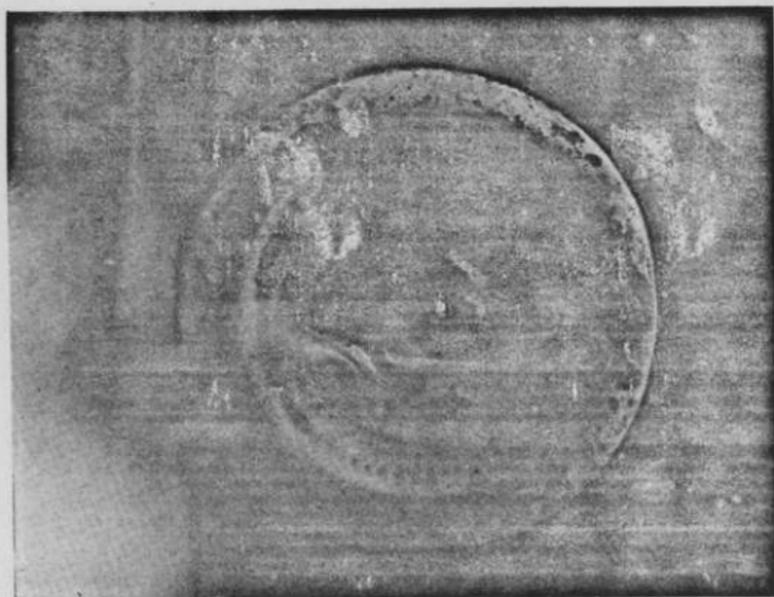
玄室内の直刀附近に於て人骨片が存してゐた。何れも白色の粉末狀に糜碎して形狀の認めらるるものほとんど得られなかつた。然し乍ら人骨の所在は直刀の下方に東壁に沿つて東西の方向に認められた。而て直刀は柳床より西方に於て九纏東方に於て十八纏の高さにあり、此等の事實よりして當初屍體の上に刀を載せて葬られてあつたものと推察されるであらう。

次にこの人骨より南方にかけ離れ、同様に粉末狀になつた人骨片を見出した。これは第一の屍體とは別個のものと思ふべく、被葬者は二人と見なければならぬ。横口式古墳に屢々認めらるる合葬の實例を此處に示してゐる。南方人骨附近より何等副葬品を検出し得なかつた。故尊長者は彼の西方の屍體であり、此は年少者或は配阴婦人ではあるまいか。

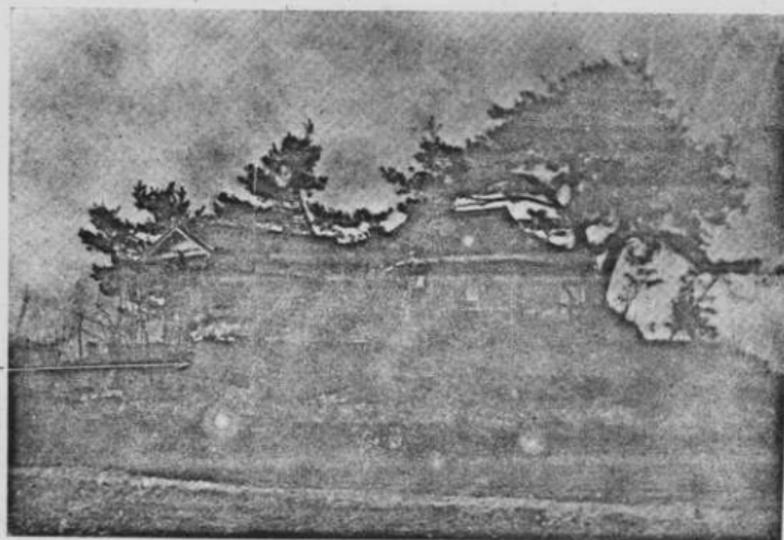
副葬品の數少く作亦簡單なるもの多く被葬者の社會的地位もこの點から極めて高いものと言ひ兼ねる。

豐前猪位金村位登古墳

位登古墳出土仿製鏡



コレハ古墳ノ入口ノ如ク見ユレドモサニアラズ
シテ井戸屋形デアリマス



古墳上ノ住宅

豊前猪位金村位登古墳

調査委員 青木庄一 郎

一、序 説

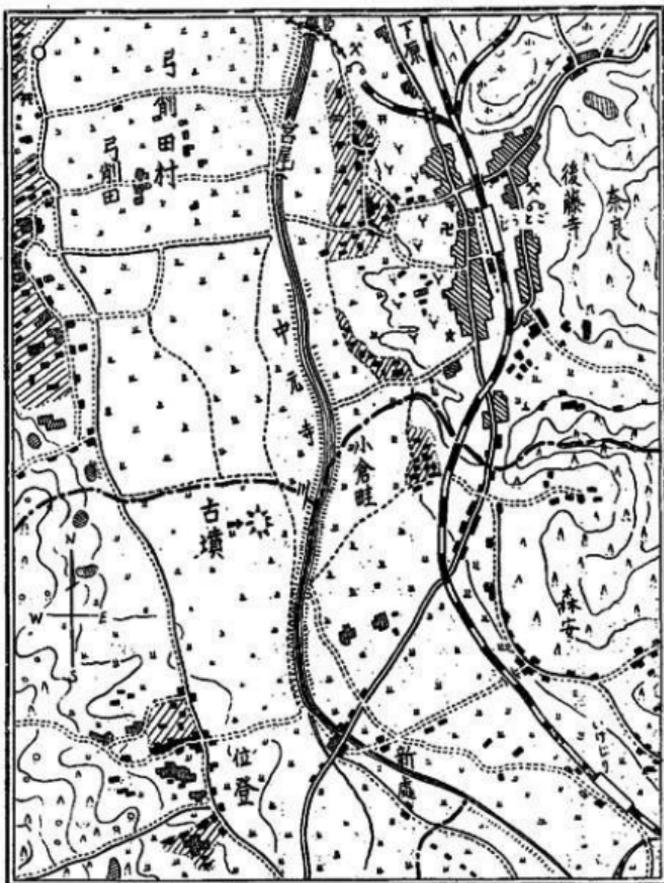
古墳の位置は地圖に示す通り福岡縣田川郡猪位金村大字位登の田圃中に在り、後藤寺町に近く、中元寺川が其東を流れて居ります。昭和六年八月一日偶然人骨を發見したことから俄かに世人の囁すところとなりましたのと、一面には古墳の上に住宅を造つたり、又新道路を開設するために古墳の土を堀り取るとかの噂も生れるといふ有様で、古墳の保存上色々の障礙と危期とを生じた次第でありますから、私は縣の指示を受け、急に本古墳を調査することとなり、昭和八年十月十日及び九年一月六日の二回に亘り之を實査したのであります。

二、人骨發見の由來

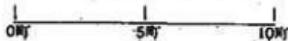
古墳の大きさと形状は寫眞及び實測圖に示す通り長さ約四十五間、幅十四間、最高所約五間餘の小丘陵をなして、田圃中に横はつて居りますから、新道の人を以てすれば一見古墳たることを想はしむる程であります。土地の人は古來弘法塚と稱し、丘上に地神様と云ふ小祠を祇り、一靈城地として畏敬し來つたもので之か古墳たることには誰も氣附かなかつたのであります。然るに昭

和五年十月弘法大師の信仰者大屋仲道なる者大師の靈場をこの塚上に設くるため位登區民に

位登古墳位置

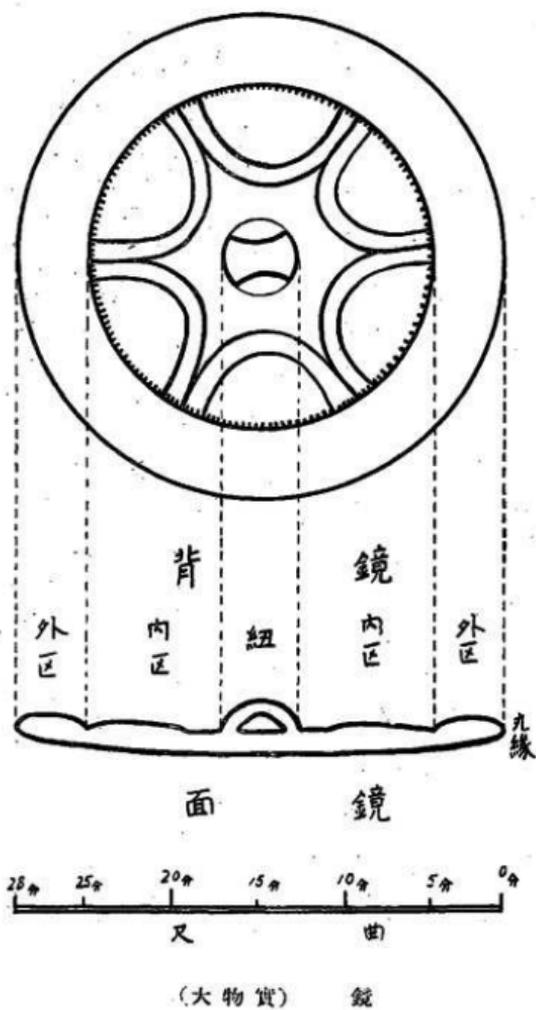


縮尺二万分ノ一



圖つて、同意を得頂上を平坦にして大師堂兼住宅とも云ふべきものを建設し、大師の御利益によ

つて僧者の病氣を治療して居りますが靈驗あらたなるとかの噂で之の小丘を訪づる人々は日に日に多きを加へる有様となつたのであります然るに同人の云ふところによれば住居後何となく異變がつづき夫れが昭和六年の夏以來殊に甚しくなり恰も地震の如き家鳴飛行機の突激



したかと許りに思はるる動搖が生じ夜の不穩は益々加はり妻女は恐れて家を飛び出すと云ふ騒となつたのであります偶七月下旬から數回に互つて神のお告があり不思議に思はるる節が

あるので八月一日居合せた信者の一人と共に屋敷の内外を調査して居る中、夕方床下から偶然石棺を發見し、蓋石を取除かんとした際、大小數十の燐火が飛び出して、慘言はん方なく、信者は恐怖の餘り其場に卒倒するなどの大騒ぎを演じたのであります。夫れで當日は作業を中止し、翌二日に愈々蓋石を取除き、内部を見ると燃え残つた大小の燐火の間から整然として仰臥せる人骨を發見し、此丘陵が一大古墳たることを知るに至つた次第であります。話の眞偽は暫く措き人骨發見の由來として大屋仲道の言ふ儘を記して置きます。

三、古墳の想定

既に原史以來風雨の露すところとなり、且つ屢人力の禍も加はつて居ますので著しく原形を變じて居るは勿論であります。が、寫眞及圖面に示す如く、私は之を我國獨特の古墳の形式たる前方後圓墳即ち車塚又は瓢塚であると想定致します。古墳の存在は、到る處之を見ることであり、すが前方後圓墳は當地方にては極めて稀であります。併して石棺の狀態、副葬品の價値等から類推して上古此地方に於て最大勢力家の墳墓たることを疑はぬ次第であります。大寶令中の喪葬令に據れば、單獨に墳墓を造る資格ある者は三位以上、若くは別族の初祖氏中の宗長に限るとあります。況んや前方後圓墳の墓主に於いて、ややであります。此れは必ずや當地方に於ける大宗族の初祖かそれにも均しき勢力家であつた者ではあるまいか。猶考ふべきことは、當地方は景行天皇が熊襲征伐の歸途御通行になつたと傳ふる處であるし、又日本武尊に關する傳説も存在する處であります。古墳最大の形式たる前方後圓墳の完成期も、凡そ此時代の直後、應神、仁徳兩朝であります。が、此古墳は石棺内の副葬品から考へて完成期前に屬するものと想はれますから、古墳の

墓主たる人骨其者が皇軍御通過の際何か關係を有した人物ではあるまいか。猶丘上に地神様として祭られたる神は此の發掘された人骨其人を死後神として其の配下たる土地の人が尊崇し今日に及んだのではあるまいかとも想はれます。前方後圓墳と云ふ想定に誤りがなく、石棺が存在し猶完全なる人骨を出したと云ふ事實は極めて稀なこと、斯様な意味に於て本古墳は餘程貴重な研究物であります。猶今日では全く其形跡を留めぬが本古墳の周圍には濠があつたのではあるまいか。夫れはすぐ附近に小川が流れて水を引くに非常に便利である外、古來位登には自然に清水が出て附近一體の田地を涵ふて居るので名高く、位登の地名も井のある處から來たとさへ言はれる程で、其清水が小川となつて古墳の傍を流れて居りますので、一歩つき進んでこんな水呑靈水の便利があるから此地に造つたのではないかと考へられます。果して濠があつたとすれば、それこそ堂々たる一大偉觀を呈して當地方では他に類例なき大規模のものであつたことと思はれます。

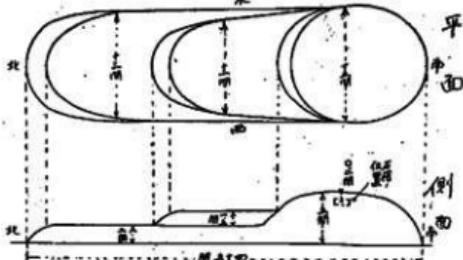
四、石棺の形式

石棺のある處は居室の床下凡そ一尺餘の土中であり、長方形の組合式石棺で、石質は當地方に産する砂岩で、南北の方位に置かれております。石材の厚さは五寸乃至七八寸許り、内のもうす法は長徑五尺八寸、底部及び深さ共に二尺五寸であります。組合方は底石二枚、兩側各二枚、前後各一枚、蓋石三枚合計十一枚から成り、内に五寸角大の石枕が一個置かれてあります。後圓部のほゞ中央封土の基部から凡そ四間餘の處に安置されたものであります。

五、人骨の狀態

人骨は頭部を北にして石枕に乗せ、顔面を西に向け、兩手を胸上に組み、兩脚を曲げて、朱土に染つて現れた有様は恰も鎧を擡げたやうであつたと云つて居ります。整然として仰臥したまま棺内に横つて居た人骨も、取除きの際頭部を除くの外全部壊れてしまつたことは返す／＼も惜しいことであり、手をかけずに専門家の視察を求むるか、寫真に撮つて置きたかつたのであります。幸にも頭部丈は比較的完全に保存されて居りますが、現代人の頭骨と比較して著しく大きく取り分け後頭部の發達が目立つて居ります。齒は普通の大きさで、下齒は第三臼齒が左右共に無い許りで、他は十四本共に完全に附着し、白色の光澤を有して居ります。上齒は六本を残すのみで、他は悉く脱落し、齒質も下齒に比して著しく劣つて居ります。前額部より下顎骨の先端まで六寸五分、前額部から後頭部まで六寸、頭部の周圍一尺八寸五分、大腿骨一尺六寸、屈脚骨の儘で五尺八寸の石棺内に一杯であつた事實から推して如何に大男であつたかが想像せられるではありませんか。

位登古墳要圖



六、副葬品

1、漢式鏡一面(仿製)

發掘の當初は全面綠青で蓋はれて居たさうであります。今は磨き落されて薄茶色の肌を出

して居ります。鏡面は中央や、膨れ鏡背は内區の模様から見て内行花文鏡で製作は仿製と想はれます。紐のみで紐座はありませぬ。外區には何等の裝飾なく、縁は丸縁であります。厚さは約一分、徑二寸八分、小形のものであります。胸骨上に鏡背を上にして在つたさうであります。元來九州地方は朝鮮半島や支那大陸に近い關係上漢鏡の輸入もあり、且つ其模倣も早く出來たことであリませう。更に併せ考へられることに古來當地附近の採銅所に銅が出て、宇佐八幡宮の神鏡を造つたとの傳説もある程ですから、此の鏡もそんな關係で當地方にて作られたものではありますまいか。猶太宰府管内志によれば附近にある鏡山、鏡池等に關する研究が出て居りますし、又香春神社の祭神が新羅王といふことも傳へられて居りますから、大陸文化の影響を受くることも案外早くからのことであつて、従つて仿製鏡の出來たのも偶然でないのではありますまいか。後日の研究を俟つ次第であります。

2、管

玉 六十二個

徑一分餘り、長さ五分乃至七分位、碧玉製で内部には紐を通す穴が明けられてあります。内外共に能く磨き上げられ、薄青色の美しくしき光澤を呈して居ります。發見の當初は主として胸骨の附近にあつて、其一個は鏡の紐穴に在つたと云つて居りますことから考へても、又他に勾玉を始め、諸種の玉類がない點から見ても、裝身具とした譯でなくして鏡の紐飾に用ひたものではないかと思はれます。此外に白色の微少な小玉二個あつて、それにも紐穴が明けられてあります。何れも精巧に出來て居ります。

3、太刀の一片

長さ九寸幅一寸四分乃至一寸二分五厘餘、著しく腐蝕して居ります。

七、結 論

以上述べた如く此古墳は前方後圓の原形を略存有して居ます。尙石棺の蓋と思はるる廣さ四五尺位の平たい石材が六七枚存在して居りますが、此れは當地方にはない變質岩であります。から餘程の遠方から運搬したものと考へられます。何れにしても上述の如く古墳の主こそ當地方の尊大なる祖先であつて、在來土着の人々は其の子孫か又は其配下に屬して居た人々の子孫であるかも知れませぬ。然れば此の古墳を永く維持し、人骨及副葬品を石棺に藏めて地神様と併せて之を祭り、後圓部上の住宅兼大師堂を適當の地に移轉し、猶出來得べくんば古墳の封土を變更以前の原形に復し、我國特有の前方後圓墳の標式物たらしめ其淨化を計ることが最も意義あり史蹟保存上の急務であると信じ當地方人士の考慮を煩はしたいと思ひます。

(附記) 此の調査に當り、諸位金小學校長村上哲夫氏、同村役場吏員皆川定三氏、學務委員宮崎正徳氏、位登塚長坂本經太郎氏、在郷軍人分會長皆川家氏、及び上條群氏の御協力に對し深く感謝の意を表します。

高良山
磯山

枕
付
舟
型
磐
棺

(景全) 棺 磐型舟付枕山良高 一第版圖



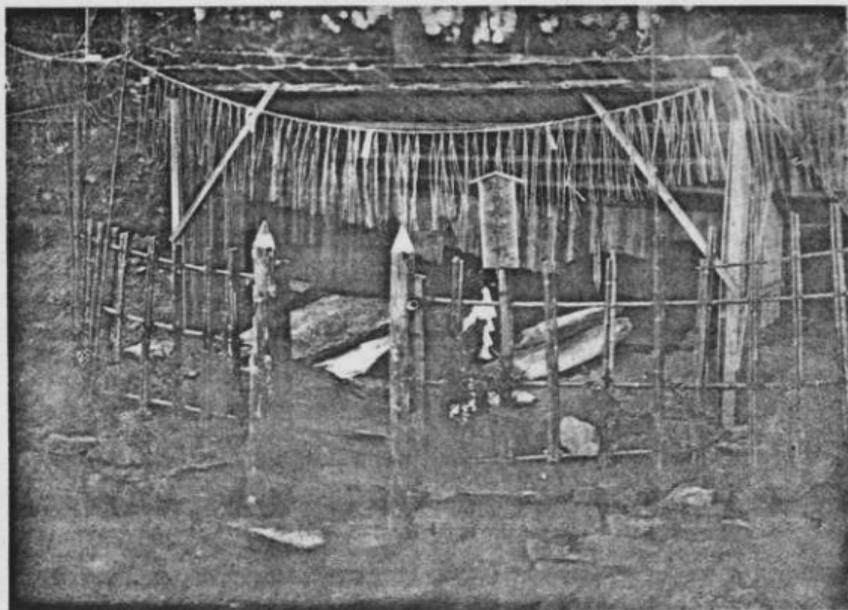
(部内) 棺 磐型舟付枕山良高 二第版圖



すめしを枕の號號ろ三第棺磐型舟付枕山良高 三第版圖

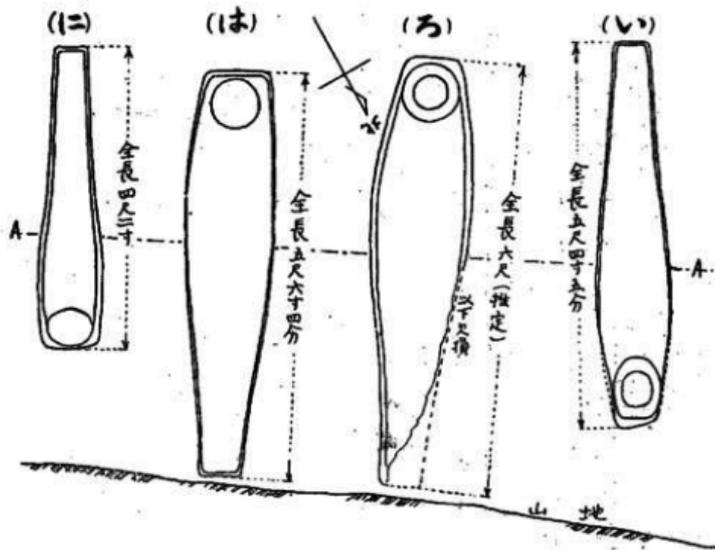


景の存保假棺磐型舟付枕山良高 四第版圖

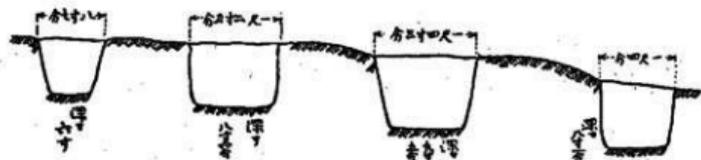


高良山枕付舟型磐棺
磯山
磯山

平面圖

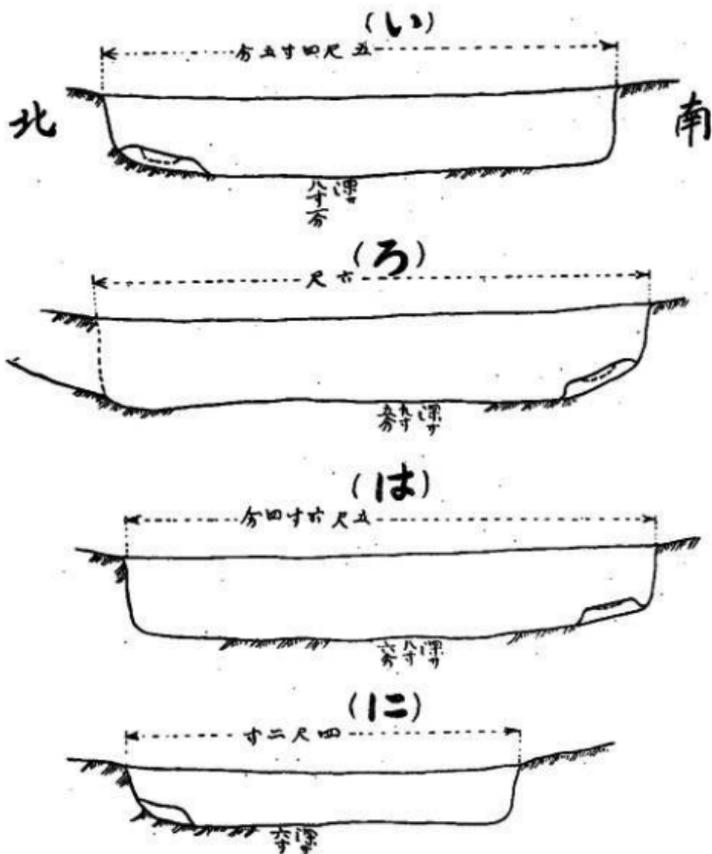


A-A 横断面圖



圖面断縦 棺盤型舟付枕 山てぶつ

圖版第六



高良山 磯山 枕付舟型磐棺

獨 託 川 上 市 太 郎

(一) 發

見

昭和八年十一月、筑後高良山の高良神社境内に三井御井町の企畫にて參道(自動車道路)新設、其第二期工事の末社愛宕神社東北方約三十間に當る磯山ツツキと稱する所を開鑿中、偶然古墳を發見せり。

道路工事は雜木雜草茂れる山地を開鑿せられ、凡そ東北より西南に向ひて進捗せられつつありしに、十一月十六日先づ第一號(附圖は號)に掘り當てたり、地下凡そ二尺餘りの所石蓋を除けば、地磐は古生層滑石片岩より成る一面の岩磐にて、其磐の中に美事に判り抜かれたる舟型の石棺あり、内に朱粉多量に充たされたり。

翌十七日、其の右方(北西側)は山芋でも掘りたる如き古空跡あるを以て更に西に寄りて掘進せしに、亦第二號(附圖は號)に掘り當てたり、然れども尙道路の變更などは思ひもせず、翌十八日更に其中間の初め山芋の掘り跡かと思ひし所を掘進せしに、第三號(附圖は號)を發見せり、之れ亦美事なる舟型なれど死堀者のため其下部を半壞せられたるは遺憾なりと云へ、其脚部に止まりて上



半部に及ばず、殊に石枕附近の完全に保存せられたるは幸ひなり。

此頃より工事關係者に少なからざる不快の感を萌さずに至れり、或は往時の先堀者も亦其古墳と悟りて直ちに放置したるものならんか。

翌十九日は左方即ち北東方によりて掘進せし亦々第四號(附圖に號)に掘り當てたり、而も石蓋を取り去れば棺蓋の小型なる一見小見用と思はるるに、掘めやらざる朱粉の滿ちたるが中に、掘めば指頭に散り去る骨片さへあるを目撃したる工夫等は、懸構の情と畏怖の念より、暫し鶴嘴を放棄するに至りたり。

此所に於て愈々神社關係者、御井町役場吏員は調査委員武藤直治、同石野義助及び工事設計者と協議を重ね、之等古墳の保存を重視し、萬難を排し、道路の方向變更に決

定したり、然るに若し左手即ち北東方に掘進せば尙之に類似の古墳幾多出現せんと想はるる地形なるを顧慮し、遂に遠く北西方に迂回する如く設計變更せられたる、其適切なる處置は史蹟保存上永久に感謝する所のものたり。

(二) 構 築

發掘したる四ヶの棺室は、何れも古生層滑石片岩に削り抜きたるものにして、型體の均等を保てる、内面の彫り方の叮嚀なる、殊に四ヶ共石枕を棺底に彫り付けたる、内容の餘裕を存ぜざるなど構築は簡潔の裡に、技工は實に親切を極めたり。

圖示せる如く(5)には北枕にして、(6)は南枕、即ち中央の二ヶと、兩側の二ヶは反對枕なり、又寸法より考ふれば死者の身長に應じ、雕刻したるもの如し。

試みに筆者は(5)の石枕に仰臥したるに、身長五尺三寸近き洋服着たる身體に窮屈もなければ、(6)とて身動きもとれず、適切に當て填りたり、元より副葬品など入る餘裕は無きものと環衆の證する所なりけり。

且つ心地よげに石枕をかたしきて、暫し黙靜すらく、古墳の靈よ憤りあらば、この川上に厄せられ、無事の工夫日役に及ぼす勿れかし、吾人は之等古墳に對し、深甚の敬虔と欽慕を捧ぐるものなるぞと、起てば半身は、朱粉の香華に塗れ居たり。

各棺の寸法次の如し。

(い) 號棺、全長五尺四寸五分。幅尾先五寸。中央一尺四分。頭部五寸六分。深サ中央八寸一分。

(ろ) 號棺、全長六尺推定。幅頭部七寸七分。中央一尺四寸三分。足先不明。深サ中央九寸五分。

(ハ) 號棺、全長五尺六寸四分。幅頭部八寸九分。中央一尺二寸五分。足先六寸。深サ中央八寸六分。
(ニ) 號棺、全長四尺二寸。幅足先五寸五分。中央八寸七分。頭部八寸六分。深サ中央六寸。
枕は勿論磐岩と同一體に彫り出しのものにて高さ凡そ一寸より一寸五分位、大體は圓形、内部に凹みつけ、且つ程よき傾斜を與へ、頭の据ゑ心地よく死者の慰安を想ひやりたる細心の注意を窺はるるものあり。

(イ) 號枕、長八寸位、隋圓型に、四寸五分位の圓形凹みを附す。

(ロ) 號枕、八寸位の圓型に、四寸二分位の圓形凹みを附す。

(ハ) 號枕、七寸位の圓型に、内部自然凹みとなる。

(ニ) 號枕、五寸位の不正圓形、僅少の凹みあり。

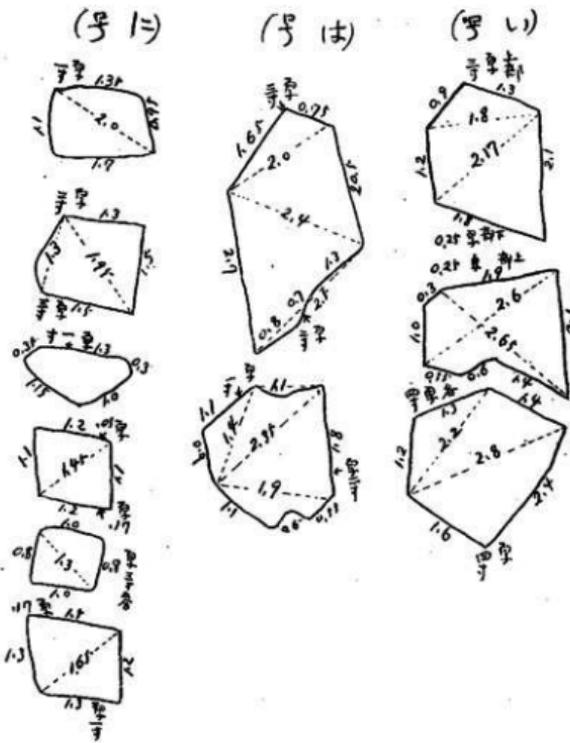
此構築に就て特に注目するは、其形の舟型と稱するより寧ろ一見直感的に魚型と稱するの適切ならざるやの形狀、或は少し形容過ぎるも杓子型とも譬へらるる形狀を呈せるにあり、且つ枕が各棺に彫付けられたるにあり、蓋石は大凡そ厚さ二寸より三四寸に及び、不整形の秩父古生岩を天然のまま使用せるものと思はれ、挿圖に見る如く(イ)號には三枚、(ハ)號には二枚、(ニ)號には四枚發掘後破れて六個となるを使用し、之等蓋石の上部に厚さ二三寸程粘土を以て密着に塗り固めありたり、蓋石の内部は朱を塗り附けたり。

朱粉は各棺とも現存せる量より考へ、餘程潤澤に填裝したるものと想はれたり。

(ろ)號は先堀者のため配列せられざれども、蓋石らしき朱の附着せるもの附近の土中に點在せるもの數個あり。

棺外の封土即ち盛土は其初め圓墳の形ちなりしならんかと想像せらるれども久しき間に外形

舟型磐棺蓋石平面圖



(尺曲法寸) (測實氏助義野石)

變更せられたるものと想はれ原形を知るに由なし。

(三) 棺内人骨

(に號)第四號の棺内の朱粉に埋まりし人骨は殆んど崩解して指もて之を摘むさへ忽ち碎くる

が如きを、久留米市九州醫學専門學校教授醫學博士八重津輝勝氏の鑑定によれば十歳以下の女の兒の骨なりしとのことなり。

他の棺内の人骨は、既に腐滅したるものならん。

(四) 副 葬 品

棺内には朱粉の外何物をも認めず。



棺外に於て(ろ)號とは(號)の中間にて、頭部を去る南に一尺位の高さ一尺五寸位の地中に挿圖の如き祝部土器一ヶ(高六寸八分、胴廻り二尺六寸五分)と彌生式土器破片數個出でたるのみなり。

(五) 結

之等舟型器棺は高良山愛宕神社の東北方の高塚にあり、周囲の展望あり、且つ前述の如く關係者一同此古墳出現を尊重して其保全のため經費は勿論森々たる立木の伐除等萬難を排し、道路を變更したる最も紀念すべきものにして、今や相を廻らし、七五三繩を張り、濫りに出入せしめず、以て史蹟尊重保存の實を標榜せり。

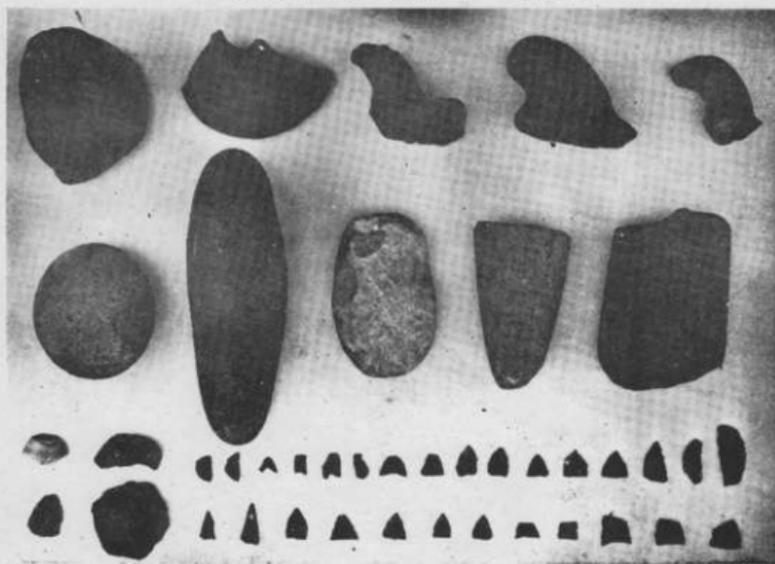
此調査に當り、始終立會調査等の勞をとられし神社關係者、八重津輝勝博士、久留米土木管區員、警察署員、町役場吏員、及び調査委員武藤直治、岡石重義助諸氏の御厚意を謝す。特に實測調査には久留米土木管區事務所長原田直喜氏に煩す所多かりき。

筑後浮羽郡福富村西山田古墳群地帯の遺蹟

望遠地蹟遺 一第版圖



片器土式生網及器石 二第版圖



筑後浮羽郡福富村西山田古墳群地帯の遺蹟

調査委員 宮 崎 勇 藏

一、發 端

昭和八年一月、筑後國浮羽郡福富村に於いて、西見重太郎氏所有地の果樹園として開墾せらるるに際し、同地域一町二段六畝餘歩の地に六箇所の古墳點在し興味ある地域なるを覺えたのであるが、三月十一日其工事完了の日までは遂に踏査の機會を得なかつた其後間も無く右古墳の出土遺物の西見重太郎氏方に保存せられある旨の報告に接し、急遽出張して祝部式土器及馬具類、鐵鍬破片、銀環等を實見することを得た。依つて再び本遺蹟の調査を開始し開墾工事の監督者たる西見格太氏の好意に依つて爾後數次の踏査を行つた。即ち同地の古墳中四箇所は全く破壊開墾せられて湮滅せるも、他の二箇所の略原形を殘存するものに就き充分の觀察をなし、個々其封土内に石鏃片及彌生式土器破片の含まれたるを發見して愈々興味を以つて同地域にのぞみ、散布せる石器類、有紋彌生式土器破片又は祝部式土器破片等の採集を行ひ、又西見格太氏の言に注意して骨壺及び僅少の火葬骨片の採集を行つた。現在此地は開墾後二箇所に古墳を殘存するのみで全く整備せられて果樹の植付を完了し遺蹟の状態を窺ふこと困難となつてゐる。

第一圖

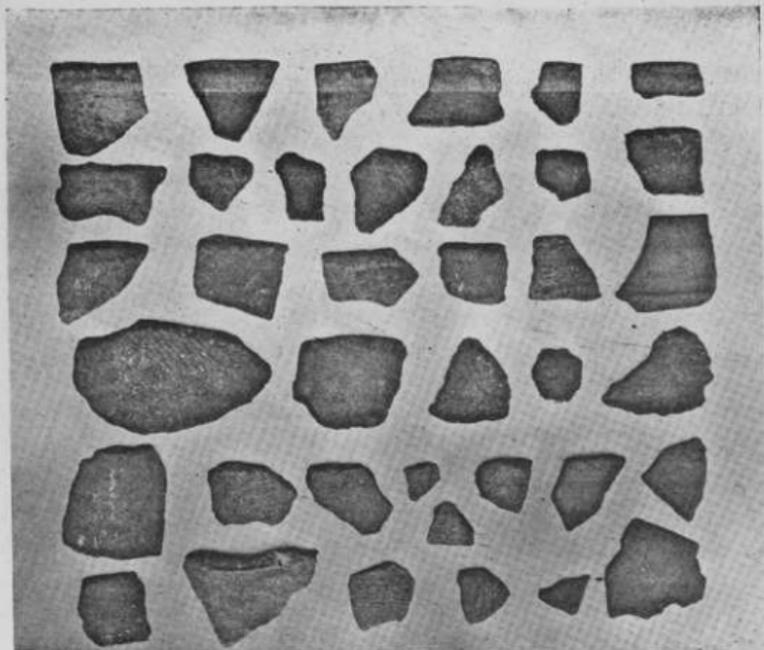
福岡縣浮羽郡福富村西山田古墳群地帯の遺跡



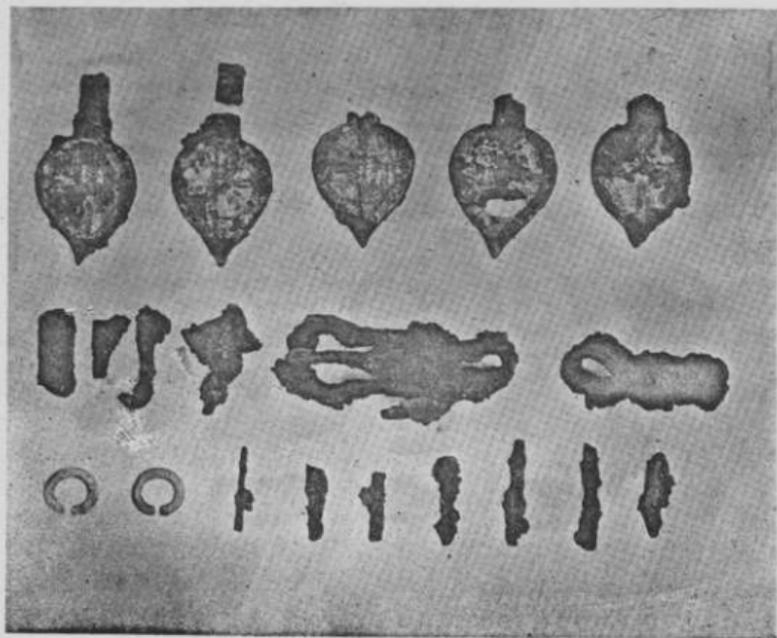
二、遺跡

遺跡は筑後國浮羽郡福富村大字富永の地に屬し小字は西山田と焼ヶ谷とに跨る。筑後耳納山塊の東端の最高峰鷹取山麓の一支峰の北端に在り耳納斷層に生じたる扇狀地の普通に見る丘陵性臺地の遺蹟である耳納山塊は筑後平野を流るゝ筑後川に並行し浮羽三井兩郡と八女郡との境界をなす山脈であるが此山麓一帯は石器時代並に古墳時代の文化圏内に屬し近時開墾と石切とにより漸次破壊されつつありと雖も尙山林中に古墳群をなし本遺蹟の附近は勿論更に東方に大生寺市瀬山春等の古墳群在り西方へ船越石垣平原地徳草野等の古墳群に連つてゐる。同時に右の山麓地帯は石器時代遺蹟地又は遺物散布地として著しきものがあり昭和六年より現在までに吾々の採集したる石鏃石匙石庵丁等は全く右の古墳群地帯開墾地から

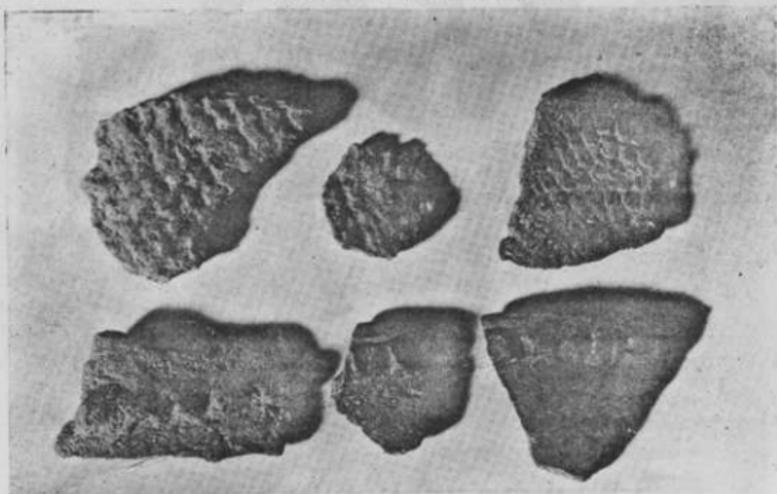
圖版第三 有紋彌生式土器破片



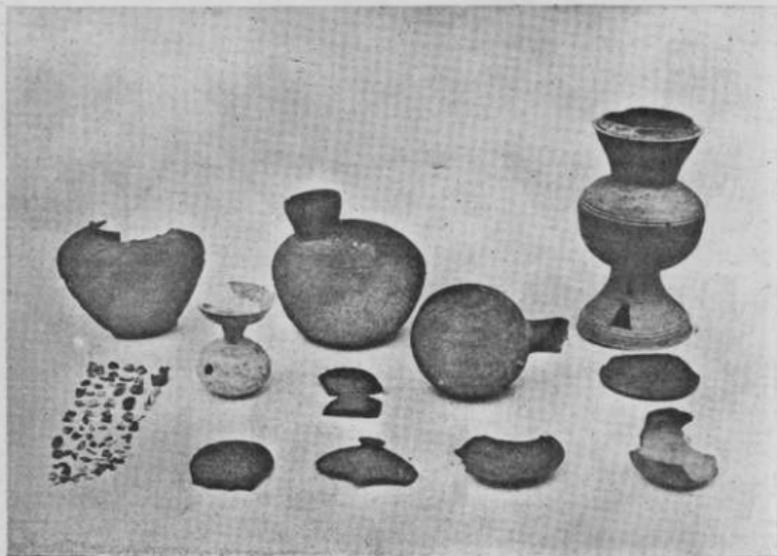
圖版第四 上段杏葉 中段紋具座金 下段鐵鍬銀環



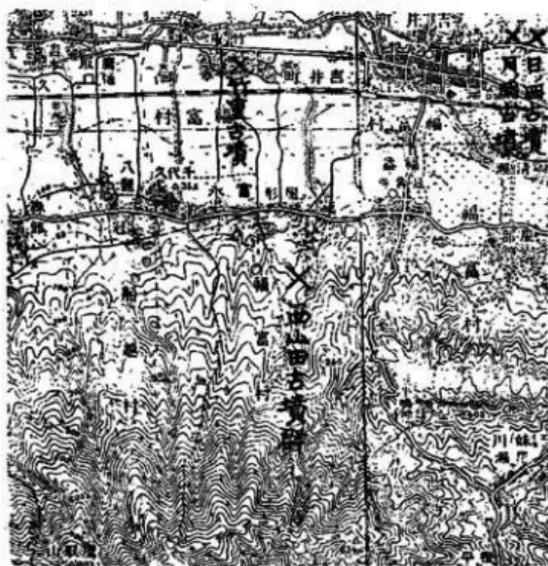
片器土るあ彩色的紋繩 五第版圖



骨葬火と壺骨及器土式部祝 六第版圖



圖地近附蹟遺(圖二第)



部一ノ號未留久、號日、號木甘、號井古 圖形地分万五

である。従つて石器採集は常に必ず古墳の存在する場所を目標としなければならぬ。本遺蹟を中心とする耳納山麓北側地帯に於いては、石器の分布は扇頂たる山地界即ち森部千代久屋形、延壽寺の山麓聚落の線に著しく古墳の分布は右地帯は勿論更に低地界に延びて扇端の耕地聚落たる竹重、若宮朝田の線にも及んでゐる。但し此事は一般的に眺めたる傾向で若宮日岡古墳附近からは最近度々石鏃を發見するのである。

く果樹園經營地として選定せられ開墾されるに及び始めて其包含する内容を明瞭ならしむる

本遺蹟に於いては最初の調査目的は古墳にあつたが、斯る局部の一小地域より石器を出し有紋彌生式土器破片を出して益々太古に遡り、火葬骨壺を出して後代への連係をも考へなければならぬこととなつた。それでも從來は山林地帯のこととて地表上には土器、石器の散布を認めることとならぬ。

ことが出来たのである。不幸にして開鑿當時踏査の機を失ひたる爲め遺物の包含状態を實見し得なかつたのは甚だ遺憾である。其後一小區域の發掘を試みたるも既に開鑿當時擾亂されてゐて今直に判定し難い。依つて本遺蹟は遺物散布地と呼ぶを適當とし現に全面の地表上に石屑土器破片等多數散亂してゐる。但し遺物散布の比較的顯著なる點より一見して遺蹟たることを認めしめるものがある。以下本遺蹟の出土遺物に關して便宜上石器、有紋彌生式土器破片、古墳と副葬品骨壺と火葬骨の四項に分つて記述することとする。

三、石 器

本遺蹟出土の石器としては其種類比較的少く石鏃、石匙、未成品、石斧、圓石、叩石らしきもの等。其他石屑の存在は甚だ濃厚である。石材としては石鏃、石匙等の打裂品には石英類及安山岩類を認める外、石斧には閃綠岩、砂岩等を使用し圓石、叩石は砂岩類で作られてゐる。従つて其間自ら器具の種類に依つて材料の選擇が行はれてゐるのが認められる。石器は次の如きものがある。(圖版第二)

(1) 石鏃 完成品十個、破品十五個ある。圖版の石鏃上段は黒曜石 Obsidian 製品、下段は安山岩 Andesitic rock 製品のもので全部當地方に普通に見らるる無柄鏃である。而して此等は正三角形型を基礎として各種の二等邊三角形型のもの、次に底邊部が次第に切込んで雁股式のもの、逆刺式のものに及んでゐる。無柄鏃であることは統一されてゐるが、其型式に至つては此少數の石鏃にして各種類に及んでゐることは特筆す可きである。特殊のものを見受けらるるものは上段右より五番目の△形の石鏃である。之も正三角形より出發した一變種と見られやう。

(2) 石匙 完成品を出さず石鏃の部の上段の右二個の未製品で、*スプーン* 式と見受けられるもので、別に最近又 *Spoon* 式と見受けられる未製品二個を拾得した概して石匙の見事な細工を施せるものは當地方に於いては石鏃に比し甚だ少い。

(3) 利器 石鏃の部の上段の左端の二個がある、半月型の黒曜石打裂製品であつて破品或は未完成品とは考へられず、されど石鏃の部に入る可きか石匙の部に入る可きかに迷はされるが、石匙の數少き爲石匙の部に入るとすれば石庖丁型の石匙とも稱す可く石匙の始源型と見られぬことも無い、或は全く他の用具で即ち此處に云ふ利器とすることが穩當であらう。

(4) 石斧 三個とも一部を缺損せる磨裂石斧である、圓版右より砂岩質のもの、次の二個は閃綠岩質のもので右端の一個のみ刃部を有する、中央の石斧は長大なるものの、柄部と思はれ棒状をなすもので斯くの如き型の長さ一尺餘の石斧は當地方に於いては偶々發見例を有する、左端の一個は扁平なる隋圓狀のものである。

(5) 叩石 長さ六寸三分の砂岩質のもので風化甚しく實用品なりや否や不明である、自然石とは考へられず叩石の名を附することとした。

(6) 圓石 本道跡より多數出土し圓形、隋圓形、扁平なるもの等大小様々のものがある、表面の風化甚しきも人為的の遺物であることは明瞭である。

(7) 石屑 石鏃の部の左端に掲げた四個は右上は黒曜石、右下は安山岩、左上は白色石英、左下は紅色石英である、黒曜石、安山岩の石屑が最も多く石英は甚だ少く其製品は發見されず。

以上の外石鏃と思はれる黒曜石の打裂品等があるが、人工の度は不明瞭であるから省くこと

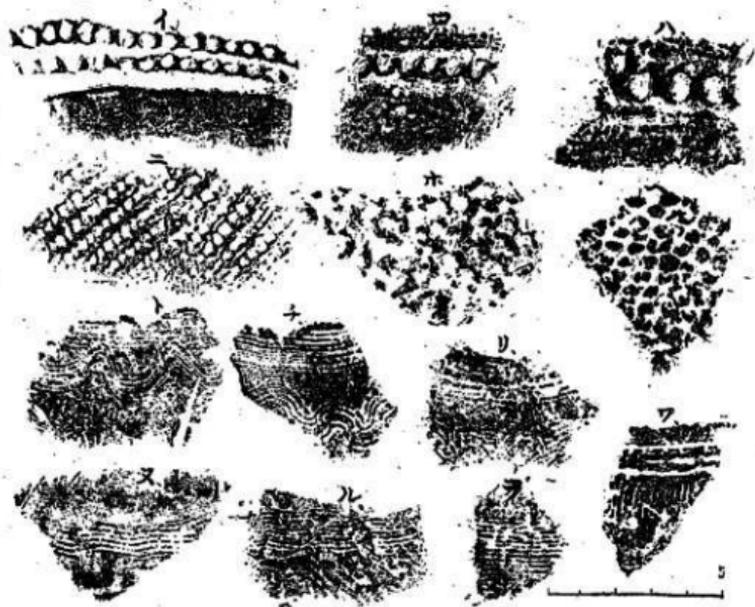
とした。

四、有紋彌生式土器破片

本遺跡出土の彌生式土器破片は甚だ多きも開鑿の際一個も完全品を出さず、現在地表上に其破片散亂し今度採集せるものとしては土器把手、高坏破片、蓋器破片、以上圖版第二上段右より土器腹部土器底部破片等で以上は當地方に多く出土するものである。次に特記す可き有紋彌生式土器破片の採集を行つたが、此等は當地方に於いては新発見のもので以下之に就いて記述し度

本遺跡の彌生式土器は通じて精良なる粘土質のもの無く、表面粗鬆且脆きもの多く其爲に全く小破片となつて出土するものと思はれる。土色は灰黄色のもの、橙色のもの、赤褐色より黝黒色のものに及んでゐる。土質と燒成の度に依つて色別が生じたのであらうが、器體との間にも相當關係を有するものの如くである。今此處に鉢型の口縁部を有する土器をA型土器と名づけ如意型の口縁部を有する土器をB型土器と名づけるとすればA型土器に於いては灰黄色乃至黝黒色を呈しB型土器に於いては黄色乃至赤褐色を呈してゐる。土質と燒成とを考慮に入れても前者の方に所謂古さを認めしめる。同時代に各型式の土器を使用したと考ふるよりも時代の差に依つて型式に變異を生じたものと考ふることが至當の様に思はれる。刻紋の方法も兩者の間に著しき差異がありA型土器に於いては前年度の報告書に中山平次郎博士の報告せられた遠賀川遺跡に見出さるる甕及鉢の口縁部破片に類するものと思はれ圖版第三の上段より三列目までの破片で土器の縁邊に一條又は二條の帶狀の隆起に點々の刻目を有するもので二條のもの

本 拓 線 紋 器 土 (四三第)



筑後浮羽郡高宮村西山古墳群地帯の遺蹟

は圖版三列目の右二個で口縁部に一條これより一寸乃至二寸下つて他の一條を附してゐる刻目としては拓本向に見受くる如く新潟縣糸魚川出土の繩紋式土器紋様のと比較するに帶狀繩紋に甚だ近似するものがある其他拓本の如く粗略な大なる刻目を附するものがあり中には單に隆起帶に小刀の先端にて點々と刻みつけたる如きもの又特別に隆起帶を設けずして陵上に刻目を附したるもの等がある。

B型土器に於いては口縁部は外側に彎曲せる爲か多く缺損してゐるが土器の頸部に相當する位置に篋書き又は刷毛書きの横の平行線を描き其下に各種の波

状態を有するものが多い。平行線のみのもので及波状態のみのもも見受けられる。横の平行線は拓本(1)の如く刷毛にてかすりたる程度のものから、明の如く明かに深く印せるものがあり、條數は四五條から十數條に及ぶ。又圖版第三の下段左より三箇目の如く平行線中故意にゆるやかな波状態を交へたものがある。又同じく最右端のもの如く平行波状態に入れる可きであらうが、一寸餘の長さ毎に中斷して描かれたものがある。次に拓本(1)の如く七條の平行線の下に四條の平行波状態線を印し、其上帯に一波毎に斷續せる二條の波状態線を並行せしめたる如きものがある。斷續するものは或は弧線紋に入る可きものもあらうが、要するに何れも平行線と平行波状態線に限られた紋様を有するのが以上の土器の特色である。而して彼の遠賀川遺蹟の土器紋様に見るが如き複雑な紋様のものは一個も發見されない。最後にA型土器とB型土器との重要な相異點を挙げれば圖版第三の上三段と下二段、拓本上段と下二段とに依つても幾分見受けらるる如く、A型土器に於いては刷毛目は殆んど見當らず、B型土器に於いては大部分刷毛目の認めらるる事である。

上述の大別二種類の土器紋様の外に全く異種類のものと思はれるものが少數出土してゐる。圖版第三、四列目の五個がそれである。一個は左より二番目のもので土器の口縁部に一寸餘の間隔を設けて二個の深き沈紋を施し、其下部に一個の突起部を附してゐる。黝黑色の甚だ脆弱なる土器口縁部破片である。次に左端の少し厚手の黄褐色の稍堅緻なる破片一個には筥書きの斜線を施し、並んで三個の突起部を附してゐる。之は厚手である點と其土質乃至は彎曲せる點より推して、同筒破片には非るかとの疑問を生ずるが、右の沈紋と突起部とを有する土器破片との連絡

が考へられ此處に掲げることとした。次に右二個の一見亂雜に棒の尖端を以つて刺突して沈紋を施したとも見られるものがある。刺突部の大體に於いて並行せることは拓本(四)に窺はれ繩紋土器拓本(四)と比較對象するに甚だ遠ざかつてゐるが繩紋に真似て生じたる模擬繩紋の一種と考へられぬことも無い。他の一個は圓版中央のもの同じく拓本(四)であるが竹筥様のものにて斜に線書きをなし之に又斜に線書きを交叉せしめ、菱形の綱目を作り出して浮かせた紋様を有する一破片である。

以上の有紋彌生式土器破片に就いて考察を試することは今日甚だ困難であり少數の破片に依つて臆測することも慎まなければならぬことと考へるので此處には報告書の性質上單に土器破片の説明に留めることとした。但し彌生式土器の浮羽那方面に於て從來發見されたものは無紋單調のもののみであり有紋彌生式土器破片の新發見は考古學研究上一新資料を加へたるもので殊に繩紋的色彩を直視せしむるものさへあり其の著しきもの六個を圖版第五に掲げることとする。

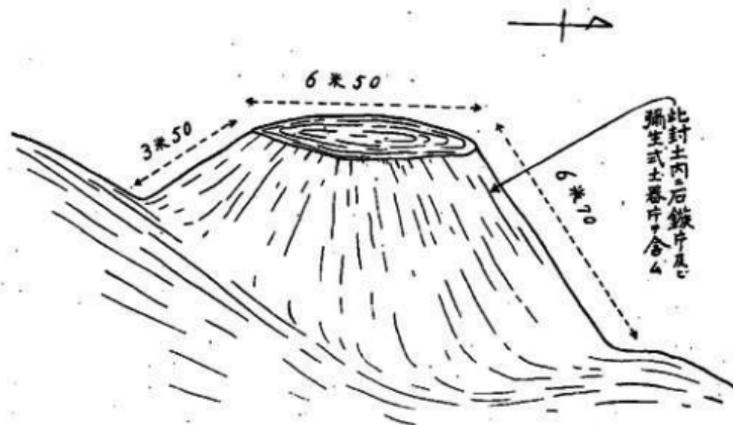
五、古墳と副葬品

本遺蹟に點在せし古墳は丘陵の東側斜而西山田の地のみに限られてゐる。開墾せられた部分の古墳は六箇所に過ぎないが右丘陵は南方に次第に高まり星野氏の妙見城址へ連るもので、此丘陵上十數箇所に半壊の古墳が發見される。各々の古墳が同時に造られたとは云へない一系統の古墳群である。開墾地の古墳は最南端のものは半壊のまま現存し、最北端のものは大體の原形を留めて現存し、他の四箇所は破壊され瀕滅に歸してゐる。現存の二箇所の古墳に就いて觀察す

れば南端のものは横穴式の耳納山麓一帯に普通に見受けられる、西南方に開口し羨道、前室奥室を有するものである。奥壁及天井等は破壊され居り、西見格太氏の言に依れば以前より半壊の姿を呈し、附近開墾の際にも副葬品等全く出土せざりし由である。他の湮滅に歸したるものも横穴式に屬し、其中北東端の一よりは多数の祝部式土器を發掘し、破損品は全部土中に埋め完全品數個のみ保存せられ、それは後に述べる種類の土器である。

次に最北端の一は現に其封土を存し、略々原形を留むるもので、封土内に石屑、石鏃破片、土師器に非ざる彌生式土器破片等を含んでゐた。石鏃破片及彌生式土器破片等は明かに古墳以前の遺物であり、封土の上部、下部の別無く散見する點より推考すれば、彌生式土器の遺蹟地に後世共遺物を含む土を人為的に盛り上げて封土を築造したものと見なければならぬ。丘陵の北端傾斜面に封土を盛り上げたもので、斜面の高き方の封土の斜陵は三米五〇低き方のそれは六米七〇で、墳上は圓錐形の截断面を示し、徑六米五〇である。西見格太氏は始め西南方より掘りて入口を發見せず、遂に封土上より掘り下げ二尺餘を掘つて上方開口せる石櫛に達し、更に九尺餘掘り下げ、て底石に達したと云ふ。底石の徑七尺餘、其北側に二尺角餘の入口らしきものを認めたる由である。底石上の土砂は川石を多く含み居り、全部篩にかけて檢せしに、北側の土中より杏葉五個、絞具、鐵鏃破片、銀環二個、白色土一個等を發見せりと云ふ以上、に依つて考ふれば、急傾斜面を利用して造つた縦坑の圓墳であると云ふことを得、其副葬品の内容等より推して古墳時代後期のものと思はれる。古墳遺物全部目下浮羽中學校郷土室に保管中であるが、左の如きものがある。(圖版第

圖 取 見 墳 岡 (圖 四 第)



筑後厚羽郡福宮村内山古墳群地帯の遺跡

(甲) 裝飾品類

銀環二個

二個は銅地銀張りのもので他の一個は發掘當時人夫之を火中に投じて變質せるものである。

(乙) 馬具及鐵鍬

(イ) 杏葉五個 (長サ二寸五分)

全部鐵地銅張り鍍金のハート形のものである。杏葉五個のみ出土し雲珠を一個も伴はぬのは注意す可きである。

(ロ) 紋具 (長サ八寸餘)

鎖一個中斷せるものである。

(イ) 鐵鍬

平根式と尖根式とを含むが完形のものは無

す。

(ニ) 不明座金

馬具の附屬品と思はれるが不明である。

(丙) 土器類

(イ) 甕一個

北端の圓墳出土の祝部式土器は此一個のみである、白色を呈し其質稍粗で吸濕性に富み焼成の劣るものと思はれる、祝部式としては年代降り平安朝の祝部式系統の土器の先驅を成す古墳時代末期のものと考えられる。

以上の金屬器と白色墓は前述の圓墳出土のもの即ち同一古墳副葬品で、以下の祝部式土器は瀝滅せる北東端の古墳から發掘せる由である、破損品は其後の採集に依つて得たものである。

(e) 壺付長頸埴一個 （高サ一尺 埴部五寸五分 脚部高サ三寸二分 脚部透二段）

粗雜なる釉藥を用ひた爲か石英粉長石粉が表面に現れてゐる、頸部と埴部と離れてゐたものを攝合復原せしめた。

(f) 提瓶一個 （高サ六寸四分 徑四寸六分）

環耳付であるが缺損してゐる、口縁部も破損してゐる、球形に近く兩面とも紋様を有して表裏が無さ。

(g) 平瓶一個 （高サ六寸二分 徑六寸八分）

以上の外に蓋、坏、大甕等の破片は既に地表上に多數散布してゐる、中には土師器の破片も時々見受けられるが上述の彌生式土器破片との區別は自ら明かなるものがある。

六、骨壺と火葬骨

本道蹟丘陵上中央部の地表下二尺餘の地點から人骨片を納むる骨壺を掘出し、人夫の者之を破壊して再び同地に埋めたる由を西見格太氏より聞込み、凡ゆる注意を以つて探索中偶然地表上に祝部式土器片と思はるるもの突出せるを發見し之を掘出して骨壺の一片ならんと思ひ

保存中、其後他の一片を拾得し此二個を撮合して不完全ながら全形を想像し得るものとなつた。同時に壺破片出土地點から火葬骨片少數を採集するを得た。此處に於いて西見氏の云はれた骨壺と人骨片とが手に入つたのであつて圖版第五の左端のものがそれである。骨壺は高さ五寸、徑六寸五分坐り底の壺で、發掘當時被せ蓋は存しなかつた由であるが、口縁部の様式より推して元々被せ蓋を有して居つたものと考へられる。骨片の火葬せるものであることは一見して判斷されたが人骨なりや否やを確める爲九州醫學專門學校教授八重津輝勝博士の鑑定を乞ひたるに風化せる小骨片として人骨の證憑とて無く化學的反應を試るとも判斷し難き由であるが、西見氏の云ふ埋没狀況等より推定すれば即ち茶匙に附せられた遺骸を右の骨壺に納めて土中に葬つたものであらう。西見氏の言に依れば其附近封土らしき外部的設備に就いては何等注意し得可きものが存在しなかつた由である。今は全く何等認め得られない状態になつてゐるが或は貧弱な小封土の存在が以前はあつたとも想像される。墳墓の主體は地下に置かれて居つたことは事實に近いらしい。火葬骨と藏骨器それは佛教の規式に基く墳墓で奈良時代或はそれ以後のものとして不可無きものであらうが、藏骨器の奈良時代のものであると云ふ重要な形式上の基準となるのは、蓋の上部中央に鈕を有する被せ蓋の存することが特色であるが之を缺ぐ爲に不明である。但し蓋の口縁部の様式から想像して所謂一文字形の被せ蓋式のものとして見て差支へ無きものの如くである。又其土質焼成の點の祝部式土器と甚だ類似するのを見れば古墳時代末期より遼く降ることは無いであらう。墓誌の發見も無く又火葬墳の南方傾斜地等に造營されると云ふ傾向も本遺蹟に於いては認め得られぬが、前述の丘陵北端にある銀環、馬具類、鐵鏃、白色瓦等を出

せる古墳との連絡が考へられぬことも無い。即ち同古墳は封土内に石鎌片及彌生式土器片等を含める點より推して彌生式遺蹟地に遙かに後世營まれた事は明かであり、且又副葬品の内容の點を始めとして外部的設備は甚しく簡略化され、葺石等全然見受けられず、又急傾斜面を利用せる圓墳である事は、文化の推移に伴ひ起り來れる効果的經濟的事情に基く薄葬に適するものである。以上の諸點より考ふれば明かに古墳時代末期の特色を多分に有するものであり、従つて骨壺を主體とせるものと此古墳とは甚しく隔つた時代に於いて營造されたものでは無いであらう。而して此兩者の連絡を考ふる時、過渡期としての奈良時代の相を九州筑後の本遺蹟に於いて示す點大いに興味ある事と思はれる。火葬墳は奈良時代の特色あるものも文化流通の避遠地にあつては或は其實年代を以後の時代にまで降し得るであらうが、上述の考察にして誤謬無きものとするれば骨壺と火葬骨片とを以つて奈良時代のものとして推定しなければならぬ。兎に角從來當地方に於いて發見例殆んど無き骨壺の出土殊に本遺蹟に於ける場合は大いに意義を有するものと考へられる。

(考古學講座第二十一卷高橋健自、著本六爾兩氏の「奈良時代の墳墓」參照)

七、結

語

今度の福富村西山田古墳群地帯の遺蹟の調査に依つて、石器類と共に有紋彌生式土器破片を發見し、而かも繩紋的色彩を直観せしむる土器片さへあつて本遺蹟の發生が悠久なる太古に遡り得ることに想到せざるを得ない。但し資料不足にして且又層位的調査も得られぬ爲に明確な時代の推定説等を掲げることは不可能である。されど石器及彌生式土器と古墳との脈絡並に古

墳と火葬墳との脈絡等が考へられて、此地の現今の山麓聚落にまで及べることを窺ふに足る。殊に又本遺蹟を以つて同一箇所^に於ける各時代遺物の混合遺蹟地の一例證として擧げることが出来やうと思ふ。

本報告の調査に當り、福宮村高永の西見重太郎、西見格太の兩氏は種々の便宜を興へられ、又遺蹟の實測圖は西見格太氏の提供を、隈大三氏に筆寫の勞を煩はし、遺物整理には東原良治氏の助力を得たり、茲に各位に謝意を表す。

福
岡
縣
の
横
穴

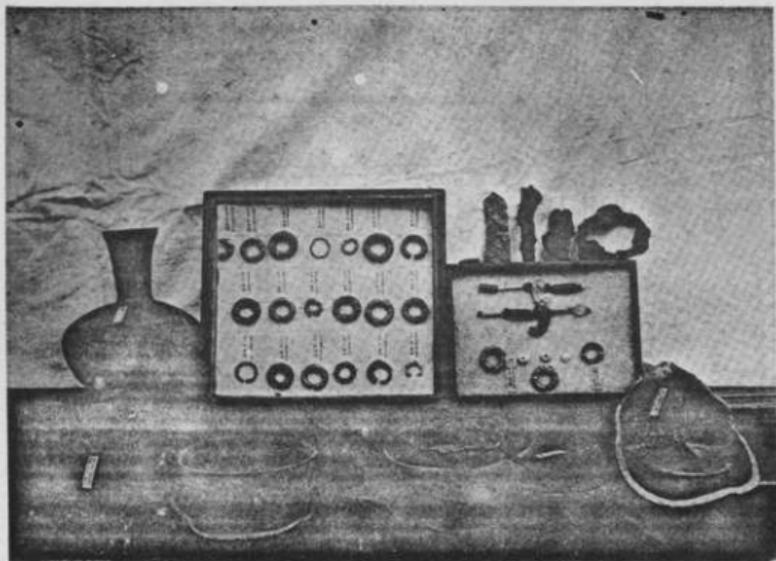
一ノ其 門美穴横留百郡上築 版圖一第



二ノ其 門美穴横留百郡上築 版圖二第



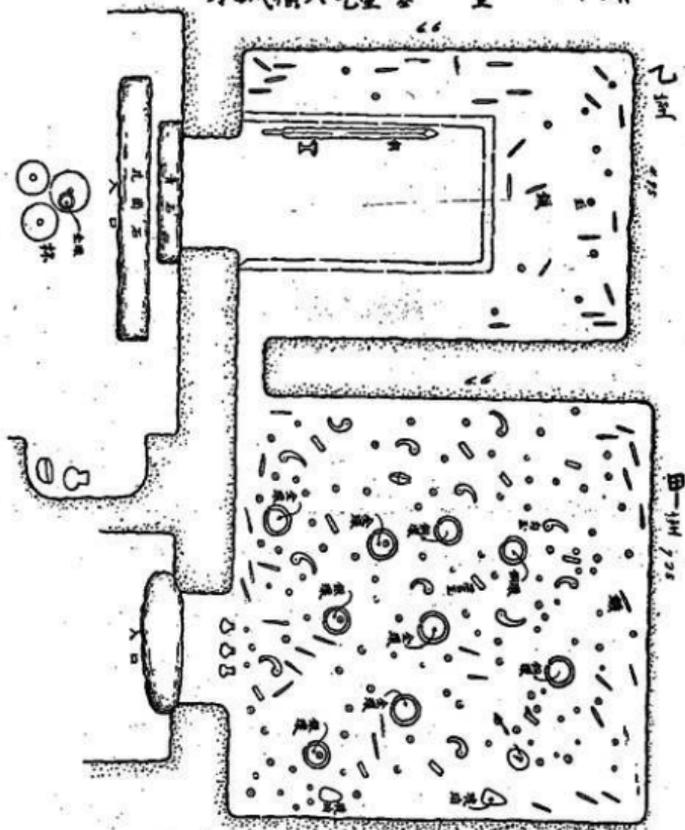
品土出の室號九第穴横月古 一ノ版圖三十第



設建氏六藤石白庫倉存保の品土出穴横月古 二ノ版圖三十第



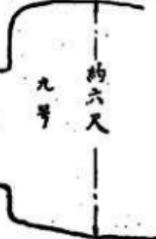
木城横穴 甲室副断面/椽列上 附録



乙/玄室



甲/玄室



附録其ノ二

甲室ノ横ニ別室ヲ附設シ別室ノ窓ヲ
通シテ乙室ニ交通スル施設アリ本圖
ハ別室ノ設斷圖ヲ示セリ
甲室ト乙室トノ交通シ得ル構造ハ底
井野ハブ八幡宮境内ノ横穴ニモアリ
タリ

福岡縣の横穴

調査委員 島田寅次郎

私が九年間に本縣内の横穴を見たものを纏めたのが此の報告である。但し此内で態と調査に出掛けたものもあるが用務の傍ら一見した程度のものであるので、全部を綜括して科學的に記述し盡す事は出来ないが、それでも縣内の横穴の一斑は略ぼ了解し得らるゝかと思ふのである。

一、横穴

横穴とは古墳の一型式に屬し丘陵の砂岩を掘鑿して洞窟を營み、死体を埋藏せる場所である。入口を設けたれば横穴と名付けらる。現在も幾多の副葬品を存在し稀に遺骨を見る事あり。

二、横穴の分布

私の見た横穴は縣内に現存せるもの、幾部に過ぎないが、筑後では

八女郡北山村ヘミタの横穴

豊前では田川郡に多しと聞くが、私の見たのは

築上郡唐原村百留横穴

筑前では

鞍手郡古月村兵丹の古月横穴(内務省指定)

直方市感田地方の横穴

嘉穂郡平塚村出雲番手の横穴

同 碓井村西郷横穴

同 稻築村漆生横穴

遠賀郡底井野村ハブ羅漢山及八幡宮境内横穴

同 折尾町本城鷄巢相坂の横穴

若松市安屋朝鮮山横穴

同 鴨生田横穴

横穴は一ヶ所一墓でなく、一丘陵の中腹を中心に數十若くは數百ヶ群集して營まれたれば、前記の横穴とはその地方それより隣村地方まで連続存在せるが多い、然し地方相として大同少異のものである。又横穴は軟かき砂岩の丘陵の所在のみに限り營まれあるが故に、火山岩の多い地方には其の石材を利用して石郭式横穴の營まらるゝのが普通のようなのである。

三、横穴の外部

古墳は副葬品として貴重なる寶物の墳内に收納しあるを例とするにより、後世之を發掘し其の遺物を採取するものあるを慮り、古墳築造の際に當りその墳内に入出し易からざるの裝置を施せるは勿論、殊に横穴に在りては極力外貌を隠蔽し墳形を認められざるよう努めたる形跡あ

三ノ其 門美穴横郷西郡穂嘉 版圖三第



画壁ノ穴横月古郡手鞍 版圖四第



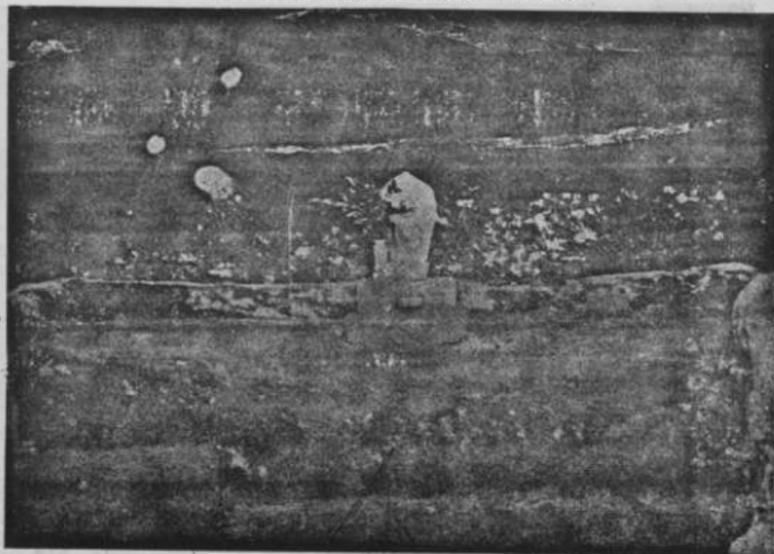
S. SAKURA

第 五 版 圖 二 鞍 手 郡 古 月 横 穴 寢 棺



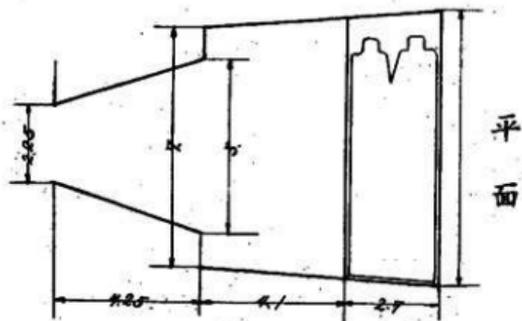
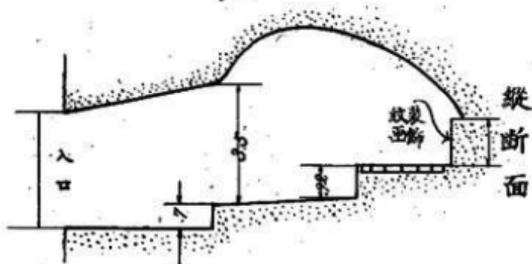
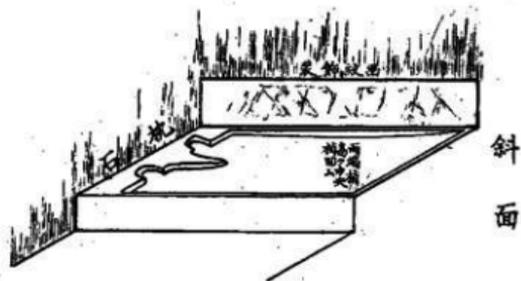
横欄ノ立テアル左右ニツノ枕ヲ割メリ
中央ニアルハ石塊正面ニ紋畫ヲ描ケリ

第 六 版 圖 遠 賀 郡 埴 生 羅 漢 山 横 穴 寢 棺

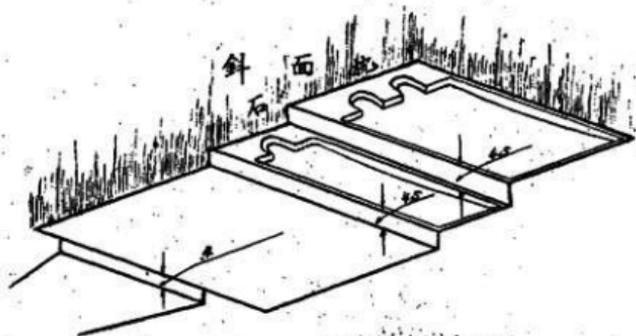


中央ニ安置シある石佛は後世のもの
圖ハ異様ノ寢棺此ノ兩側ニ更ニ棺ヲ割メリ

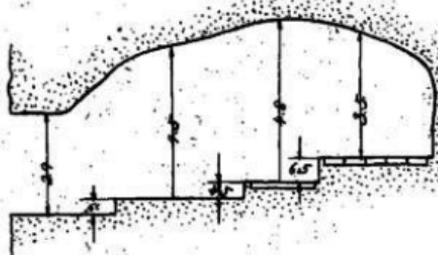
古月横穴文務省指定



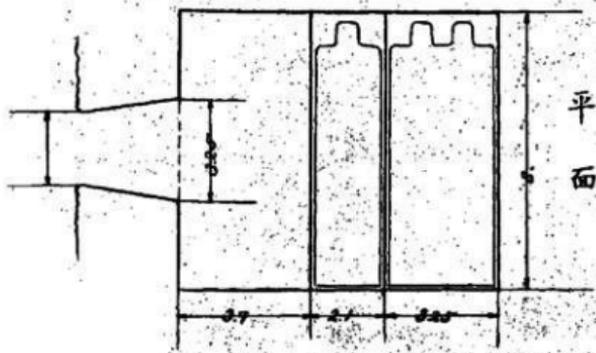
古月横穴寝棺



横尺五十分之一



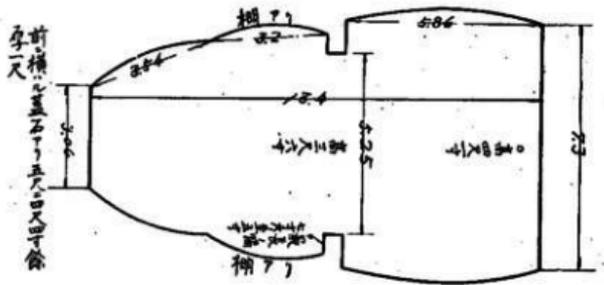
纵断面



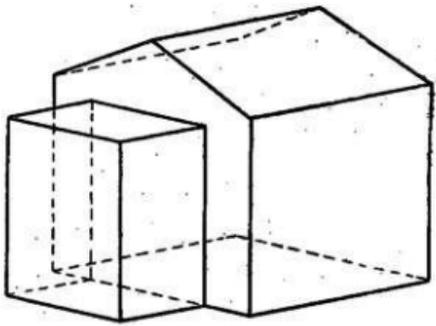
平面

第七圖版 遠賀郡本城横穴ノ壁面





第八圖版ノ一 平塚村出雲番手横穴



斜 面

第八圖版 家屋ノ彫刻切妻形ヲ示ス

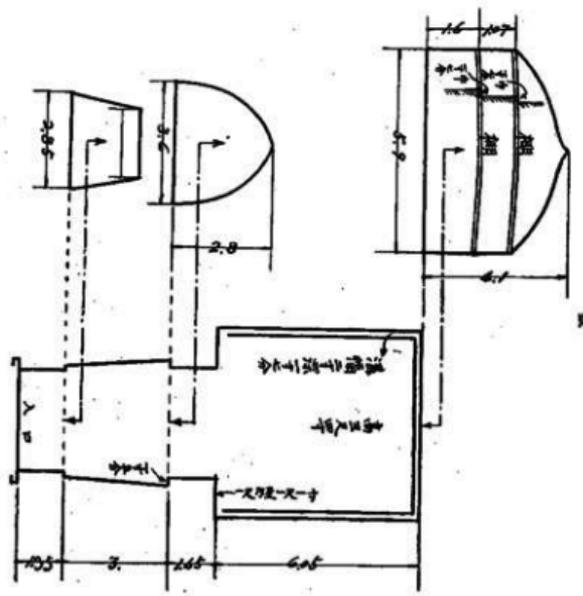
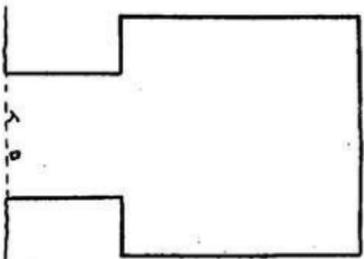


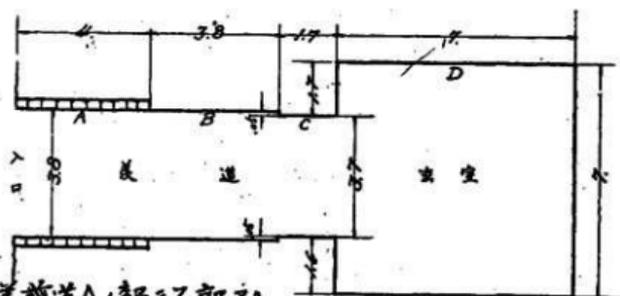
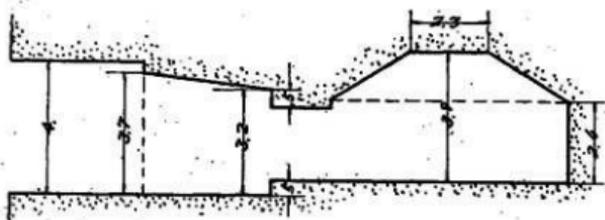
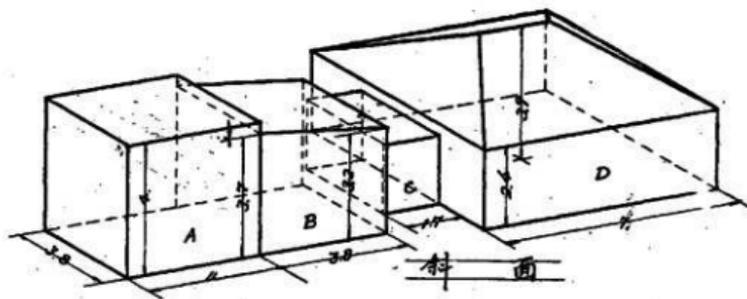
圖 1



半 面

大横ノ形注四生漆村築稻 二ノ版圖八第

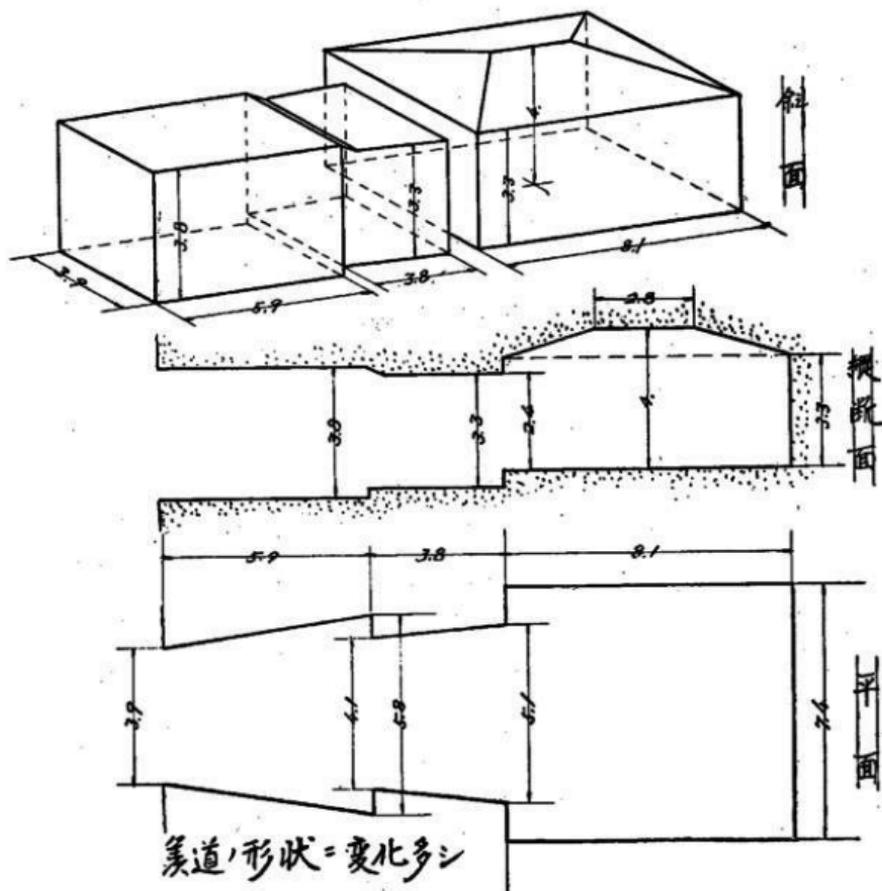
(號十五) 一ノ分十五尺縮



羨前道Aノ部=石郭ノ

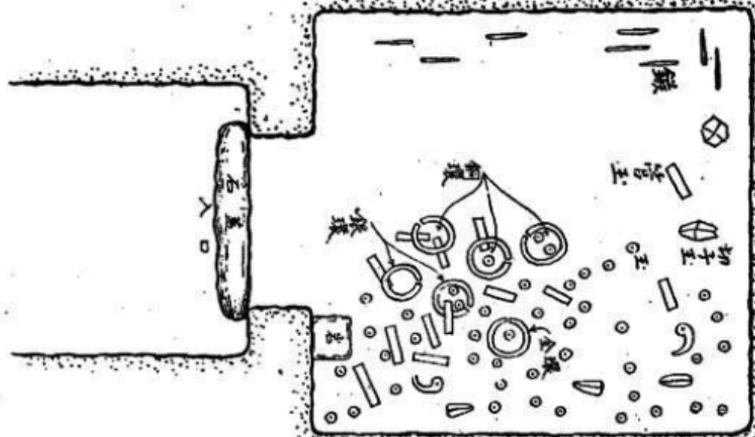
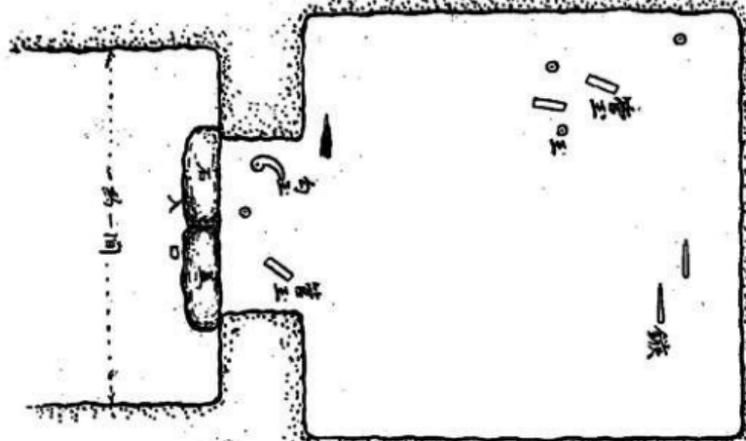
穴横ノ形注四生漆村築稻 三ノ版圖八第

(號三十五) 一ノ分十五尺繪



本城横穴副葬品ノ排列圖(并口内照)

高取九島



第十圖版 嘉穂郡出雲番手横穴



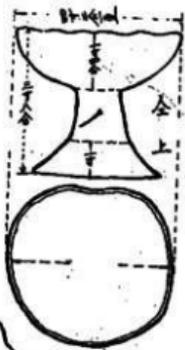
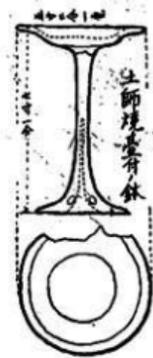
第十圖版一ノ 本城横穴出土品須惠焼部一



須惠焼



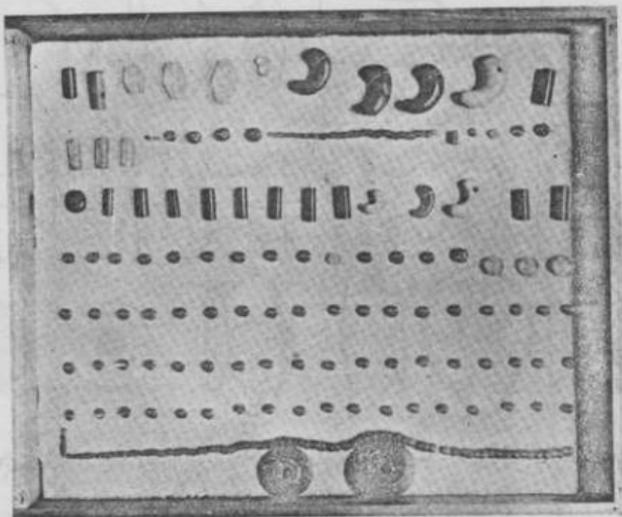
土師焼





第十一圖版ノ一 遠賀郡本城横穴出土土師ノ器
貝ノ化石ヲ容ル

部一ノ具身裝品土出穴横城本 版圖二十第



り則ち墳上は稍盛上げたらしき程度にて何等の標識なく、美門は多少見るべき裝飾あるに係らず石扉又は大石を積みて閉塞し全部を埋没し、尙其の門前の通路二三間甚しきは四五間を埋めて之を溼滅しあるを普通とす、されば横穴發掘の經驗ある者にて、鐵棒にて城上より之をつき下し其空洞なるを儘め又は通路の凹みある狀況等により之を察知し得る旨を告白せり、唯異例なるは築上郡百留横穴の如きは現狀より之を見れば普通の地盤水田より一間餘の高所丘陵に沿ふて道路を設け路面に對しその丘陵を垂直に削り去り、壁面に沿ふて横穴を設けたれば、美門は此の壁面に並べて設けられ、通路約三十四間の距離に大小二十八個の美門を前面より眺め得て何等の隱蔽物なし、美門の形に半圓方形大小種々相交りて技巧を示したる上に、赤色の彩色を施したる痕跡を留め、原史時代の文化を誇示せし觀がある。

通路に沿ふて横穴を設けたるは若松市安屋にも此例あり、嘉穂郡の碓井西郷の横穴は、同地坂口精市氏が青年團を率ひて整理したるものなるが宛然百穴の壯觀を呈してゐる。(圖版第二二、三圖参照)

四、横穴に關する傳説とその發見

横穴は丘陵の中に群集して營みある洞窟なるを以て世に百穴と稱し、その由来を知るものなく、明治の頃までは先住民族が穴居せし遺蹟として、學校の教科用書にも圖説されたる程なりしが、今や其の誤謬なりしは一般の認識する所となれり。

本縣にても其石郭式横穴は、太古穴居の遺蹟と筑前續風土記に述べられたり、豊前百留百穴には、往古八面山爆發の際火の雨火の風吹き荒びたるにより避難民が穴居せし陋なりと傳へらる。

遠賀郡羅漢山横穴も、往時既に發掘せられ一種の靈域と考へられ窟中に弘法大師其他石佛を祭りて祈願所となり居たり。

大正十四五年の頃高懸郡平塚地方の人山林を拓て甘藷畑となせし際洞窟を發見し其の遺物なる副葬品を蒐集したりしが、同年五月島居龍藏博士が考古學調査のため宮崎縣に來れるを機とし同地の有志者等が博士を聘して其講話を聴きたるが動機となり古墳發掘の流行を來し、確井村の西郷横穴、稻築村漆生横穴及同地の石郭式横穴並に組合せ石棺等多數の古墳發掘せられ史蹟地として縣の調査を請求せるもの多し、同年九月内務省の囑託柴田常惠氏來縣せしを以て私は其日程を變じ二日間横穴の視察を乞へり、是より先羅漢山大師堂の菴僧某は附近の横穴を發掘して遺品を蒐集せしが、本月の信佛家白石藤六氏は之を見て自己所有山林の横穴を整理し其の遺蹟を吊はんと念願し、他人の手をからず獨力十七ヶの横穴を調査し副葬品を集めたるに、私は初め柴田囑託を此地に案内したるが囑託は其の横穴の九號と標せし城内の寢棺の上に朱線の裝飾を發見して稀有の珍とし直に假指定をなし城内を閉鎖すべき旨を命ぜられしが、後遂に指定地となれり。(圖版四ノ壁畫 石塚氏による)

筑後八女郡北山村へミタ横穴は、駄馬通行の際其の脚足を城内に没したるより洞窟ある事發見せられ、城内の遺物を役場に蒐集せしものなるが、遠賀郡折尾町本城の芹田正義同五郎七の兩氏は嘗て耕地整理工事中自己所有丘陵の土壌を運ぶ際に横穴あるを知り餘暇に其副葬品を蒐集して確實に之を保存せり、其須惠燒の多量にして新味あると壁畫の興味あるとは學術上有益のものなり。(第七圖版)

五、横穴の内部

羨道・羨門・玄室を備ふ、羨門は死体及副葬品を納入する玄關口にして、他より石を運び來りて石柱を建て覆石をなして特に構成したるものあれども、概して砂岩を彫刻し研磨し額縁を設け正方形・長方形若くは半圓形に象り、堂々美的の構造を示すもの多し、正面には石板を扉とし又は大石を積みて其戸口を閉塞せり、門戸の入口は高さ二三尺幅之に相當し、匍伏して出入し得べし、漆生の横穴には圖版第八ノ二の如く、羨門及羨道の一部を石郭となし、大門口を構へし異例のものあり。

羨道は短きは二三尺、長きは一間以上のものもあり、玄室の入口は非常に狭きを普通とし、玄室に入れば又廣く大にして其平面は圓形・方形等種々ありて、縦長く幅短きあり、幅長く縦短きあり、高さは五尺以上のもの多きを以て、室内は歩行の自由を得べし、壁面に線刻を劃し天井との境界を示せるが、天井は當時の家屋を摸し實際穹窿形のもの多し、靈魂不滅の信仰を有せし當時の人情として、死体も尙不朽不燒久遠の靈屋に安住せしむる構へを作爲せしものなるべし、殊に多數の副葬品を添へたる其の死者に對する有意的施設を考ふるに足れり。

室内の三方には狭き溝を穿ち、濕拔きの構設をなすもの多く、所によりては排水溝を外部に通ずる装置を施せるが、なきものも、羨門の方向に可なりの勾配を附して排水せしむるを常とせり。石郭式横穴の玄室には下底に礫石を敷けるを例とせるが、横穴に在りては石を敷けるは一二割にて多くは何物も敷くことなし、又石郭式は積石堅牢にして崩壞せる事少きも、横穴は砂岩の土崩陥落せるもの相當あり。

美門の方向は原則として南向にあるが如く、何れの地にも丘陵の南向の地を撰べるを常とせるも、必ずしも主軸を南方に向け能はざる地形にありては南に偏して美門を設けたる形跡あり。○境内に於ける特殊の構設

(イ) 墓 棺

玄室内の正面及側面に寢棺の刻み込まれたるもの遠賀郡底井野羅漢山並に鞍手郡古月等の横穴に設けあり、附近地の横穴にも尙設けありと聞けるが、これは此地方に限れるが故に地方相なるべし、古月横穴第九號の寢棺(圖版五及五ノ二)は其長八尺中央棺囲み頭脚の坐位は高く其差三寸位あり、寢心地よく安定を保たしむる注意なるべし、奥壁に沿ひて其左方に二ヶの石枕の相並で刻まれあるが、枕と枕との距離僅かに二寸五兩体相觸接する様に裝置せるは有意的に營まれたるの感あり、當時殉死の俗ありしは國史の記する所なれば、或は生前相約して斯る舉に出でしにあらざるか、此の墓を整理せし白石氏に聞けば、棺上には何物をも見受けず、唯二三の石塊を留めしのみ、装身具刀鏃類は棺以外の地に置きありしと、私は兩死体を衣衾にて覆ひ石塊を其上に置き、壓へとなしたるにあらざやと想像せり、圖版第五ノ二は同しく古月横穴の寢棺の見取圖にて、前者に同じく二ヶ石枕相並べるも、二者相距る一尺二寸、而して棺の幅は三尺二寸餘あるも、前者の棺幅は二尺七寸に過ぎず、而して後者は此寢棺より一段低く六寸五分別に又一個の寢棺の設けあり、圖版第六は羅漢山に在る寢棺にて、奥壁に沿ふて一個左右兩側に各一個を刻めり、中央の寢棺に石佛を安置せるは後世のものなる事論をまたず、而して此棺の上には石枕の彫刻なし、故前田正好氏が筑紫史談に報告せし所によれば、底井野宮田には奥壁に沿ふて左方に二ヶの石

枕を相並べる寢棺と、其反對に右方に同じく二ヶの石枕を相並べる寢棺の刻せるものありて、右方の分は小兒の棺と見へ粗にして頗る短き棺なりと云へり。

(口) 装飾

彫刻し易き砂岩には往々裝飾壁畫あり、但し後人の戯に刻したりと認むべきもの多く一々信じ難し、底井野には幾多の壁畫あれども技巧多く私は信用し難きを以て熟覽を避けたり、碓井村西郷にも書とも書とも判別し難き裝飾あり精査せざれば判定し難しとて考查官の首肯を得ざりし、最近本城の芹田五郎七氏が發見せし壁畫は圖版第七圖のものにて古朴稚拙の人物陰刻畫で興味あり、此壁畫は羨道より玄室に入る直上の壁に刻みあり人形の外縦横無意味の線若干あり、何れ文務省の鑑定を請ふ事となれり。

古月横穴寢棺の直上壁面に棺に沿ふて施しある裝飾は幅一尺四寸長さ約八尺の面に朱を以て直線の交叉せるものなるが、刻み易き砂岩上に描き難き朱線を施せるは頗る異彩あり、指定されたる理由の主要なるものと聞けり(圖版四)

(ハ) 家屋の模型

原史時代の家屋は切妻造を初とし四注造之に次ぎて發達したる事は、埴輪の家屋陶棺の遺物によつても證明さるゝ所なるが横穴の内部に於て愈よ其真なるを證明し得るに至れり、私は切妻造りの妻入式の構へを出雲番手に於て實見したる記憶(圖版第八)あるが精査せば切妻造平入式のものもあるべしと思はる、圖版第八ノ二及第八ノ三、漆生横穴の斜面圖は四注造りの型を遺感なく堀鑿せるものにて當時家屋進歩の構造を實見する貴重のものたり、殊に此等は圖版第八

ノ一出雲番手の構穴内部と共に複雑なる美道や復室と稱すべき玄室を備へ其の室内への出入口には方形穹窿形等を刻み變化に富める技倆を示して當時の文化程度を窺はしめて餘あり。圖版第八ノ一番手一號二號參照漆生の斜面部は同地野見山憲太郎氏を煩はせり茲に謝意を表す

尙百留横穴の美門はツツクキ様の塗料を以て全面をぬり堅め且つ其規模の大なるものは内部に敷居鴨居の如き設備を設け戸を開閉し得る装置あるものあり専門的に精査せば此等家屋機構の形式上得る所少からざるべきを信ず文化史研究上有益なる資料たる此等横穴の保存に注意せられんことを望む。

六 埋 葬 法

死体を埋藏する方法に一定の形式ありしや、横穴について之を調査するに區々にして一定の形式なきものゝ如し。

死体の方向は寢棺に刻める石枕にて之を檢すれば、頭部を西向きにするもの多きが如きも北向も東向きも又南向もありて一定せるものなし

本城横穴に於ける圖版第九の岩とあるは石枕にして此圖によれば死体は南向なる事明かなり、美道の南向なるにより、漆生にて横穴を發掘せし人々につきて聞き得たるものは二ヶの死体頭部を北に向けて葬られありしと云へり、私の柴田内務省囑託に隨行して見たる出雲横穴の狀態を記述すれば左の如し。

大正十五年九月五日柴田囑託と出雲横穴に行き、人夫の美門を開くを待ち其の門下に埋められし須惠器を撮影し、圖版第十内に入りて一死体の奥壁に沿ふて横はりしを見たり、死体は藪苔

(狐色)を以て深く蔽はれ野獸の眠れるか如く、且黒色の昆布の如きもの天井より垂れ來りて死体に纏ひたれば陰森鬼氣の襲ふが如き感あり、不快云ふべからず、石塚鞍手中學校校長來りて柴田氏の助手となりて死体を檢し竹片を以て辭苔を拂ひ骨片を點檢されたるが、顔面は奥壁を背にして美道に面したれば右肩にて西向、美道は西向なりし、頭部は北に向へり、兩脚は著しく前方に突出したれば屈葬せしにあらざるやと疑はれたり、木棺に深められたりとせばその朽腐の際遺体は多少の變動を生じたるやも知るべからずと察せらる、副葬品は金環三ヶ、頭部附近にあり、鍬形一ヶ、頭部と奥壁との中間にあり、鐵鏃五ヶ、平根式尖根式混して頭部を繞りて散在し、蓋付窓あり、高杯一ヶ倒れて脚部附近に其蓋は頭部に近き所に在つて他に何物をも有せず、多分一人を葬りたるものなるべし。

次に死体は木棺に藏めたるか、是又明かならず、寢棺のあるものは石枕も刻付られたるより木棺は用ひざりしなるべく、又土枕石枕の往々存在せるは、是又木棺は使用せざりしなるべく、棺郭の制は支那の禮記にも呂氏春秋にも見へ、紀記にもそれと思はるゝ節あれば、貴人豪族の葬儀には木棺の使用さるべき筈と私は信ずるものである、筑後浮羽郡竹重の石郭式古墳發掘の際木棺に使用せし鐵鏃の數ヶ出土せし事あり、私は獨力にて精密に横穴内部を精査せし白石芹田兩氏に聞合せたるも斯る鐵釘などはあらざりしと答へられた、但し木棺にも鐵釘を使用せぬ割抜式の舟形棺もあれば、鐵の有無で判定は困難なり、白石氏は裝身具並に武器類は死体より分離し一定の場所に安置し、死体のみ寢棺臺上に載せた者と考ふる旨を主張されたるが、私は地方により或は木棺に藏め、或は死体に衣衾を覆ひ安眠せしめたる体に裝ひ、丁重に葬られたるものと假定して、尙研究すべき問題だと思ふ。

七、副葬品

同じく是れ遠賀川に沿ふ遠鞍嘉穂各郡市に横はる横穴より出土の副葬品も思ひ思ひに特色ありて光彩を放てり而して概して横穴出土の品物は須惠焼の豊富にして新味を帯べるものを共通の特色とす。

副葬品は其發掘數年に涉り多數の人に より採集されたるものは、大卒散逸して明瞭を缺げり、築上郡の百留若松市の安屋出土の品物は私其發掘の年代も不明にて見るを得ず同若松市鴨生田の分は數十年前外國人によつて多く買収されたる由にて其品物明かならず、八女郡北山村出土のものは役場に保管されたるが普通の須惠焼の大形にて完全のもの多く、出雲横穴も今多くは見るを得ず、漆生は多量に一所に保管され貴重品あるも多人數により蒐集され、或は箱式石棺或は石郭式横穴より出土の分と混合せるを以て横穴出土の分を明確に知り難く、西郷出土の分は其量多からずと聞きしのみにて時間の都合に迫られ一見の機を得ず、直方市威田の出土品は武器の多き感ありしも精査の機會を得ず、最近宜見せし本城の兩芹田氏と古月の白石氏並に羅漢山の出土品は調査の際散逸せず且殆ど一二人の手により蒐集されたるを以て確實性を有せり、以下記す所は主として此の所出土のものに係れり。

(1) 陶土器 副葬品として地方共通の出土品は所謂須惠焼世の祝部と稱するものにして其硬度堅實強き火力にて焼き釉薬を施さるる陶器にて窯元の商號あるものさへあるを以て、調査せば附近に其窯跡も發見し得らるべきを信ぜり。

出土品としては普通のもの多く、皿鉢杯高杯及蓋付埴瓶、提瓶、横口瓶等にして酒器と思はる大甕も又乏しからざるも何れも破損して完全のものを見ず、内に出雲より出でたる甕は稍完

全て約一斗の酒を容るべし(圖版第十ノ一)

横穴出土の須惠土師の製品は當時の人々の飲食用の什器と祭具と思はるゝが、其の種類も多く、意匠に於ても進歩靦るべきもの多く、之によつて當時の人々の生活状態を偲び文化の佛を窺ひ得るに足るが此等の出土品につき新味の認めらるゝもの數品を圖示して卑言を述べれば(圖版十二)

(甲)は瓶にて、況く縣内古墳より出づ線條を明瞭に現はし兩側面を渦紋狀に附せられたるもの、意匠面白し、本城出土。

(乙)は埴の變形意匠の進歩を示せり羅漢山出土。

(丙)鉢 盛りたる液を他に移すに便なる様注口を狭くせり片口の初めなるべし、本城及出雲出土。

(丁)足の足莖あるもの古月出土。

(戊)竝に高莖を附し態と臺の切込を示す、本城出土。

(己)長頸瓶 脚を附す古月出土。

(庚)菓付盤 恰好に進歩の痕あり古月、本城出土。

(辛)埴に脚臺あり、羅漢山出土。

(九)把手盤 竝に彌生式慣用の把手を應用す、漆生出土。

(癸)現今のコップ型 把手の痕あり極めて珍し、本城出土。

須惠の器は當時の日用品として使用せられたりと稱せらるるが、如何なる食品を容れたるか

は審かならず此等の器は幾分は玄室内に收めらるも多くは美門美道又は美門外の通路の埋めある地上に排置せられあり本城芹田五郎七氏によれば或る横穴の美門前埋設しある道路中には瓶を倒し二ヶ組合せて並列し夫れより約三尺進めば右方に埧左方に割石相並び更に三尺許進めば右方に遮左方に土師焼一ヶ相並べあり最後美門の前には皿四ヶ正しく並びありしが其の間に火を燃きし形跡あり木炭片の殘物多かりしと云へり火を燃きしは各所共通の行事なりしが如し古月出雲にては美道の側壁に小室を造りて此室内に土師又は須惠の器を陳列せしものあり。

高杯は祭典に使用せられたるものらしく内に貝の化石を納められたる形跡あるを發見せり、芹田正義氏は美門の前通路の埋められたる地に土師器の倒れて其さき七寸許の地に貝の化石あるを發見せりと報告せられたり朝倉郡夜須村にて平山氏は高杯より海膽の殻を發見し、山口縣にては魚骨を見出したる例あれば何れ魚介類を祭典に供し其儘埋没せしものなるべし。

土師の器は我が國民固有の土器にして火力弱きにより破損し易く日用品としては支那朝鮮地方より傳來せし須惠器と其便利同日の比にあらずされど國民性として祭典には其傳來の土師器を用ひしと見へ須惠器の在る所其一二割は土師器を存す現今にても舊き神社の祭儀には土師ノ器を使用せらるゝ多き由を聞けり。

(4)は貝の化石を入れられたりと思はるゝ土師器にして鐵丹を以て全身を塗彩せられたれば紅色を呈せり(圖版十一)一葉田氏は出雲出土品中より極めて興味ある珍品なりとて當時の工人が陶土器を製する手法の明かなるものなりとて一ヶの瓶の未成品を示されたり當時の陶土器はこね土を棒飴の如き状態にて段々積み上げ製するものなるが此の器は之を知るによき標本

なりとて(イ)器を示されたり、見取圖を手帳より轉載す、同版十一ノ手扶未製品須惠燒の(ウ)及土師燒の分は若松中學松島教諭の調査による。

(ロ) 武器

直刀劍槍鐵鑱及び刀の鑄、自釘等出土せり、直刀の完全にして長大なるもの八女郡の刀身二尺三寸柄の長三寸三釐の厚一寸一あり、鑄は皆卵形の透しあるもの但し必ず鐵製に限らず革や木を代用せしものと見へて、刀身の數は鑄の數と一致せず、大低刀身の二三割の存在に過ぎず、槍は袋穗にて、戰鬪用狩獵用に刀と共に上古は相當使用せられたりと見へ、古月に二ヶ出雲にて一ヶを見たり、鐵鑱は専ら魔拂ひ用に供せられたりと見へ、玄室の諸方面に都合よく排置せらるるを平根式は尖根式と共に用ひらるる平根式は舊式に屬するも、鑱身廣大威容あるを以て好で採用されたる感あり、本城の芹田氏の見取圖によれば、人骨と刀身の相重なれるものあり、是れ佩刀せしめて葬りし趣あり、古月の白石氏は、藪棺上には何物をも存せず、刀身は壁に立てかけありたりと主張せらるる、されば地方により習慣を異にせるか、此等は明かならず、鐵鑱は石郭式横穴の副葬品としても壁下に堆積せるもの多きが故に、死体に着け居らざるは事實なるべし、同版第十鐵鑱は本城芹田五郎七氏藏。

横穴には出土品としての武器は頗る寂寥の感あり。

(ハ) 裝身具

裝身具は本城には頗る多量にして、芹田氏は一ヶの横穴より五百余個の玉類を採集せり、本城より出土したるものに勾玉管、玉丸、玉小玉、白玉切子玉等あり、石質には硬玉、水晶、瑪瑙、滑石、ガラス等あり、硬玉製頗る少く、水晶の切子玉大小殊に目立てり、金銀銅環も多く、内に純金の小環あり、古

月は金銀銅環は多量に出土せるも勾玉管玉を初め頗る少量出雲も約二十個の金銀銅環の外腕輪一琉璃玉丸玉等二三十個を見たるに過ぎず漆生は玉類頗る多く出土せしも其出所明かならざるを遺憾とす(圖版第十二)

要するに我が古代人の趣味としてその頭に頸に或は耳に手に又は足などの裝飾に諸種の玉を佩びたるは傳説にもあり墳輪にも見る所なるが實際古人の愛用せし實物を現在目撃し得るものは此等の出土品でさびもなき明光輝々たるものが多い赤玉は緒さへ光れど白玉の君が装したふとかりけり水晶製の切子玉の目立ちて大なるは則かゝる歌の資料たりしものならむ但し玉の王坐を占むる勾玉の其數多からずして其の原料たる翡翠瑪瑙玳瑁支那よりの輸入品の良質のものゝ乏しきは横穴時代通有の事實とす

(二) 其

他

馬具として轡アブミツリ等古月出雲本城等より出でたり此等は階級意識の盛なりし當時にありて所謂輕爽肥馬貴人の徵象に副葬されしものなるべく又紡錘石鍬形の出土は産業の重ぜられたる風習を徵すべし紡錘石は他の種の古墳中よりも出でたる例多し然も鐵製鍬形は此の頃木鍬の尖端に嵌挿する事の發明された珍器として副葬せられたるにあらざるか圖版第十一ノ鍬形圖版第十二の最下は紡錘石又砥石の各所より出土せしは鐵器研磨の重要品として收藏せしものなるべし。

以上にて出土品の記事は略盡きたり唯茲に疑問とすべきは一ケの鏡を見ざりし事はなり鏡は古代貴族が其の權威の象徴として所有せしもので原史時代の民族の尊崇愛惜せし唯一の重

寶と傳へらる現に漆生の組合石棺より兜鳳鏡同石郭式横穴より漢鏡二面を出したる例あるに多くの横穴より粗面の一鏡をも見る能はざりしは横穴時代には朝鮮との交通杜絶し田川の采銅所にはまだ采銅の道開けざりしによるが、但しは鏡に對する時代の推移に歸すべきか。

次に一言し置くべきは古墳に通有の朱の缺乏なり、古月百留及三池郡岩田の横穴の横穴の羨門に朱の彩色ありし外、幾分か朱の塊片の存在、及土師の器に鐵丹の塗抹しある位に過ぎざるは、是又時代の推移によれるものならんか。

八、横穴の原型と其時代

私は横穴は石郭式横穴の分派で、其原型は石郭式横穴にありと考へてゐる。兩者は其内部の構造は同一で、羨門を設け羨道によりて玄室に通する作業工事にて其差は、甲は石材にて構成し乙は砂岩に堀込みて同様のものを工作するに過ぎず、然れども石郭式は其歴史由來古くして其型の完全なる横穴と同一の論にあらざ、今石郭式横穴の工作順序を言へば先づ地盤を整へて土堆を造り壇上に石材を運び來りて石室を設け上部に蓋石を覆ふて外部を密閉し、石室の全部に盛土にて圓形若くは前方後圓型に構へたれば内外共に非常の努力を要し、莊嚴雄偉の外形を表現し一見其墳墓たるを認め得るに係らず、横穴は外部に何等の標識を有せず、墓としての形貌を缺ぎたれば完全のものとは言ひ難し、但し外部を遷滅せるは保存上深意工夫の餘に出でたりと考へられざるにあらざるも、それは副式的利益に過ぎずして其本源は石材の缺乏と簡易便宜の構成と思ふを正當とす、現に横穴所在地の方にて、も嚴然たる石郭式横穴の存在は之を證して餘あり、私の見たのでも、鞍手郡の劍村の劍塚、古月村の大塚、同地小學校内、嘉穂郡の碓井宮野漆生、幸袋

の各塚、遠賀郡の水巻岡垣八幡市高槻若松市の小田山は何れも石郭式横穴を存し、就中劍塚及水巻村二の浮島神社の組合石棺等は實に内外共に偉大を極めたる大墳墓なりしなり。(浮島神社は今石村のみを存す)

横穴築造の時代は古墳としては最も新しい原史時代の末期のもの、私は考へる、形式的に言へば鏡劍玉の立派な貴重品のみ收めある古墳は最も古く、夫れより漸く副葬品の増加せるものは中期に多く、飛鳥奈良朝に近き時代に至りて横穴の行はれしときは古制大に變じ、副葬品は最も多きを加へしが如く思はる、殊に須恵の器の多くして其作の進歩せる、鏡、埴輪等の見られざる、事勾玉管玉等良質の少き、事家屋の形式の進歩せし事等は、儘に時代の新しい感じを生起せしむるに足る。

次に横穴の持主、主人公たるべき人は、國司とか國造とか縣主だとか申す地方第一流の貴人の墓とは思はれぬ、劍塚若くは浮島神社内の大塚は一流貴人の墓としては首肯せらるべきも、横穴の主人公を私の獨斷的に申せば、村主、宿置若くは門閥豪族の第二三流に屬する人の墳墓と考へてゐる、故に横穴時代にては第一流の人は尙豪華なる石郭式若くは組合石棺を築造したものと考ふべきである。

尙附記すべきは、此等遺蹟遺物は千幾百年前我等祖先人の手により築造され、愛玩され、實用せられたるものの漸く今日世に出でたるものであるが、嘗て一度も修繕されたる事もなき當時の現物なり、天に倚りなきと同じく地下の此等も倚りなきもので、學術の研究上貴重すべきは勿論、殊に祖先崇拜の國民性の發露せる物件なれば、所有者は散逸せしむる事なく、永久保存の道を講ぜられん事を望む。(圖版第十三ノ一、第十三ノ二)

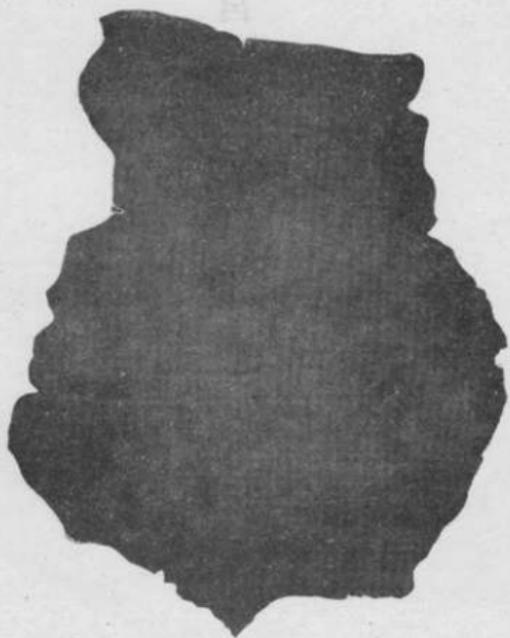
圖版最後の附録は本城横穴を整理せし芹田正義氏が編者に送られたる追憶圖にして最も多くの粧身具を有せし横穴にて甲室に五百余の玉類を藏し乙室と交通するため甲室に別室を設け別室の窓より乙室に交通し得るの装置あるが如し此等の狀況をも附録其二によりて略了解し得らるべし。

朝倉橘廣庭宮遺趾

第一圖 遺蹟ノ概景



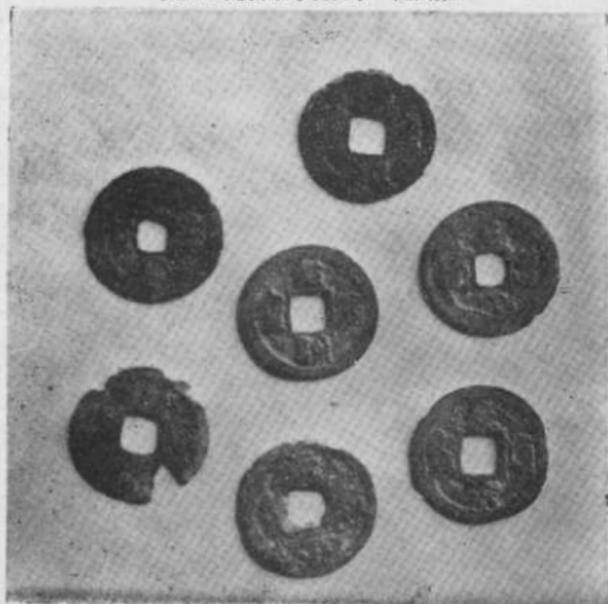
第二圖 字鐘突出土繩文系土器



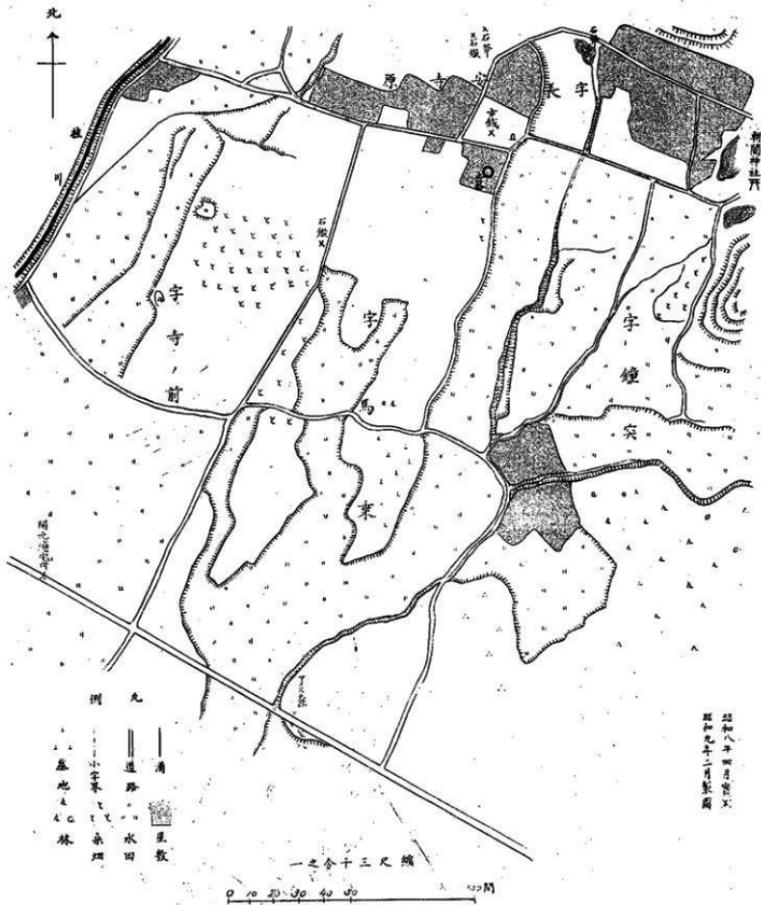


第三圖 開元通寶在中土器(及)古錢拓影

錢古の見發原寺安長字 圖四第



第五圖 遠蹟地實測圖



朝倉橋廣庭宮遺趾 (第一回報告)

調査委員 玉 泉 大 梁

調査委員 鏡 山 猛

緒 言

齊明天皇即位七年帝は百濟救援の軍を督して筑紫に下り給ひ初郷津なる磐瀬宮に居られたが同年五月九日朝倉に遷られた。此地の宮を稱して朝倉橋廣庭宮といふ。書記の記載によれば七月二十四日帝の崩御に至る迄七十六日間西海の邊境に宮居があつた。

日本書紀卷二十六 齊明天皇

七年五月乙未朔癸卯。天皇遷居于朝倉橋廣庭宮。是時斷除朝倉社木而作此宮之故神宮。亦見申由是大舍人及諸近侍病死者衆。(中略)秋七月甲午朔丁巳。天皇崩于朝倉宮。八月甲子朔皇太子奉從天皇喪遷至磐瀬宮。是夕於朝倉山上有鬼。著大笠臨觀喪儀。衆皆嗟怖。

爾來千數百年の星霜を経て今日その遺蹟も溼滅に歸せんとする状態である。朝倉橋廣庭宮趾の遺蹟を筆録したのも徳川時代の地誌に始る。その最も古きは上座郡入地村の里長古賀仁右衛門の著になる朝倉紀聞(一卷)の記事である。同書須川村の條に次の如くある。

○朝倉橋廣庭宮里民の傳説に曰齊明天皇皇居の趾也。誠に廣原無雙の地にして東に花岡山嶽

澤の池在り、西に桂川の流北に降葉山に繼て高山あり、故に朝日の光禁裏に運し、因て朝闇と名付し也。古の礎の地又は菊の紋付たる古瓦等一ツ二ツ集め瓦塚とて今に残れり。猿澤の池花園山の麓大行事の前に在り、四時水の増減なし。里民傳曰、此池に鐘を沈めて今に揭らず。早魃の年此池の水を汲泥を上んとすれば必雨降と云、今も大旱の時此池の水汲盡さんとし、大行事の社に雨請すれば必驗あり。花園山皇居の跡大行事社の南に在り、降葉山廣庭宮の北にあり、桂川宮の西に流る。

右の朝倉紀聞は、奥書に元祿七甲戌年孟夏上旬入地村農夫古賀仁右衛門高重任里諺妄記とあれば、貝原益軒の筑前續風土記に先つこと十數年、宮趾の研究に資與する所少くない。續風土記も紀聞の説を襲つてゐる。今回の調査は朝倉紀聞等の示す現在の朝倉郡宮野村大字須川の地にその遺蹟を尋ねたのである。今日迄の調査の結果は、未だ適確に宮趾を指示し得るに至らないが、間接に連關を求めらるゝ遺物遺蹟によつて究明に努めてゐる。たゞ宮趾と最も關係ある長安寺の遺趾に付ては、調査續行中であり、發見遺物の整理一段落をつけた後に報告する豫定である。

宮趾の地形 (第五圖第六四參照)

朝倉紀聞に云ふ宮趾は現在の朝倉郡宮野村字須川にある。この地は東北に筑紫の連山を負ひ北に接する山を降葉山サカガハといひ、西に迫れるを花園山といふ。南に筑後川流れ西南に向つて平野に臨び、即ち概觀すれば北より南に低まる高燥な洪積層の臺地である。北に山を負ひ南に開くる臺地は古代より住居地として最も適してゐるから、かゝる地勢の土地には多く先史時代原史時代住民の足跡が残されてゐる。而して國府或は古代寺院の如きも亦かゝる地勢に在存してゐる事を見出すであらう。朝倉紀聞の記す宮趾は宮野村字須川のうち長安寺、原鐘突、馬乘寺ノ前の四小字

のうちに含まれてゐるやうである。

この四の小字のうち鐘突はその名の示す如く、又古瓦の分布の示す所により古代寺院跡である。その寺名は今北に隣れる小字長安寺原の名によつて傳へられて來てゐる。原の語尾は九州各

(載分幅圖「木廿」一ノ分五部量測地誌)。同地 圖六第
□ ○ 跡 遺



自然の臺地を限る範圍として是を検討して行き度い南の限界は不明瞭。右の臺地と長安寺跡鐘

突の地とは低い溝狀地帯を以て區劃されてゐる。元來この低地は古代に於ては更に深い谷をなしてゐたであらう。かゝる推測は昭和八年十二月二十四より行はれたこの低濕地の排水暗渠工事によつて確められた。その事實は自然の古木が今の地表より二尺の深さに於て發掘された。暗渠工事際古瓦類もほとんど地表より二尺乃至三尺の間より發見されてゐる。猶この低地の北方長安寺原區内に入つても地下數尺の處に往古の材木の横はれるを井戸掘等の際に掘り當た事實がある。これによつて、馬乘臺地と鐘突のそれとは古より一條の谷によつて分れてゐた事が判る。

今回の報告は馬乘の臺地を中心として出土遺物の調査を録し、長安寺趾の報告は次回に譲る。

宮陞出土遺物

一、石器時代遺物特に繩文系土器の發掘に就いて

(第二回第七回第八回参照)

上須川一帶の臺地は石器土器の散布著しく、石器時代より聚落發達しこの地方の開化の早きを證してゐる。土器は彌生式土器最も多く、祝部式土器是に次ぎ、間々青磁白磁の類も見出される。石器の發見例としては、長安寺原より二個の磨製石斧の他、馬乘寺ノ前の臺地を中心として黒曜石破片夥しく散在せる中に石鏃數個採集せられてゐる。

猶最近宇馬乘の南を通ずる新縣道改修の工事の際偶然に繩文系土器見出され、將來の原始土器論に重要な資料を與へて呉れた。

昭和八年十二月二十三日、鐘突の臺地が南に盡きる端にあつて繩文系統の土器は發見され

たそのうち一個は道路工事の際道の北側切取斜面に現れ、それよりと對照の位置に南側の切り

第七回 大字須川探集石器

石斧



22甲



22乙



21乙



21甲

21乙

石斧(黒曜石打製)大

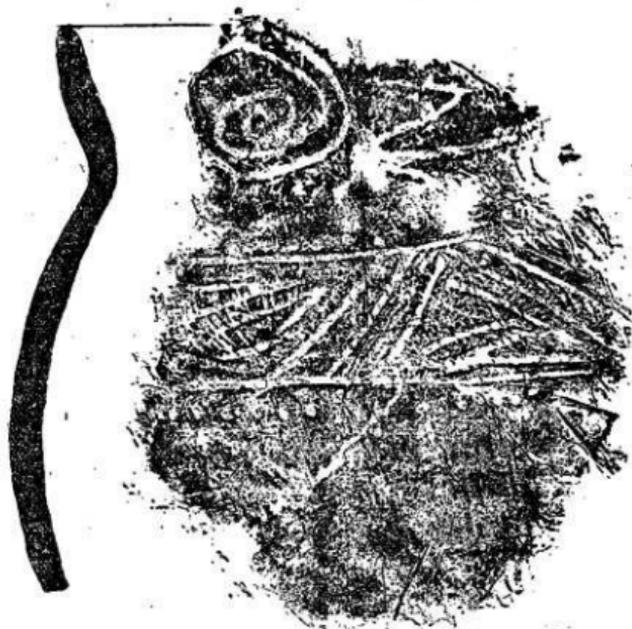


割りに同様の石器破片が求められた、而も兩者の中間地帯に於ける遺物の分布状態は、既に心なき土工によつて掘取られた後の事であり不明に終つてゐる。

先づ北側の土器から述べるならば表面より約二尺の深さに於て口を下にして發見された、既にその半は鍬にかゝつて取除かれた後の事であつたが、殘存部を接合すれば、ほぼ文様器形の一般を窺ひ知る事が出来る。當初は完形をなしてゐたであらうが、埋没後土壓のために破碎したものであらう、形状は口の廣い壺形の土器で、推定口徑約八寸、高さ六寸位、繩文系土器の特徴として口邊は少くとも一ヶ

所に於て山形の耳を持つてゐる軟く黄褐色を呈する胴部に於て最も厚く寧ろ厚手の方に屬す

第八圖



る。一体に硬直な直線文多く間
と古拙な渦卷或は雲形の曲線
沈刻文を交えた文様帯を口邊
部外側に繞し、その所々に竹筧
の如きもので一種の擬似縄文
を施す。文様帯に上下に界線あ
り更にその外側に連點文を副
えてゐる。

右の壺形土器は單獨出土で
あるが、道路の南側に於ては、住
居址と思はるゝ場所より縄文
系土器を發見した。こゝに於て
も地表より約二尺の位置にか
つて火を受けた數個の石塊が
あり、その配列状態は整然たる
ものではないが、炭灰を伴ひ古
代に於て焚火を行つた所である事は確かである。土器も同一レベルより細片になつて檢出され

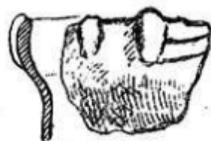
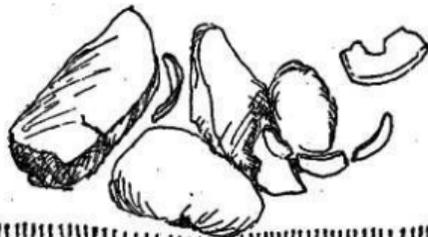
第九回

（附）土器及石器ノ断片

壑穴内縄文系土器所在状況



$\frac{1}{2}$ 大



$\frac{1}{2}$ 大



道路断面

1尺



その内の一個は口を下にして埋つてゐた事を確め得た。土器の質は道路北側のものと同一で、たゞ此の方は極く小さく破砕されて文様の認めらるゝものは僅に口邊部の一細片に過ぎなかつた。猶土器の他に石器の破片三個を伴出してゐる。二個は黒曜石で一個はナツカイト、何れも石鏃或は小石匙位の大きで未だ完成されざるに中途にて破損したものの如くである。これ等の土器石器は敷石の表面と同一層位に置かれてあり、東西約八尺、南北の徑は土砂取去られて不明の隆穴の底面に位するものゝ如くである。吾々はこれ等の縄文系土器が他より運搬遺棄されたものでなく、此處に於て原住民によつて生活の用に供されてゐた事實を知る。

猶該遺蹟より北方十間迄の間の表面採集で縄文系土器破片十數片石鏃數本を得た。

宮野村須川の臺地が石器時代の遺蹟である事は、宮居が設けらるゝ一つの條件としてこの地の開拓が既に先史時代に遡り得るといふ消極的理由の他に、廣庭宮との關係は求められない。而も縄文系土器の發見を特記したのは、一般考古學上の資料として一の確實な發見例を報告する事の決して無駄でない爲で、朝倉宮の報告にはいさゝか蛇足の感もあるが序に記述する次第である。従來の調査によれば、北九州より發見せらるゝ先史時代の土器は、ほとんど凡て彌生式土器に屬し、縄文原土器の分布は甚だ稀である。福岡地方より遺蹟をたどつて南下し、最初に縄文系土器の發見せらるゝ確實な遺蹟は、筑後國三池郡楠田の貝塚である。これより以北に於て未だ縄文系土器の確實な遺蹟が知られなかつたのである。表面採集品としては、筑後國浮羽郡水繩村發見として、故水野氏蒐集品中にその例あり、又本冊別稿に同郡内より縄文系かと思はる土器の報告が宮崎勇藏氏によつてなされ、更に同郡千歲村の若宮八幡宮境内出土の見事な縄文土器がある。

事を考へ合すれば浮羽郡地方にこの種の土器の分布ある模様である。これ等の遺蹟と筑後川を隔て、朝倉郡内に新な遺蹟一ヶ所をかぞえる事が出来たのである。縄文系土器は一名アイヌ土器と稱せられ原始アイヌ民族の使用せるものと一般に解釋されてゐるが、果して然らばその年代に就ても從來發見のこの種の土器を全部先史時代のものとするを得ないであらう。平安朝所謂蝦夷の九州に配置せられたことは記録に散見し、彼等の使用土器亦縄文土器でなかつたかといふ疑問を告ずる。殊に東北地方に於けるアイヌ遺蹟の實狀は鎌倉時代に及ぶ迄彼等は石器時代の文化に低滞してゐる事を示せる。時、縄文系土器の年代觀は多岐になつて來る。未だ吾々は宮野村の遺蹟に就いてはそれが石器使用時代である事を知る以上には實年代に就いて明にし得ない。只その所謂縄文なるものは眞正の縄文でなくして、擬体の條線文なる點に注意したい。この點より云へば原始縄文の模倣となり第二次的の新しい要素を含むことを認めなければならぬ。

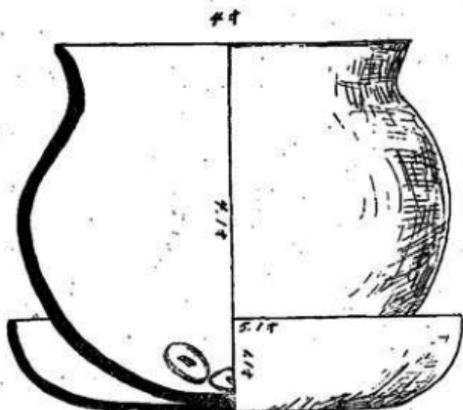
二、「開元通寶」入り壺の發見

(第三回第十回参照)

縄文系土器遺蹟より西方約一町に於て昭和九年一月三日やはり道路工事中古錢入りの壺一個が發掘された。地表より約二尺の深さに於て下に皿形の土器を置臺とし、上に壺を載せ、蓋を覆せてあつたらしい。然し蓋は既に破れて壺の中には土がはいつてゐたといふ。恰も人夫の發掘の直後宮野村村長が調査に行かれたが、其時にも早や原存位置がわかるのみで、壺を取上げ中の古錢を取出してしまつてゐた由である。埋没地は附近の土壌と何等相異なる所無く、他に人為的構作も認められなかつたといふ。土器は蓋、壺及皿の三者があり何れも丹紅色の鮮かな素焼である。燒

體を用ひて作り薄手で燒も比較的硬く一般彌生式土器よりも技巧に於て進んだ點が認められる。蓋は破片不足のため完形を知る事が出来ない古錢は開元通寶二枚で蓋の底に土に蔽はれてあつたといふ二枚共破れてゐるが一枚の半は所在を失つてしまつた。

第十圖 開元通寶中在實器土ノ圖



開元通寶の鑄造は唐の高祖の武徳四年(我が推古天皇即位二十九年に當る)に初り、爾來唐朝三百年を通じ斷續的に鑄造され、唐末の僭偽國亦是を造つてゐるから、その種類多く、又我國に於ける發掘支那錢中でも最も多いものゝ一つである。今回發見の開元通寶はその形量字形等より初鑄のものとして認むべく、その鑄造年代は齊明天皇朝倉宮に居ませし時より四十年前に當つてゐる鑄造より我國へ渡來の年月を見積るも、この埋錢が著しく後代に行はれたものでない事は之を收めた土器の様式年代よりして推知し得らるゝであらう。即ちこの古錢は橋廣庭宮と年代的に最も接近した

確實な遺物である。

次に何故にかゝる埋錢が行はれたかの解釋であるが、隣接の地に奈良朝前後の寺院長安寺ありしより土器は骨壺として使用せられたもので、古錢は古代支那の風習となつてゐた飯含の意

によつて副葬されたものであるといふ事も一應考へ得らるゝであらう、然し又従前推測して来た宮地の四至を考慮に容れる時、發見位置が恰もその西南に當るによつて宮居と何等かの關係あるものではあるまいか、重ねて究明の日を俟つ。

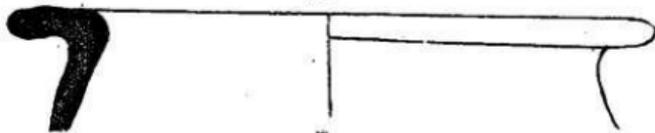
三、煙草乾燥場前の土器發掘 (第十一回參照)

昭和八年四月宇馬乘の北端に於て煙草乾燥場が建築されることとなり、その壁土採取中に土器が發掘された事を知つた、ついで更に發掘を進めて見ると、實に二坪餘りの地より百個以上の土器が獲られた、現場は新設乾燥場の西南寄り、場所東西約十尺、南北約八尺の範圍を出でず、深さ地表より二尺乃至四尺の間に雜然と混在してゐた、單一土器の破片が離れた位置より見出される事により、埋没當初より既に破れてゐたものもある事が知られ、最初穴を掘り掘り上げた土と共に土器を埋めたものと察せられる。

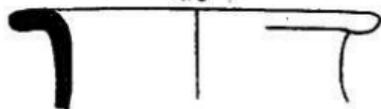
發掘土器の質を檢するに一方に赤褐色の彌生式系統の土器あり、一方に藍青色の祝部系統の土器がある、勿論凡ての土器を兩系統に嚴密には區分し得られない、その相違は單なる燒成過程より起る現象で火力の高低に關係してゐるから何れに入れるか不明瞭なものもある、時代的前後がある譯ではないことは、全く同一形式の土器に兩系統のものが繁存してゐる事實を以てしても知られる、此處に彌生式及び祝部式なる土器の名稱を用ひたが、古書に散見する土師器陶器の名が之に當るのであらう。

器形を分てば凡そ左の六類になる、(一) 坏、その深きものは椀といふを適當とす、糸底なきもの、(二) 糸底付坏、(三) 蓋、坏の蓋ならん、(四) 盤、(五) 甕及卍、(六) 高坏、但し一個第十一回口、坏と盤と

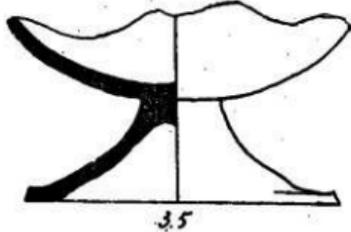
堯 (3)
7.5



柑 (40)
4.3

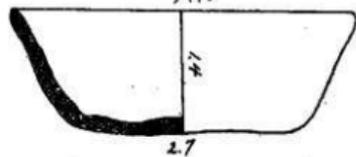


高坏 (10)



坏 (10)

4.4



2.7

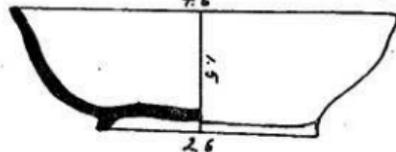
蓋 (2)



4.8

碗 (11)

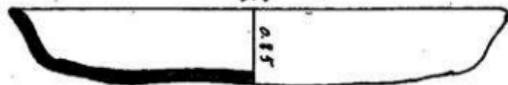
4.6



2.6

盤 (16)

5.8



○	E'	42	13
○	10	42	12
○	ホ	42	11
×	32	42	8.5
×	ム	42	8
○	ラ	41	17
○	カ	40	14
○	ろ'	40	12
×	め	40	10
×	34	40	10
×	ひ	38	7
○	も	36	11.5

(註) 得らるゝまゝに符號を付て行つたから整理後異な符號が合して一語をなす場合があつた。

第二表 糸底付坏

質	番號	直徑(單位分)	高さ(單位分)
○	イ	74	15
○	カ	55	18
○	む	54	18
○	28 26 Y	54	19
○	マ	54	18.5
○	ム	53	19
○	マT	53	17.5
○	リ	50	18
○	H	49.3	16.5
○	し	49	16
○	R	48.6	16.7
○	ウ'	47.	14
○	ヒ	47	13.6
○	ひ	46	13.5
○	35	46	11.5
○	テ	45.6	12.3
○	ネ	44.5	13.5
×	12	44	19.0
○	エ	43.6	14
○	ミ	43	13.5
○	ウ、+	42.5	32.5

○純赤質硬質土器
×埋質赤色土器

第一表 坏(糸底無し)

質	番號	直徑(單位分) (外徑)	高さ(單位分)
×	ン	74	12
×	る	60	11
×	ネ	85	12.5
×	ハ	57	14.5
○	ら	57	12.5
×	f	56	12
○	レ	53	15
×	レ	52	11
○	7	49	12
○	あ	48.6	7
○	え	48.6	7
○	マ	47	14.3
○	ゆ	47	11
×	22	46	11
×	ん	46	11
○	と	46	10.7
×	ち	46	10
×	丁	46	9
○	31	45.1	14
○	夕	45	18
○	い	45	12.5
○	ヲ	45	9
○	R	44	13.5
×	ヤ	44	13
×	セ	44	13
○	へ	44	12
○	く	44	12
○	16	44	12
○	ホ	44	10
○	t.m (註) 30.R	43.6	10.5
○	た	43.5	14
○	た	43	14
○	E	43	13.3
○	ろ	43	12
×	K	42	18

は深さ高さと口徑の比率によつて定まるが此處には3/10以上は假に坏として取扱ふ。

○	わ	56	7
○	せ	55.6	7
○	6	54	6.5
○	8	54	6
○	ア	51	6.5

第五表 號及掛

買	番號	口部(外徑)
×	25.B	100
×	Y B'	99
×	や12.	96
×	15.21	90
×	b	90
×	H'	90
×	M	88
×	きみ	83
×	さ'	84
×	こ	80
×	H	80
×	さ	75
×	ナ	74
×	13	55
×	8	54
×	五	54
×	な	50
×	め	50
○	40	4.3

○	U	42	11
○	d'	40	140

第三表 蓋

買	番號	徑	高さ(單位分)
○	36	62	
○	27	60.5	
○	ナ、ツ	66	
○	E'	56	
○	Q	54	
○	37	52	
○	ε	50	
○	Z	48	
○	X	47	
○	h	46	

第四表 盤

買	番號	徑	高さ(單位分)
×	1	80	9
○	ス	71	5.2
×	は	64	8
○	O	64	5.7
○	ふ	63	8
○	え	63	6
○	V	62.8	6.6
○	20ヶ=	62	8.5
○	ル	65	4.5
×	フ	61	7
○	を	61	6.1
○	39	61	6
○	1	61	47
○	ち	60	8.5
×	は	60	8
○	4	60	7.5
×	2	60	7
○	よ	60	6.5
○	26	60	5
○	W	58.5	8.5
○	お	58	6.5

これ等の土器は普通古墳等より發見せらるゝ土器に比して精巧である。例ば坏に糸底あり蓋につまみある點などが新しい形式である。これによつて見れば所謂古墳期の遺物ではない然し極稀に古墳時代終末期と認めらるゝ石槨墳墓中の副葬品に同形式の蓋付坏が發見される。例筑前國朝倉郡安川村檜原の一古墳又最近隣接長安寺趾より發掘した同一様式の土器に墨書銘ありほ々奈良朝と認めらるゝ點より考察すれば乾燥場發見土器も奈良朝前後に比定さるべきである。長安寺趾出土々器との比較研究は次回の報告に譲り、觀察の結果極めて酷似してゐると言ふに止める。たとへ兩者の形式相異なしとするも、齊明朝より奈良時代初頭迄半世紀にも足りない年代の間に土器製作の技術にさしたる變化を來すこともあるまじく、この土器を宮時代に使用されたものといふ推測も亦容れる餘地がある。而も百個に及ぶ多量の土器が一所に埋められてゐる事は如何なる解釋を妥當とするであらうか。困難な問題であるが此處に又想定宮居敷地との關係を見るに、土器埋存位置は恰もその東北隅に當れる事を注意して置き度い。

(附) 古錢入りの壺の發見

今より約三十年前宇長安寺原の矢野乙五郎氏(現宮野村助惣)の宅地内より古錢が發掘された事がある。何分多年月を経た事であり、埋存状態も今になつては明確に知る事が出來ない。ただ壺形の素焼土器内に古錢數十個が入つてゐたさうである。その古錢も散逸してしまつたとの語であつたが猶よく捜査を御願して置た所後に次の七枚を見出されて示された就て見るに

名 稱 書 體 鑄 造 年 代

開元通寶 (隸書體) 唐高祖武德四年(西紀六二一年)

至道元寶（行書體） 宋太宗至道元年（西紀九九五年）

天聖元寶（楷書體） 宋仁宗天聖元年（西紀一〇二三）

皇宋通寶（楷書體） 宋仁宗寶元二年（西紀一〇三九）

治平元寶（篆書體） 宋英宗治平元年（西紀一〇六四）

元祐通寶（篆書體） 宋哲宗元祐年間（西紀一〇八〇）

聖宗元寶（行書體） 宋徽宗建中靖國元年（西紀一一〇一）

開元通寶獨り古く他は全部宋錢である。その大部分は我國の平安中期以後藤原時代にあたり、最も新しい聖宋元寶の鑄造は白河上皇の院政時代にあたる。従つてこれだけの材料によつては埋錢の時代もこの時より廻り得ない。又古錢の大部分が宋錢殊に北宋錢である點に注意すべきである。

この埋錢の理由は不明であるが、或は隱匿のためか、後の開元通寶に比し年代もはるかに新しく平安朝末期以後でなければならぬから、宮居との關係を見出す事は困難であるが、發見地が前記土器出土地に近接してゐるので、此處に附記するものである。

結

誌

以上想定宮址發見遺物を順次舉げて來たが、最後に遺物より離れて朝倉の橋廣庭宮なる名義について述べ、結語に代まる。

朝倉の名は今郡名として残つてゐる（今郡内の朝倉村は明治二十二年に附した新しい名稱である。延喜式倭名抄等によつて見れば平安朝既に上座下座の二郡が存してゐる。倭名抄には下座

を下都安佐久良と注して上座之に灌ずとある。この郡制は明治廿九年上座下座夜須三郡と合して朝倉郡となる迄永く続いた。

今の宮野村は舊上座郡の西端部を占め下座郡三奈木村と界してゐる。上下兩座を合すれば平野部のほぼ中央に位する。特にこの地を朝倉と稱えてゐた事は長安寺の名稱より推知せらるる所である。長安寺は今音讀してチャウアンジと通稱してゐるが古くは朝鞍寺と書いたらしい鎌倉時代のものと思はれる。太宰府安樂寺所領目錄中に「上座郡朝鞍寺」の名が出てゐる。是を訓讀すればアサクラ寺である。江戸時代中期の地誌には朝開寺と見ゆ。之も朝鞍寺同訓である。然るにこれ等の寺名は同時に音讀せられ訓讀のすたれた時代今日の如く長安の二字を當てるに至つたのではないだらうか。江戸時代初頭慶長十三年の檢地帳には長あん寺、長庵寺等と書き、此の時代既に文字使用の混亂を來してゐる。是を要するに元來アサクラ寺が朝鞍寺、朝開寺と書かれ専ら音讀する時代に長庵寺、長安寺と變つて來たのであらう。

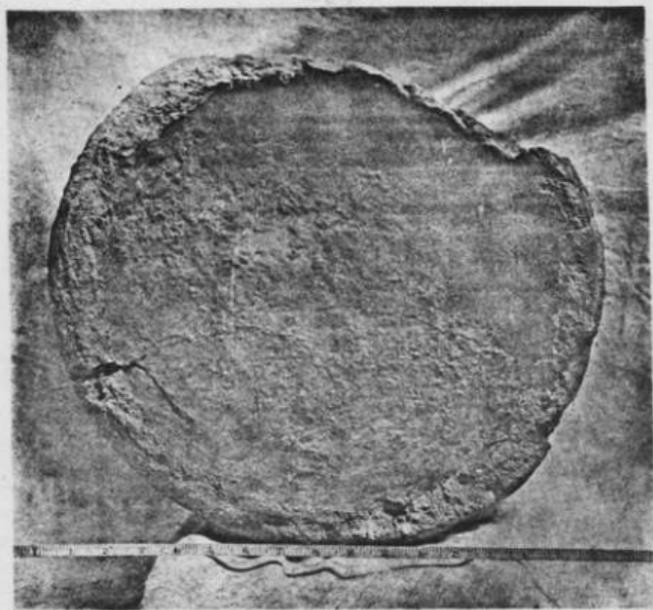
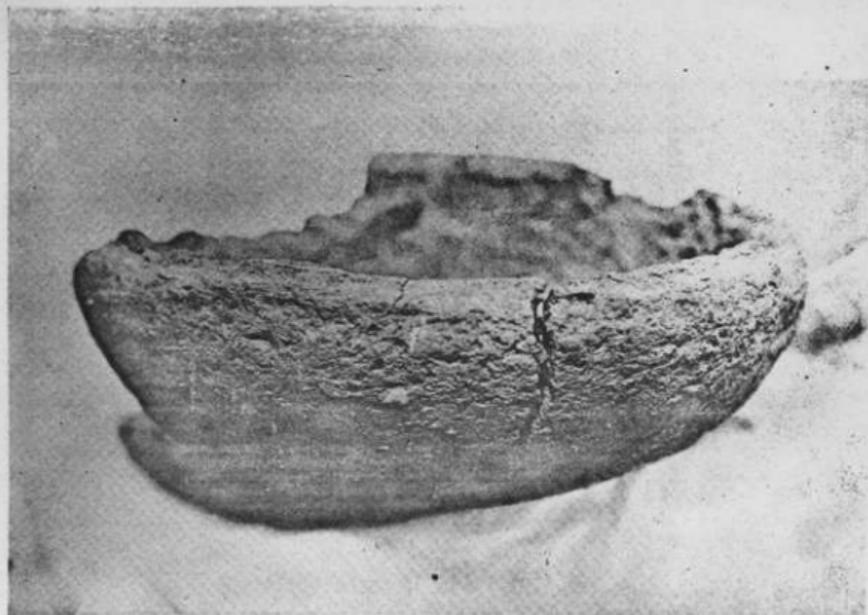
次に橋廣庭宮は單なる形容句であらうが廣庭と似た廣瀬と云ふ古郷が此の附近に比定せらるるに留意する必要がある。倭名抄に上座郡七郷の名が記されてゐるがその中に廣瀬郷が見える。延喜式兵部省驛馬の條にも亦筑前國把伎驛の次に廣瀬なる驛名がある。令制によれば卅里五町一里の古制にして三十里は今日の四里六丁に當る。毎に一驛を置かれる把伎驛を今日の把伎村落としこれより上座郡界に至る迄は四里に足りな廣瀬を上座郡内とし把伎より四里餘りを距る地といへば下座郡と最も近い宮野村附近に求められねばならない。近世日田より博多方面に通ずる宿驛に宮野村平松があつた。廣庭廣瀬平松と音韻の關連は斷定出來ぬが、廣庭宮附近に

平安朝には宿驛が設けられ當時は宮趾も恐らく廣瀬郷内であつたであらう。

(附記)

調査を援助下さつた村役場並に長安寺區の方々に厚く感謝し度い。特に村長中村九十九氏、助役矢野乙五郎氏、區長矢野元藏氏、矢野捷次郎氏の懇慮を煩したこと少くなかつた。

太宰府出土埴ル塼ツボに就て



太宰府出土埴塼

太宰府出土埴埴フボに就て

鳴 託 川 上 市 太 郎

一 發 端

太宰府正廳礎石の西方高地を所有者荒津長七氏が其筋の認可を得て、地均工事中、新に礎石の整然と配列したるもの及び其附近より鐵屑、武具片などを發見するや、昭和九年二月二日の九州日報新聞に内匠の司埴シならんか、且は延暦九年三月皇紀千四百五十年蝦夷を征せんため諸國に令して革冑二千領を製せしめ、中略太宰府に命じ鐵冑二千九百領を造らしむの正史の記録を裏書する貴重なる資料なりとの記事を掲載せり。

右の記事を見たる太宰府町の鬼木某は數年來所有して顧る人なかりし古埴埴フボに、太宰府都府樓出土品と貼札して軒先きに陳列せると、同二月八日、偶通りかかりたる平素冶金學に没頭せる柳喜久二氏が之を認め譲り受けたり。

二 發見者と發掘地

柳氏は之を筆者に報告したるが第一不審なるは、都府樓正門西側の出土との事に等閑に附すべからずと自身、太宰府町に至り、鬼木某に就き其正否を訊きたるに、全く一時の廣告に利用せる



地土出増場X 部一ノ號府率太 同形地一分千五萬二

貼札なる事を説び、實は、水城村大字觀世
 音寺村名の手島某なる者の發掘なりと
 の事に、更に觀世音寺名に至り、住職石
 田琳樹氏に就き、増場出土地及び發掘者
 を訊きたるに、住職は其發掘地も發見者
 も夙に知り居り、現地に就き説明せられ
 たるを以て、筆者は更に其發掘人の轉居
 先きに問ひ合せ、正否を證したる結果左
 の如し。

一發掘者 筑紫郡水城村大字觀世音寺

(現在小倉市三萩野豊原町住居)

手島利作(昭和九年三月九拾歳

現存)

一發掘場所 筑紫郡太宰府町五條琳泉

庵、齋藤廣路所有畑地

一發掘年月 明治四十年四月

一發掘狀況 手島利作は齋藤廣路の畑

を小作し、當時作り山芋植付け

のため畑を深く耕作中、偶々先きに土器の觸れたるを以て、之を掘り出せば此坩堝なり、地下深さ凡そ二尺五寸位坩堝は上向きにあり、初め鉄のため椽の一部を破壊し去りた



や其器具類は全く廢棄、燬滅せられて知る由もなき有様なり。

一、其他の出土品 石鍋一ヶ(温石ニ似タ石ト云ヘリ)カナクソ

類、深山

故に此坩堝は都府樓陸より出でたるには非らざれども、夫より東方約十二町離れたる矢張り太宰府町地内よりの出土器なり。

三、鑄物家氣質

元來鑄物家とか、佛像師とかは目的物の完成にのみ熱中して其製作物の成就するや、其工事の道程に使用したる器具類一切は、塵埃の如く打ち捨てて顧みるなきが一般の鑄造家氣質とでも稱せらるるものなり。

此の鑄造家氣質は殆んど古今を通じて同一規と云ふとも、睡言ならざるべし。

而して鑄造術は古今より漸次進歩を果ねて、例へば一千年経過したる今日に、一千年前の鑄造法を窺はんとしても、最早

之れ現今の冶金家が古代の鑄造物を觀て其鑄造法並に其使用器具の如何なりしものかを知らんと欲して熄まざる所以なり。

四 太宰府出土埴場

今此太宰府出土埴場を觀るや(挿圖參照經一尺八寸深サ四寸六分肉の厚さ二寸強ルツボ)の破片を水に分離して之を鑛物學的に研ひれば「石英」と「長石の粘土」と「雲母」より成るを識る。

然るに太宰府附近の山は皆花崗岩なるより案ずれば、往時之を製造したる原料は此太宰府附近の花崗岩の風化したる粘土を使用したるものと想はるるなり。

五 鑄鑄(カナクリ)及び火勢

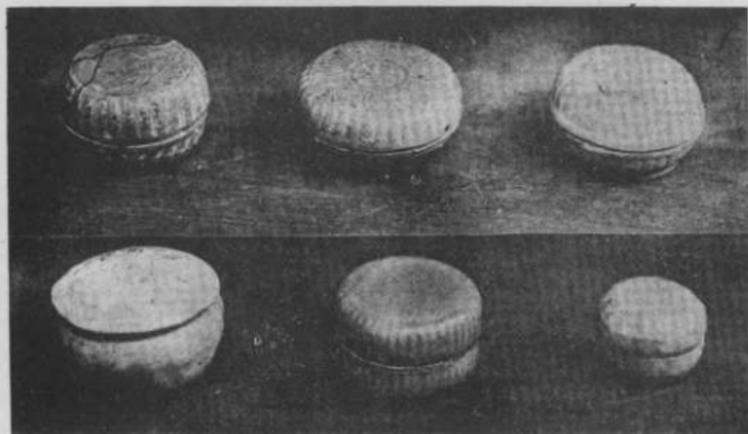
「ルツボ」に附着せる「カナクソ」を探り、化學的に試験するに金屬分としては、殆んど鐵なり、之より推測すれば鐵の熔點以上に熱度を加へられたるものと見るべく蓋し攝氏千五百度以上ならんか。

而して「ルツボ」の厚さ二寸以上なるが如きは如何に強火力に耐へしめ、強熱を溶せるが爲めに其製作に苦心せしかを如實に物語るものなり。

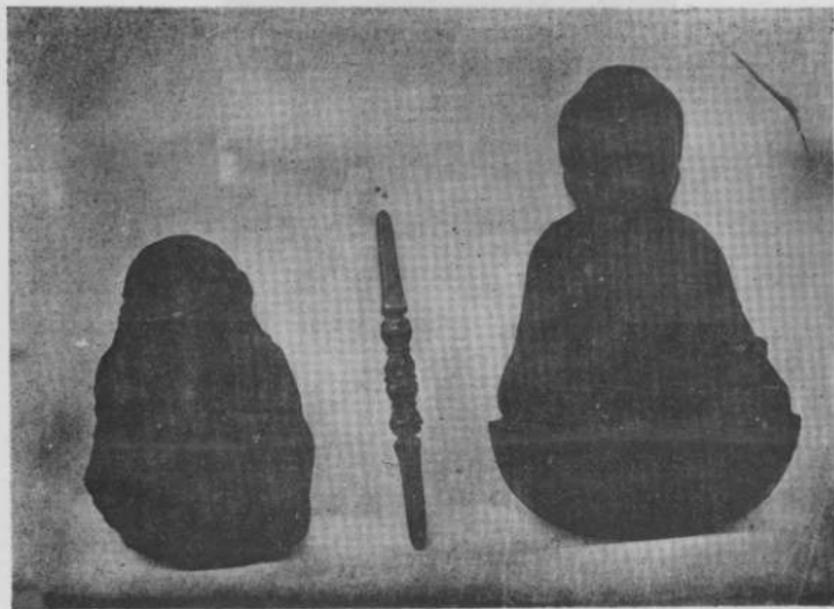
想よに今日の如く冶金術の進歩に伴ひ、肉薄き黒鉛埴場とか、或は耐火粘土の發見なき時代に於て、此の肉厚き粘土「ルツボ」に原料を入れ、此四周に炭火を山積して火熱を與へたるものと思はれ、其強烈なる加熱のため「ルツボ」の内壁は相當に熔蝕せられ炭末の其中に喰ひ入みたるもの點々として抉出せらるるなり。

之を以て其燃料は木炭なりしを知らるるなり。

（藏所氏郎次友斐許）子 合 圖 四 第



片斷佛石、結獨、佛懸 圖 五 第



第六圖
椎の老木



第七圖 僧坊跡石垣



内壁に木炭末の蝕入したるもの
帯青色玻璃状の鑛滓

内壁に木炭末の蝕入したるもの
帯青色玻璃状の鑛滓

更に

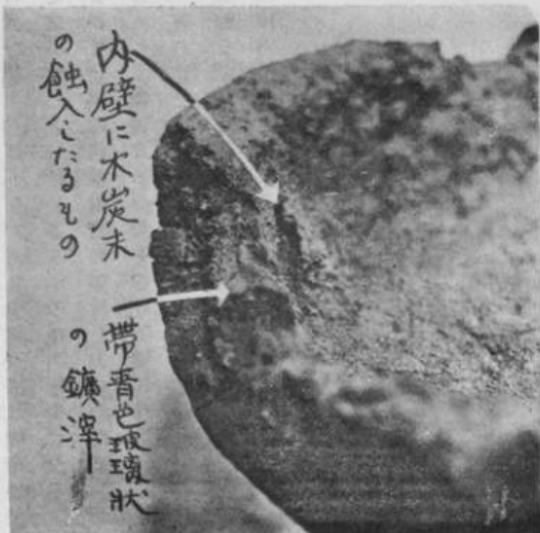
此太宰府出土埴塼たるや或は鑄錢用埴塼ならんかとも考へらる然らば太宰府鑄錢史にとり

六考 察

此埴塼の出土地點は太宰府陸東方約十二町にして地形より考ふれば政廳より餘り遠く離れざる平地の而も水の便ある此附近に先づ製造工場を設置せられたるものならんと想像するは決して無理からぬものならんか。

且つ出土品に石鍋のありたるは殊に興味あるものにして石鍋は多くは朝鮮歸化人の使用したるものとか或は大野城築城當時百濟歸化人を使用したるより追想して此工場にも亦夫等の者を使用したるに非らざるかとも想像せらるるなり。

一四七



貴重なる考證資料にして、前述の個所に太宰府鑄錢所(司?)が置かれたるものならんか、然るに今其内壁の鍍洋分析尤も内壁の破損を憂慮し僅か一部分の而も極少量を採りしによりてかに銅の成分現出せざりしたため且つ銅錢又は錢型の發見なきは物足らざる感あり當時の鑄錢には銅を含有せしと一致せざるかの疑問を生じたるにより此原稿へ切期限のため更に所有者の承諾を得て埴場の内壁附着の鍍洋を充分剝落せしめて發掘當時は附近にカナクソ様のもの出たりと言へり精密なる分析を遂げ次第に發表する豫定なり。

何れにせよ此埴場發見たるや、太宰府考古資料として貴重なるは元より更に我國冶金學上の典據を語るものにして、鑄造術に心血を凝ぎたる跡歴然として存し、而も冒し難き年代色を窺はれ、座ろ敬慕やまざるものあり。

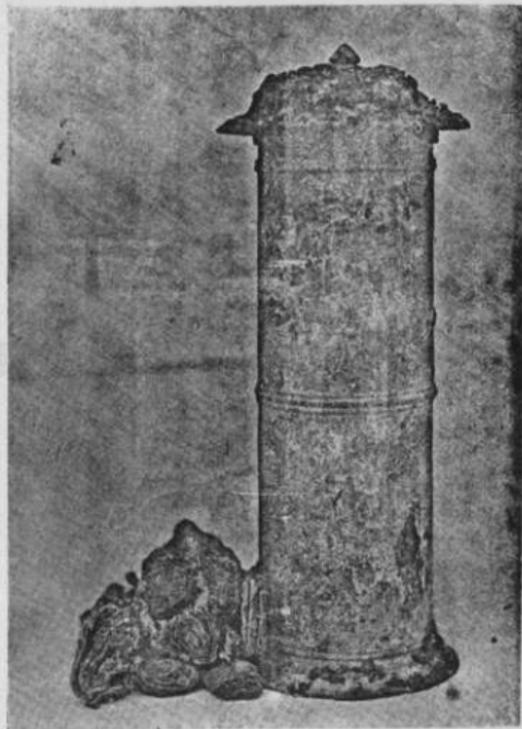
西
油
山
天
福
寺
址



第三圖 銅製經筒（許斐友次郎氏所藏）



第二圖 銅製經筒（許斐友次郎氏所藏）



第一圖 銅製經筒（許斐友次郎氏所藏）

西油山天福寺址

調査委員 竹岡勝也

一、所 在

油山は福岡市の西南一里餘の地點に在り、峯は南北に長く互つて居るが、福岡市から之を望めば、背振連山の前景をなして、一つの頂點から緩やかな傾斜を東西に曳いた掬すべき容姿を呈して居る。東西共に山麓に村あり、東なるを樋井川村、東油山、西なるを田隈村、西油山と云ひ、共に早良郡に屬して居る。古く佛地として著れ、東油山には現に觀音堂があつて、國寶聖觀音坐像一軀を安置して居る。西油山は堂塔早く荒廢して、今日何等見るべき面影を留めないが、遺物の出土するもの甚だ多く、殊に經筒はその發掘されたもの數十本に及んだと傳へられ、その豊富である事恐らく縣内第一ではなかつたかと考へられる。地勢から云ふならば、西には室見川を挿んで飯盛山と相對し、南は遙かに背振の山頂を望んで居る。何れも平安朝以來の佛地であつて、往時の盛觀誠に思ひやられるものがある。

二、由 來

油山の歴史は殆んど之を徵すべき記録を見出す事が出来ない。その起元に關しても、僅かに線

風土記に「聖武帝の御宇にや、清賀と云る僧此山に住し、胡麻を作り油を搾て、怡土郡諸寺に遣しけ

第九回 板 簡 の 路



る。依之油山と云と傳へられる程度に止つて居る。清賀上人は糸島郡雷山村千如寺に國寶清賀上

人坐像一軀を残して居る有名な高僧であつて、附近に此の清賀上人に關する多くの傳説が傳へられて居るのであるが、油山に關する限り此の傳説を裏付ける何物をも見る事が出来ない。唯口碑として續風土記の頃に迄傳へられて來たものと考へられる。

今日油山に關する最古の記録を求めらば、山内權現山から發掘された經筒許斐友次郎氏所藏の銘であつて、是には「保安元年歲次庚午八月廿五日日次癸巳勸進僧慶實 助成檀那宗形信貞 井津氏と刻されて居る。山内から發掘される經筒多く藤原の様式に屬する事と併せ考へて見るならば、兎に角平安の末期には佛地として堂塔僧坊等繁榮した状態を想像する事も許されなければならぬであらう。そしてその僧坊は續風土記以下何れも三百六十坊と傳へて居るが、此の三百六十坊の堂舎はその後跡形もなく荒廢してしまつた。此の西油山の荒廢に就ては背振山僧徒との關係が語られて居る。即ち續風土記背振山の條に「昔背振山の僧徒と同郡西油山天福寺の僧徒とむつまじかりしに背振山の侍童過失有て背振山を逃去て天福寺へ行き隠れけるに、背振山より頻りに是を請へ共出さず、背振山の僧徒是をいかり西油山に押寄火をかければ悉く焦土となれり、其後仇を報ん爲、天福寺の僧徒背振山を悉く焼く云々」とある事がこれである。そしてその後西油山は遂に再興されなかつたと云ふのであるが、何れにするも此の荒廢の年代は明記するものある事を知らない。唯經筒の銘以後の年代に於て注目せらるべき一つの事柄は、淨土宗鎮西派の開祖聖光上人と此の油山との關係である。即ち道光の聖光上人傳には「善導寺開山聖光上人、諱辨長、順乘、堅者孫、筑前國加月庄人也。云々、學成望遠、還于故郷、時年二十有九、建久元年庚戌也。次年捕一寺山學頭、學徒諍席、衆人成林云々」とあり、叡山に天臺を學んだ聖光が、淨土宗に轉宗するに

先立つて此の油山の學頭職にあつたと云ふ事は、當時尙油山は繁榮を繼續して居た事と、その宗派は恐らく天臺に屬して居たであらうと云ふ事とを窺はしめる重大な記事である。

今一つ此の油山に關して注目されなければならないものに太宰管内志が「此鐘は周防國宮市の天神の社に在て高さ三尺四寸龍頭九寸經二尺五寸厚さ二寸八分有」と傳へる油山の洪鐘の鐘である。是には次の事が語られて居る。

太宰府之凡博多津之寓有練若號油山嶺生異松焉群仙古居、嗣有飛泉矣諸侶去垢愛佛子禪念普訪當寺剃髮受具、今住他鄉發願鑄鐘消霧朝于海、土堞崇干山、甌氏成功、必遂三々之白業、鴻繁形悉驚五々之昏沉、于時文應辛酉、沽洗庚午日、大檀那比丘禪念故鄉三綱真之息、鑄工沙彌生蓮、作銘曰：陰陽之工、乾坤之銅、造化異品、陶冶施風、油山靈輻、玳州敬崇、英檀盡力、巧匠成功、木人叩之、鐵關自通、泥牛鳴之、堅牢忽融、三千等覺、九品共逢、報及群類、化被無窮。

茲に飛泉ありとある事を以て之を東油山泉福寺の鐘とする事は早計であらう、東油山の起元も之を詳細にする事は出来ないが、續風土記以下博多承天寺の開祖聖一國師四世の法縁平田慈均和尚を以て泉福寺の開山と傳へる事に一致して居る、平田和尚傳に依れば平田の入滅は貞和三年九月十六日とあるが故に泉福寺の開基は鎌倉の末期から南北朝の頃に屬し此の鐘が鑄造された文應二年を降る事數十年の後でなければならぬ。しかも飛泉あつて云々と云ふ言葉は寧ろ西油山の場合に妥當するものがある。此の意味に於て此の鐘は矢張り嘗つて西油山に存在したものと考へられるのであるが、もしこの推定が許されるならば、西油山は文應年間即ち鎌倉の中期に於て尙鎮西の一名利たるを失はなかつた。然るにその後西油山の消息は全く記録の

上から失はれる。春振の僧徒との合戦に焼き拂はれ、その後遂に再興されなかつたと云ふ油山の荒廢は、兎に角此の鎌倉中期以後の出来事ではなからぬ。そして油山の遺物に徴するならば、それは東油山の開基と相前後するものではなかつたかと云ふ推定も下されない事はないやうに考へられる。

三、遺

跡

油山繁榮時代の遺跡として今日明瞭に指摘されるものは、僧坊の石垣數ヶ所と、礎石一ヶ所とである。西油山の村落を離れて南坊住の山道にかかれれば、左右に屋敷跡らしい平地が段階をなして續いて居る。多くは杉林に被はれて居るが、その間には茶檜等の點在するを見る事が出来、又青磁白磁土器等の破片を拾ひ當てる事も必ずしも困難ではない。是が往時の僧坊跡と傳へられるものであつて、今日尙八十數ヶ所を數へる事が出来、その段階に沿うて石垣を殘して居るものも又數ヶ所を見る事が出来る。道は次第に登つて右手に千石岩と稱する大石を眺め暫くにして左に小徑を辿り、急坂を登れば、椎の老木第六圓に到達する。此の附近には發掘された經塚の跡を多く殘して居るが、一方の崖に崩れた根の下からも經塚の石廓らしいものが覗かれる。その當時經塚の上に植えられた椎木が、今日の老木になつたと見る事は興味深い事ではあるが、固より椎木の年齢は知るよしもない。兎に角幹の周圍四圓八合と云ふ珍らしい大木である。此の椎木の崖下に礎石があると云ふ話を聞いて探査して見たが、竹林繁茂して之を突き留める事が出来なかつた。椎木から叢林を抜けて谷合ひの迫つた臺地に出れば、茲にも段階をなした平地があつて、最も大規模の石垣(第七圓)が殘つて居る。此の石垣の上に立てば、博多灣から殘島の眺望誠に拘すべきも

のがあつて、此の眺望に依つて徒然を慰めたであらう山僧の心事思ひやられるものがある。

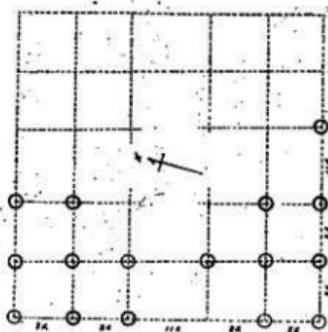
椎木に登る急坂の下、小徑の右手の杉林の中に礎石らしく配列された石を發見する事が出来た。石の現存するもの十箇痕跡を止めるもの六箇、その他は不明であるが、現在の位置は圖の如き配列を示して居る。此の礎石の残つて居る一劃は、三方に石垣を存し、附近に經塚の跡を残し、又多

くの瓦が採集された、五輪の斷片らし石塊も轉がつて居た。その他頼風土記には、其東に泪ヶ原と云所あり、石塚多し。是寺僧の葬地成しとかやとあり、多くの經筒が此の泪ヶ原から發掘された事も傳へられて居るが、今は竹林叢林繁茂して踏み入る事さへ困難な状態にある。

四、遺物

油山は經筒、香爐、合子等優秀な出土品の多い事、比類を見ないと云はれて居るが、その多くは散逸して、今日は僅かにその一部を突き留め得るに過ぎない状態にある。先づ村に残物を挙げるならば、

第十圖 礎石配列圖



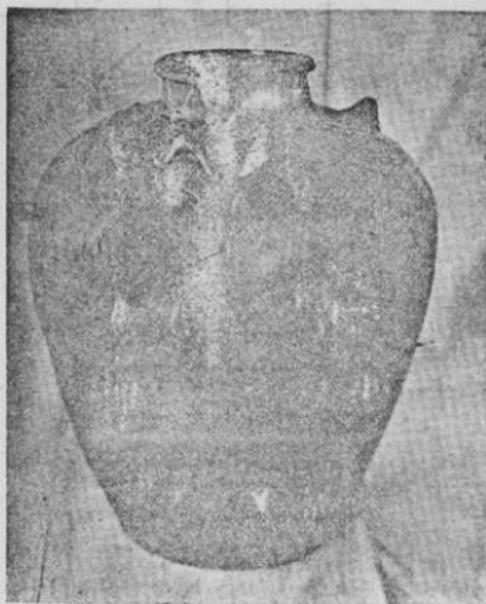
○ 礎石
○ 遺物

一、懸け佛一體第五圖安河内嘉助氏所藏、四寸二分五厘と云ふ青銅の小像であつて、重量は八十八匁、蓮座は蓮瓣を牙彫にして居る釋迦像であらう。

一、僧形石佛斷片第五圖安河内源三郎氏所藏、極めて荒く僧形を彫んだ石佛であつて、現存の部分上體以上二寸九分に過ぎないが、その異様な面貌が注目されるであらう。

一、獨鈷第五回江藤義雄氏所藏是も三寸と云ふ小形のものではあるが形はよく引き締つて輪廓鮮明であり藤原末の様式に酷似して居る。

第十圖 壺



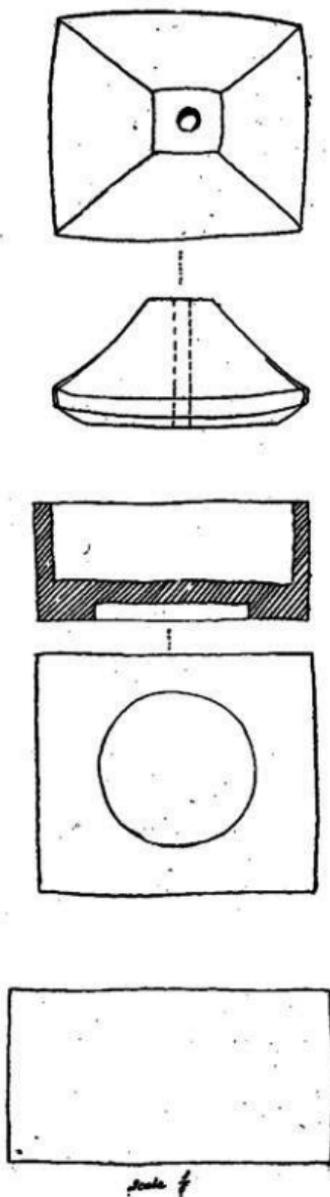
一、壺一個成澤藤男氏所藏高さ九寸七分、口徑三寸二分底徑四寸八分と云ふ耳付き大形の壺であつて素地は黒褐色僅かに口邊から肩にかけて濃厚な黄綠色の釉を施して居る恐らく支那からの渡來物であらう。

一、石塔部分江藤平三氏所藏現存の部分は三層からなり中層は大形であつてこれに徑七寸深さ二寸四分の矢張り方形の空室が切られてある上層は要するに五輪の火輪に當るものであるが中央上下に經五分ばかりの穴が貫通して居る之を重ねて見る時果して是が一つの塔を構成するものであるかを疑はしめる程形が不調和である従つてその性質を決定する事も困難であるがもし之を一つの塔として見るならば先づ納骨塔位の見當が附けられるであらう。

次に新に採集されたものとしては、

一、鏡瓦一個 礎石所在の一割から多くの瓦が採集されたが、その中に紋様瓦としては唯一個の鏡瓦があるに過ぎなかつた。此の鏡瓦は徑四寸九分と云ふ大形のものであつて、紋様は枝附の菊花に數片の葉を配した極めて自由なものである殆んど比類を見ないと云つても良い珍奇

第十二圖 石塔部分見取圖



なものであつた。

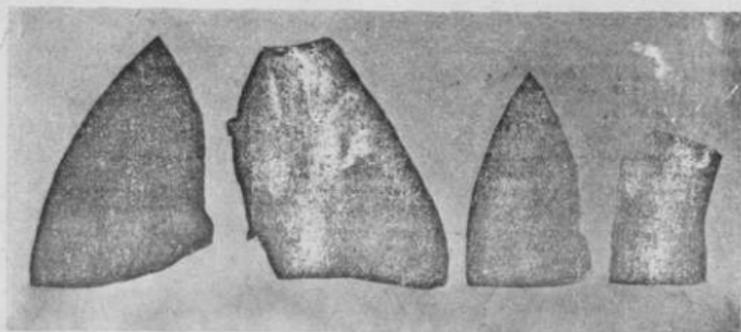
一、土器數個 礎石の所在地から東寄りの崖に土器の破片、青白磁の破片者が多數に捨てられたと思はれる個所がある。その中には少數の完全な土器も交つて居た。土器は殆んど平皿であつて、是に大小の二様あり、質も脆く極めて粗製のものであつた。一方の蓋附土器は坊住の畑から掘り出されたものであつて、同様に粗製である。

本 拓 瓦 鏡 圖 三 十 第



器 土 圖 四 十 第





西嶺山天福寺址

一青白磁の破片多數 坊住の山道を歩けば到處青磁白磁の破片を見出す事が出来る併しながら最も多數採集されたのは土器と同一場所であつた磁器の種類は種々雜多であつて中には美しい猫掻きの紋様を陰刻したのものもあるが要するに太宰府その他此の地方にしばしば見出されるものと共通して居る同一のものが博多灣から上つて來る場合もあつて是等の中には支那或は朝鮮から舶來されたものが多いと云ふ事を暗示せしめる何れにするもその分布が相當廣い範圍に亘り量に於ても極めて多數に上つて居ると云ふ事は、中世文化の一つの研究題目として注目されなければならぬであらう。

次に村人が之を記憶し所有者が之を承認する事に於て、油山から出土したと信じられるもの數點を突き留める事が出来た中にも著しいものとして許斐友次郎氏所藏の左記の數點が挙げられるであらう。

一、銅鑄經筒三個 一個(第一圖)は有節圓筒式であつて、蓋は傘蓋、保安元年の銘があり、中に寫經の一部が残つて

居る圓筒の高さ内高七寸九分、臺の高さ六分二厘、口徑二寸七分五厘、臺底徑三寸六分五厘、蓋は高さ九分、徑四寸一分、撮み高さ五分。



一個(第二圖)は矢張り圓筒式であつて、蓋は傘蓋、撮みは塔形となり、環珞を垂れて居る。圓筒は内

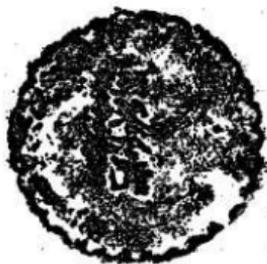
高九寸六分、口徑三寸三分、臺は高さ一寸四分、底徑四寸八分、臺底に針管きの銘らしいものがあるが、磨滅して判讀に堪へない。蓋は高さ塔の頂迄四寸四分、徑五寸一分五厘、一個(第三圖)は六面筒であつて、蓋は矢張り傘蓋、六隅に飛雲を配し、撮みは塔形である。筒の高さ内高八寸五分、口徑三寸三分に二寸九分、臺は高さ一寸三分、底徑四寸六分、蓋は塔の頂迄三寸八分、徑平行二邊の間四寸四分。

一、陶製經筒三個、二個は蓋附であつて、脆い土焼に淡い軸をかけたもの、一個は無軸であつて蓋を失つて居る、同形のものは玉泉館にも一個納められて居るが、四王寺發掘の同種のものとは比較するならば、油山の陶製經筒は一體に粗製であつて形も整つて居ない併

し考へやうに依つては却つて其處に問題があるとも云はれるであらう。

一、青白磁合子六個(第四圖)、經筒と共に發掘されたものであつて印籠蓋香盒式のもの五個、壺形のもの一個である。壺形のものには全體に蓮花模様に配し空色の美しい釉がかかつて居る。印籠蓋の方は、草花を彫り出して青白色の釉をかけたもの二個、立鶴を陰刻して緑釉をかけたもの一個、蓮花を陰刻し青白色の釉をかけたもの一個、菊花が多少渦巻をなして茶褐色の釉がかかつて居るもの一個、何れも愛玩せらるべきものである。尙氏は同種のもの數個所藏されると聞くが遂に發見されなかつた。

銘子合藏所氏從許 四七十第

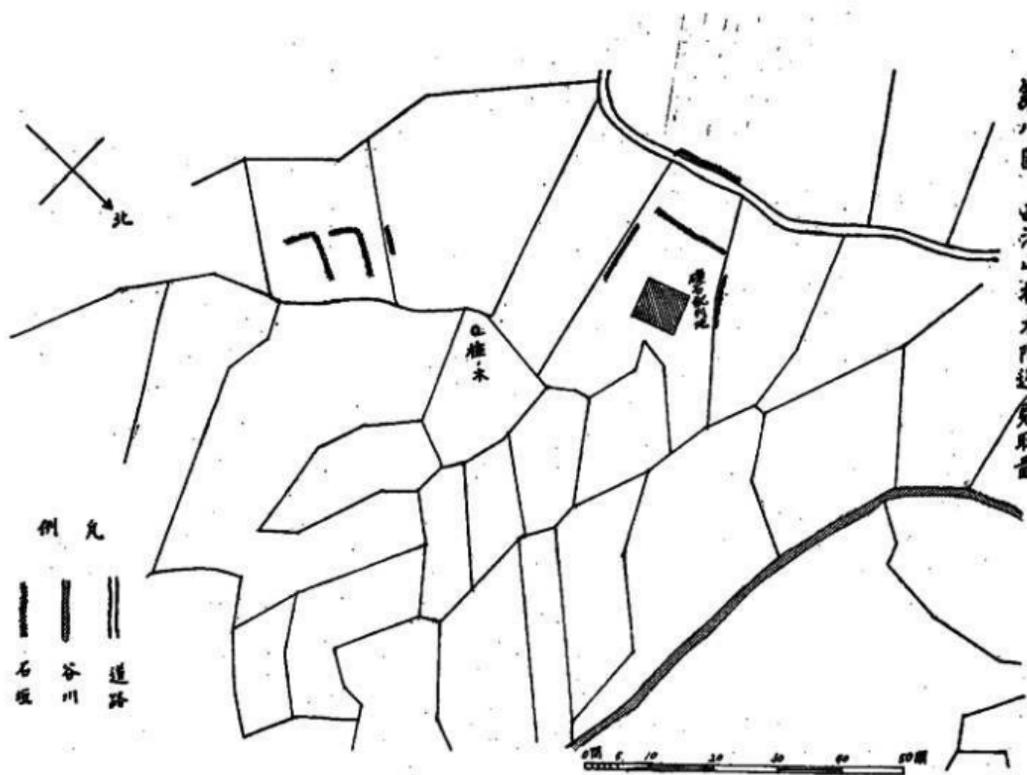


附記、その後底に「段家合記」と陰刻してある合子一個發見された。段家は段氏であつて支那人の間に見られる姓である。

一、六面石幢一基 現在氏の庭園に建てられてあるが矢張り油山から持ち來らされたものだ。云ふ、是は如何に解釋せらるべきものであるか。高さは地上二尺五寸、全部一石に刻まれて居る。是で完成されたものか、或は上に何かを重ねたものであるか。その邊の消息も不明である。六面各々、體が刻まれて居る。多く磨滅して面貌もその細部を失つて居るが、尙釋迦、大日、地藏等の形が見取られる。中層の圓形の部分にも何か彫刻があつたらしいがあつたらしいと云ふ程度以上に知る事が出來ない。矢張り供養塔の一種と見られるであらう。

尙許斐氏の場合と同様の關係に置かれるものとして、竹田八造氏所藏の菊形合子一個と稍大

第八圖 西油山榎木附近免取首



形の鳳凰の模様を浮き出した極めて精巧な合子の蓋の破片一個とを見る事が出来た。此の他にも油山からの出土品を所藏される方は少くないであらうが、今は一々之を突き留めて居る餘裕

第十八圖 六面石盤見取圖



を持たない。

最後に大正六年同村の栗田淺次郎氏から帝室博物館に寄贈されたもの三個あつた事を附記

して置く。

一、經筒一個 銅製、鑄物、所々大破損、高八寸、四個を繼
合せたるもの、各分離、口徑一寸九分、臺高一寸四分、
蓋高一寸五分、九輪高二寸五分。

一、經筒一個 陶製、高蓋とも一尺一寸、口徑一寸三分
五厘、蓋一部破損。

一、鏡一面 銅製、立花形、湖州鏡破損、徑三寸三分五厘

銘不明

本調査に當つては川上市太郎氏、飯山種氏、許斐友次郎氏、竹
田八造氏、その他村の方々の御厚意と御助力とを藉くした。附
記して厚く感謝の意を捧げたい。

本拓線紋鳳凰片磁子合 圖九十第

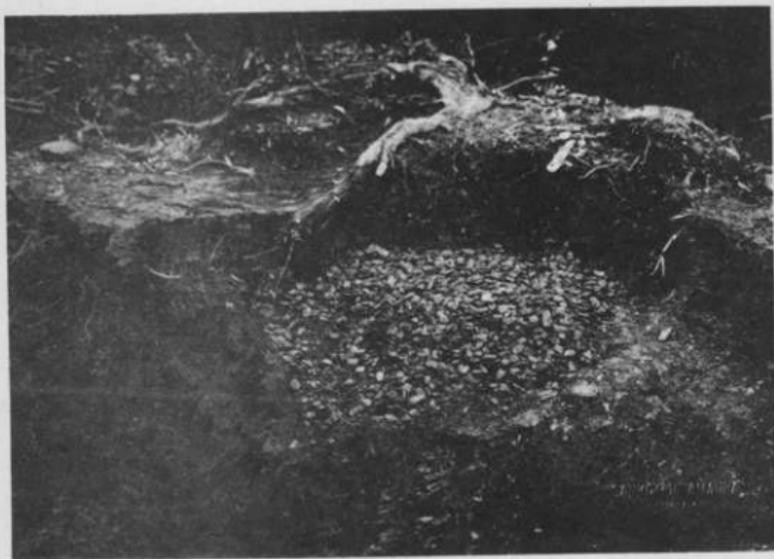


高良山經塚發見の一字一石經



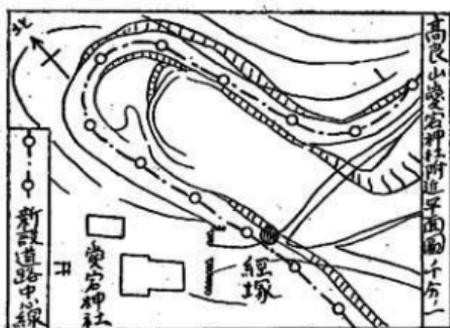
高良山經塚發見の一字一石經

高良山經塚



高良山經塚發見の一字一石經

調査委員 武藤直治



高良山經塚發見の一字一石經

筑後國三井郡高良山の一峯愛宕山に愛宕神社あり、御井町より約二百五十米の東に位置す。高良神社神池御手洗橋より南西に當り、參道及開鑿中の自動車道路に由りて約五百米にして達すべし。愛宕神社神殿の北東二十三米強の地點に於て、右新道開鑿工事中經塚に掘り當てたるは昭和八年十二月八日の事なり。此日夕刻高良神社より電話あり、經塚を發見せしを以て之を調査せんことを託せられたり。仍て翌九日登山して現地を調査せり。高良神社主典桐畑珠人氏、工事監督花田甚太郎氏及醫學博士八重津輝勝氏、鷲淵幹雄氏の立會を得て調査せり。

經塚の封土は過去に於て多少削り取られたるもの、如く其原形を失へり。加之、何等の記録傳説なし。隨て、塚上碑塔の有無亦之を知るに由なし。今や既に避け難き道路の開鑿

に由りて、全く破壊し去れるも、其發見當時に在りては表土より下ること五十五種の深さに於て、無數の經石存在し、其堆石の深さ約七十三種に及び、經塚の墳の大きさは上部に於て、四邊各九十一種ありて底部に於ては六十七種ありき、其四周の地層は秩父古生層に屬する岩石の風化せるものにして、穿城必しも困難なるにあらざると同時に、又特別の保護工作を加ふるの必要なかりしものと認む、此塚墳は斜角錐形を成し、中に無數の經石を埋藏したり、其經石は高良川の扁平なる礫にして、其大きさは最大なるものにては長徑六種を越ゆるものなく、最小なるものは長徑二種五短徑一種五に過ぎず。

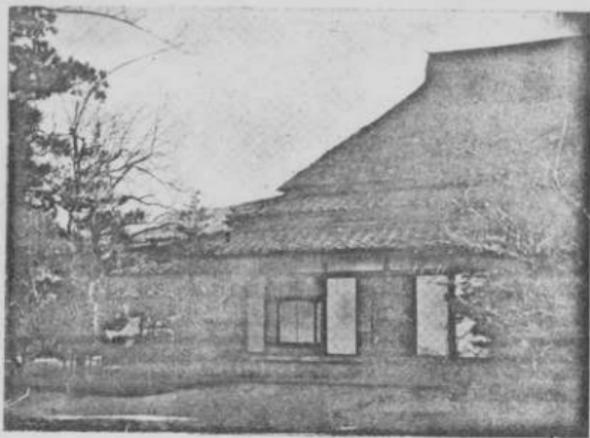
是等の經石は未だ精密に其數を計ふる暇なきも、概算するに、無慮六萬餘個に達すべし、是等の經石には文字の鮮明なるものあれども、殆んど將に磨滅せんとするものあり、而して、全く墨痕を認め得ざるもの最多し、兎に角、文字を存するもの約六百二十餘石を得たり、尙精密に調査を遂げなば相當數を加ふるや必せり、其他の石にも文字ありしや否を明確にする能はざるも、盡く經文を寫したるものとすれば、是れ果して、何經なりやは雖しも知らんと欲する所なり。

佛家の鑑定に據れば、妙法蓮華經中の文字なるが如し、當今、殆んど諸家に依用せらるる妙法蓮華經八卷本の文字數は六萬九千三百八十四文字を算すと云ふ、凡そ一字一石の經文は多くは殆んど妙法蓮華經なり、淨土三部經も時としては之れなきにあらざるも、其文字數は三部合計二萬六千六百十二文字なりと云へば、今回發見石數の半數にも及ばざるを知るべし。

夫れ寫經は奈良朝より盛に行はれ、紙本經もあり、貝葉經もあり、墨書經、朱墨交書經、紺紙金泥經等之に屬す、又瓦經あり、滑石經あり、貝殼經あり、銅版經あり、一字一石經あり、一字一石經は讀んで

皆化貪師者存禪界天達澤万共其本純正徧鐵輪力聚二二吾
利常順普穩除退過欲身身復則藏藏學威煥見耳及譬豫云苦比
丘尼乃惡座而男寺灑賜警綠土親實流六唯燈瓶足靈豈處欲自
精界

五
卿
關
係
遺
蹟



大宰府經壽王院座敷 (西高辻家) 一七〇頁參照



三條公背像 (山傳) 一七二頁參照



五脚遺品 (西高辻家所藏) 一七二頁參照



(西高辻家所藏) 一七二頁參照

金掛梅歌
山崎の梅歌
人々の心を
梅の花の香
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影

梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影

梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影

梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影
梅の花の影



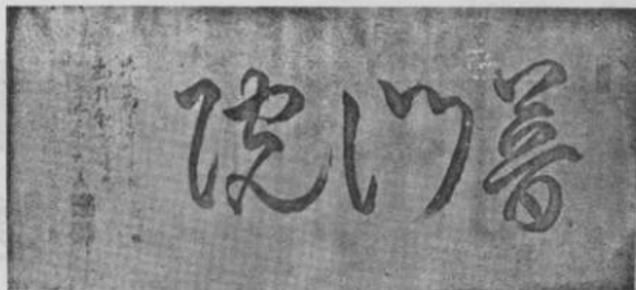
(田中家所藏) 一七五頁參照



一七七頁參照

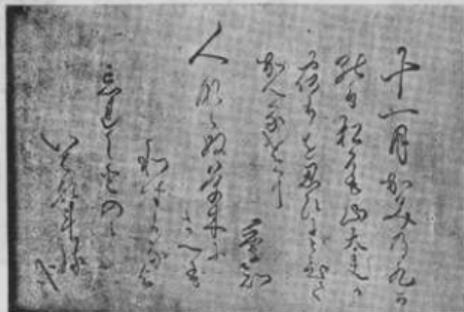


照參頁七七一 樹念紀公條三



照參頁三七一

(藏所寺管世觀)



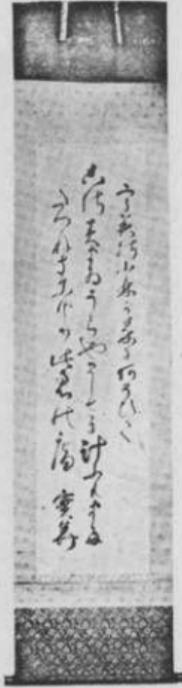
照參頁八七一七七

(藏所家尾松藏武)



八ノ翁ハ野邊下ニ有リ
其ノ名ハ字ハナシクモ在リテ其ノ姓ハ
老乃ト加テ其ノ姓ハ野邊ト云フ

此乃ハ翁
其ノ名ハ字ハナシクモ在リテ其ノ姓ハ
老乃ト加テ其ノ姓ハ野邊ト云フ
八ノ翁ハ野邊下ニ有リ
其ノ名ハ字ハナシクモ在リテ其ノ姓ハ
老乃ト加テ其ノ姓ハ野邊ト云フ



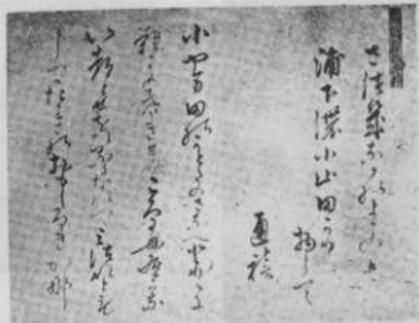
照參頁一八一



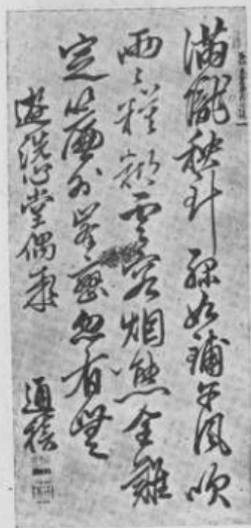
照參頁〇八一 亭竹美字



照參頁四八一



(藏所家田山下浦)



照參頁五八一



(一八六頁參照)

明窓淡若烟 翠葉竹 卷
香露透 香滿 酒面分 何
所見 當路 入眼 一 體香
詠 詠 詠 詠 詠 詠 詠 詠

阿志 第 廿 四 打 好 留
一 五 八 乃 亦 不 也 也 天
中 可 与 乃 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

是 尚 此 其 乃 錦 亦
也 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

照參頁七八一 (藏所家田黒 木奈三)

五 卿 關 係 遺 蹟

調査委員 伊 東 尾 四 郎

文久三年八月十八日京都の形勢急變し、國事參政寄人等の職を廢せられ、其の參朝を停められ、それで三條中納言實美卿、三條西中納言季知卿、東久世少將通蔭朝臣、四條侍從隆調朝臣、壬生修理大夫基修朝臣、錦小路右馬頭頼徳朝臣、澤主人正宣嘉の七卿は、京都を脱して中國へ奔られた世にこれを七卿落といふ。七卿の中、澤は生野事件に關係し、錦小路は中國で薨去されたから中國から筑前へ移らるる時は、五卿となつた。五卿の筑前入は、慶應元年正月十五日の事で、十七日まで黒崎滞在、十八日に黒崎出立、木屋瀬を経て赤間着、赤間滞在中にも五卿の居所に就いて決定が手問取り、遂に五卿共太宰府に滞在といふ事になつて、二月十二日に赤間出立、其の夜は箱崎泊、翌十三日に愈太宰府の延壽王院（今の太宰府神社宮司西高辻男爵邸）に入られた。

五卿の太宰府滞在は、前後三年間で、慶應三年十一月十九日に太宰府出立、歸途に就かれた。

私の此度の調査は、五卿が太宰府滞在中、足跡を印せられた地で筆蹟など残されてゐるやうな

處を主とした屢出遊された處でも筆蹟など残つてゐない處又記録にも書いて無い處は已むを得ず省いた。



本稿は固より不完全ではあるが、後になればなるほど調査が出来なくなる恐があるので、不取敢こゝにこれを發表することにした。若此發表により、更に追加すべき材料が出て来れば、眞に幸である。

一、太宰府の延壽王院 檢校坊と満盛院

延壽王院今の西高辻家は、五卿が太宰府に滞在中、常に居られた處で、五卿に最も縁故の深い家である。昔の延壽王院は宜に廣大なもので、挿書参照。今残つて居る八疊の座敷に三條公が居られ、挿書参照。他の一室に三條西公が居られ、大廣間に他の三卿が居られた。松大路信充氏談參考。五卿の中には一時檢校坊や満盛院に移られた方もあるが、其の檢校坊も満盛院も今は解き崩されてゐる。今記録にある記事を探つてみる。

慶應二年八月十四日東久世は脚氣で檢校坊へ移られた。
東久世日記 慶應二年八月十四日子所勢に付檢校坊へ移轉。

回天實記 同年月日東久世殿脚氣之御氣味ニ付爲御保養當分檢校坊ニ御轉地被成候事
しかし九月一日には滿盛院へ移られた。

三條西日記 慶應二年九月一日東久世殿滿盛院へ御移檢校坊へ金二十四遣す。

回天實記 同年月日東久世殿今日滿盛院ニ御移ニテ滿盛院居合之番頭共執行坊へ引移。

十一月二十七日東久世が病氣全快で滿盛院を去られると其の翌日三條は滿盛院へ移られた。

三條西日記 十一月二十七日東久世殿御本復ニ付從今日本陣ニ御歸住安悅此事也一同へ酒
肴遣之滿盛院へ銀十五枚遣之。

十一月二十八日三條殿依御所勞滿盛院へ爲御保養御轉居。

回天實記 慶應二年十一月二十七日東久世殿御病氣御全快ニテ今日御本陣へ御歸館。

同二十八日條公今日滿盛院へ御轉居相成候事。

其の後三條公は屢滿盛院に出入されてゐる。

東久世日記 慶應三年正月十日兩三條殿滿盛院へ養生ニ午後ヨリ被行向暫滯留也。

回天實記 同年月日條公御病氣御全快ニ至ラス爲御保養滿盛院へ御轉居相成。

東久世日記 慶應三年六月二十八日三條公滿盛院ヨリ暫時歸住。

同七月五日三條公滿盛院へ歸住。

回天實記 慶應三年六月二十八日條公今日御病氣御全快被成候ニ付滿盛院ヨリ御歸館被成
候事。

同七年五日條公再滿盛院へ御引移被成候事。

西高辻家には三條公の畫像がある。これは慶應三年の末歸洛前に、書工梅僊を召して描かせ延壽王院信余に紀念として下されたものである。

都にかへらむとするに、我かたをうつさせてよと、信全僧都のこへるに、おくるるとて

かすならぬ我身のかたもおくるなりこころつくしのわすれかたみに 賞 美

又同家には五卿方の遺された品も種々ある挿畫參照。

江島氏の太宰府紀念額には、次のやうな歌も載せてある。

延壽王院にありて 賞 美

大空にたちそひへたる御笠山さしてあふかぬ日はなかりけり

延壽王院の旅館にて櫻の花盛りなるを見て 同 上

なくさめてなさけ有けに見ゆるかな花もあるしの心をやしる

太宰府延壽王院にありて 季 知

月日へて神のいかきも近くねし身の契こそかしこかりけれ

卯月十日あまりに満盛院にあそひて 賞 美

なつかけのきよきみてらにたちよればちりのよしらぬところなりけり

檢校坊の茶室にまかりて 通 禪

木のめ煮るけふのまといは都へに語りくさとも成にける哉

太宰府檢校坊の茶屋にまかりて 賞 美

心をはうきよのほかにすましてや松かせをのみともなきくらむ

二、太宰府の古川家

宰府の舊家古川家には金掛梅と稱するものがある。五卿方は此梅を題に歌を作られてゐる。東久世の日記慶應三年十月十三日の條に「古川某宅梨堂同伴行」とあるのは此古川家の事であらう。

金掛てふ梅は其ゆへよし、いともかしこく、よろこひあまりある事になむ。こたひその家あるしの歌よみてよとこへるに

季 知

此やとの榮へをかくる梅なれば匂はむ末のかきりしらすも

散ことはしらぬ老木のうめのはなふたたびみたひたちさかへつつ

通 蔭

天之津の神のめくみをかけまくもかしこく匂ふ梅の下風

基 修

梅か枝にかかるこかねの花もまたねにかへやささいつるらむ

實 美

(以上挿繪參照)

この四卿の歌は巻物になつてゐるが、後明治四十二年東久世伯が再び來られた時に、雷に應じて奥書とされた。

己酉八月再遊太宰府到古川氏の許、昨日烈風甚雨、主人示此卷求再題、應雷揮毫者也

正二位伯爵源通蔭

三、觀世音寺

觀世音寺は太宰府に近くもあるし、度々立寄られたらしい。しかし歌のやうなものは、一向残つてゐない。ただ普門院の「三字」を、三條公が書かれたものが存して居るばかりである。これは慶應三

年十月念一日書於觀世音寺藤原實美と署してある(挿書參照)。

四、通古賀の陶山家

通古賀(今筑紫郡水城村)陶山家は、宰府から距離も近く、一貫といふ人は醫師でもあり、人物も氣に入つたといふやうな事で屢往かれた。東久世の歌に

たひく／＼にきてはうるさし五卿様ほとけのかほも三度なりけり(挿書參照)

又次のやうな狂歌もある。

陶山の家族の名を中にこめて戯に

ふるゆきにたけのみとりはかつくもいとむつましく色かれなくに

竹 亭

(挿書參照)

かくの如く打解けたことを書かれたものは他家にはない。

東久世の日記に、

慶應三年三月十日午後散步近郊山中池邊酌瓢酒、歸路掛一貫齋へ立寄、

同 五月十四日一貫齋饗應。

同 九月廿四日四公同伴桜寺邊へ行、一貫齋宅へ立寄、

同 十一月五日三老四兄同伴針摺邊散步、陶山一貫齋宅へ立寄一泊、

などある。

一貫の日記には種々の事が書いてある。それによると、五卿が太宰府に來られた年の三月觀世音寺、都府樓、武藏寺、天拜山等遊覽を思立たれた時、此間里に育立候村老あらば、案内頼入と、延壽王

院に仰があつた。其の選に當つたのが即ち陶山一貫で、其の時一行が武藏寺に入られて、酒宴の際、陶山は御側近く召されて杯を頂戴した。これが五卿との縁故の初で、其の後東久世は天拜山詣の歸途に立寄られ、三條も仲冬突然鬱散の爲に訪問された。三條が來られた際、陶山家に公の父君三條實萬卿の書かれた赤心報國の文字が掛つてゐたので、挿畫參照、條公は感慨に堪へず、

めぐり來て旅路に見るそなつかしきかへらぬ父か水莖の跡

と歌を詠まれた。そんな因縁で、益一貫を愛遇せられるやうになつたやうである。

尙此時の事を、一貫翁は記して云く、

かかる蓬生の小舎に御光臨被下事、甚奉恐入儀に候、實美卿仰あるは、其儀は從是推參の事なれば、心配に不及、農人の宅には、猥に行難く、迷惑を掛也とて、御瓢酒など召上られ、吾にも御盃給り、是に返すべしと云はせあれば、恐を不省返納す。

慶應三年十二月五卿上洛の際の事を記したるには、

御歸洛之事承候ニ付、是迄數度之御無禮に付、御理り且は御與送も可仕と存、罷出候處、御一統様御懇に御辭掛り、三條實美卿御側に有ふ御手のからきひすを被下、四條卿大なる瓢を被下、是を首にかけ、關屋迄御先に參り、川邊に平伏仕候處、御輿之塵をかかけ遊し、老人是迄見立候事、大儀也、寒氣服へかしと仰被下。

一貫が五卿見送の時の事は、回天實記にも記してある。

〔回天實記〕

今日ハ奉送人夥敷中ニ、陶山一貫ト申老人、年七十餘、鬚ヲ染トシ、博識ニシテ慷慨、氣節アリ、深ク條公ノ知遇ヲ蒙タル者。夫婦ニテ、刈萱關ノ趾ニ來

リ、薦ヲ路傍ニ敷キ、拜伏條公へ暇乞申上居候處へ、一人之武人木履ノ儘ニテ供ヲ連レ、無禮ニ其前ヲ通り抜ケ候ニ付、一同立腹ニテ、姓名ヲ糺シタルニ、彼不知爲シテ、二日市の方へ走ル。水野溪雲齋大ニ怒リ、衛士ヲシテ捕へ來ラシメ、可及刃傷之處、其者ハ秋月藩士島村文太夫ト申、一貫相識ノ者ニ付同人ヨリ只管御詫申上、諸士之忿怒ヲ宥メ、漸クノ事ニテ被差許候、右ノ混雜ニテ、一時御駕籠モ止マリ居候故、一貫一聲ニテ、高砂ノ一曲ヲ謠ヒ、御首途ヲ奉祝候處、一同初メテ笑ニナリ、其ヨリ出發セリ、今日條公ヨリ老人へ被下候和歌ハ

たちかへるわれをおくると老人の翁さひせしことを忘れし

送り來るひとの情のうれしさにこころをとむる刈菟のせき

五卿が歸洛の際、陶山家は種々のものを拜領した、但し藥證として拜領したのではあるが、其の數量が多い、一貫の自記に、

先月中旬御歸洛之筈に相成、拜領物目錄

御硯石 晒布 御給 御煙草 御煙草入 三條實美卿

御弓 御矢 御鞆 四條卿

御格衣 ひちかけ 久世卿

御茶碗 御短冊掛 三條季知卿

御つくへ 筆立、文鏡 つくへ蓋ひ 壬生卿

右五卿様より御藥證として拜領被下、雖有奉納受候、

とある、實際は此目錄に無い頂戴品もある、(挿繪参照)

陶山家の庭にある松樹は三條公が慶應三年正月子の日に、寶滿山に登つて、根引された小松の成長したものである。其の小松は鉢に植ゑられてゐたが、同年十二月太宰府を去られる時に、從臣を派して、一貫へ賜つた。其の時

植置し手なれの松の生さきを生て再ひ見むよしもかな

かけ高く枝も榮えて此松のあるしはともに花かつらせん

と、二首の歌を添へられた。

左の歌は真心集にも載せてある。何れも陶山家に立寄られた時に詠まれたものである。

一貫翁の家に休らひて

實美

老松の陰に立よるいつもくかはらぬ情うれしかりけり〔挿書参照〕

卯月の初めに一貫が家に遊ひて

通齋

朝かけに心のりても來つるかな駒のあかきをしるへにはして

陶山一貫の後は、陶山家と田中家とに分れ、遺品の如きも兩家に保存されてゐる。

五、武藏の松尾家

武藏の松尾家は、天拜山の麓にある。此家に五卿方が立寄られた事は、東久世日記に慶應三年十一月九日西公同伴、天拜山南麓松尾三太夫宅之行、幽遠可愛傾瀛酒取酔とある。

同家に次の様な歌が保存されてゐる〔挿繪参照〕。

天判のふもとなる松尾何かしのかりに物して

通齋

霜かれの尾花がそてにまねかれてとひこしやとはわすれかねつゝも

十一月かみの九かの日松尾山木夫が宿りを忍ひにとひてかへるさに 季 知

人ならぬ草木にさへもわするなよ忘れしとのみいはれける哉

又次のやうな温泉に關する歌も同家にある、松尾家は立花家に屬し、温泉の事にも關係してゐた家柄である。

温泉にて鶴を見て

實 美

ゆのはらにあそふあしたつこととはひなれこそしらめちよのいにしへ

武藏の里なる温泉をあみて

季 知

けふここに湯あみをすればむら肝の心のあかも残らさりけり

六、武 藏 寺

武藏の武藏寺にも時々立寄られた。

三條西日記慶應二年八月十五日三條殿壬生殿四條殿乘馬各家來騎馬子知季武藏入湯中被見訪

且天拜山參詣被致歩行也季知同伴則登山拜禮後於武藏寺一酌。

東久世日記慶應三年九月八日三條四條乘馬湯町へ被行、午後三酉予歩行、同行へ行、於武藏寺一酌。

武藏には藤がある、東久世の歌が一つ残つてゐる。

武藏寺に詣て

通 精

藤なみのはなになれつゝ宮人のむかしのいろにそてをそめける

七、乙金の高原家

乙金、今筑紫郡大野村の庄屋高原家には、櫻観や茸狩や、漁獵やに出掛けられた。

東久世日記 慶應三年正月三日晴午後尋、都府権古跡觀世音寺、庄屋高原善七郎宅へ立寄、梅花盛開春色可愛。

同 慶應三年五月四日、壬、四子僕七騎乘廻、乙金庄屋高原善七郎宅へ行、終日馳走、乘燭歸宅、弟健次郎願走馬、愉快愉快。

按ずるに善七郎は善次郎の祖父で、弟健次郎は善次郎の弟謙次郎である。

同天實記 同五月四日東久世、壬生四條ノ三卿ハ、乙金村庄屋善次郎方へ御出、暮頃御歸被成候、高原謙次郎日記 同五月四日東久世殿、壬生殿、四條殿御三卿、本家ニ御出馬御酒献上。夫ヨリ乙

金宮ニテ御休、善一郎方前ノ池ニテ、魚取御覽ノ上、四反田山ウサギ狩リ、沖坂山ニテ御酒献上。

同天實記 慶應三年九月十九日、丙、四ツ前ヨリ快霧ニ付、四卿方乙金村へ茸狩ニ御出ニテ、自分モ御供致、御酒共被下、入夜四ツ時御歸館。

高原謙次郎日記 同九月十九日三條西殿、東久世殿、壬生殿、四條殿御入與、浦山ニテ松茸狩有之候、夫ヨリ唐山池ニテ、魚トリ之筈ニ候ヘトモ、水落兼候テ、御見合ニ相成候。

東久世日記 慶應三年九月廿四日、條公、西三條公御供ヲ以、乙金村ニ罷越、里正高原、善次郎方ニ御立寄、其ヨリ茸狩、魚獵等ノ御慰有之、入夜五ツ時比、御歸館。

高原謙次郎日記 同二十四日、三條公、三條西公、宇美御參詣御歸掛ケ、謙次郎方御立寄、夫ヨリ、兄方御入り、浦山松茸狩リ有之候。

左記の歌は、高原家に残つてゐる挿繪参照。

祝のころを

季知

越こへひちよを思へは百たらず八十の坂はなほふもと也

まこつまこちよのよはひをことほくはたのしきことのかきりなるらし

通 積

八十の賀に寄松祝といふころを

實 美

ちはやふる神のめくみのかかれはやまつのちとせのしるくもあるらむ

基 修

としなみをしつ枝にかけて見わたせは末はるかなり千世の松はら

實 美

八十翁の歌をこへるに

實 美

世の中にうれしきことはつつみなく老のさかちをこゆるなりけり

實 美

次の歌は真心集に載つてゐる。

長月すまつかた乙金のさとなる高原の家に遊ひて

實 美

くれて行秋をたつねて此宿にけふのひと日をのほへける哉

實 美

同書に南大一郎(後の土方伯と東久世との合作の詩が載せてある。

山中處女容姿美 含笑恥顔侍宴時

と有ければ戀韻

蒲酌英辭醉將去 嬌娥未上一天涯

八、宇美の小林家

糟屋郡宇美の酒造家小林家には竹亭とて竹材を以て建築した小亭がある(挿繪参照)。此處に

五卿方が時々出遊された。

東久世日記慶應三年十一月八日壬、四、予兩儀五騎、雜掌隈袞廻り、宇美竹亭にて小酌、嘯時比歸來、土方伯は竹亭碑を書かれてゐる、其の文中に左の語句がある。

五卿長州より太宰府に移り寓するや、時に竹亭に遊び山水幽清を賞し、小酌閑吟を以て、憂鬱を慰めらる、予亦時に隨遊す、

三條公の歌に

宇美の小林か家にあそひて

このすまゐうらやましさにけふもまたたつねきにけり此君の庵挿繪參照。

東久世の歌に

おもしろのやとのさまかな空蟬の世のうきふしはわすれはてつつ

竹亭（挿繪參照）

江島氏の太宰府紀念編には、次のやうな歌も載せてある。

宇瀬といふところにて

賞美

あはれしるひとこそくまめよをうみの水のなかれのきよきところを

おなし里なる小林か此君亭にて

今日もまたたつね來にけり此君のこのすみ所うらやましさに

くれたけのしけみか中は中々によのうきふしのなきところなり

早見河なかるる水のにこらぬをこころとすめるたけのした庵

宇美の里小林が此君亭にて

季知

たぐひなきよしこそみゆれ此やとの竹はあるしの心なるらん

九、大石の岡部家

大石今筑紫郡御笠村の醫師岡部家の事は、東久世伯の日記に、

慶應三年正月五日予内山へ薩發砲見物に出然所薩人不來歸路大石村へ立寄醫師岡部忠徳宅、未刻計歸宰。

とある。同家に傳ふる所では、三條公が病氣で診察を受けに來られ、一週間も滞在し、四脚方も見舞に來られたといふことである。

岡部家に此君の二字の類通藤と署すがあり、次の如き三脚の寄合書もある(挿繪参照)。
起きて思ひふしてしるにも乾坤のあらむかきりは君か代にこそ 季 知

竹 裏 鶯

吳竹のうきふししけき中にしもなとうくひすの聲のとかなる

丁卯春看花有感而作

霧情寂莫感年華 復對荒郊砂驛花 花落花開人易老 東風淡淡夕陽斜

通 禧

かしこきや遠のみかとの神垣のまつはいくらの齡なるらむ

竹 亭

又三條公の歌挿繪参照

いかにしてつくしの海によるなみのちへのひとへも君にこたへむ 實 美

もある。東久世の詩は丁卯春の文字があるから、慶應三年春の作である。竹裏鶯は岡部家の竹藪に就いて詠まれたもの。三條公の歌は診察の禮に下されたものと傳へられてゐる。

一〇、吉木の柴田家

吉木の庄屋柴田家にある三條公の歌(挿繪参照)。

彌生十日はかりよしきの里にあそひて

一むらのかさねの桃をとめきつつとへはよしきの里にさりける

實美

東久世の歌に(挿繪参照)

うまさけに我こそいたく酔にけれぬのかむまにも堪かねつつも

通禧

同家で手植にされた桃もあつたさうだが、其の樹は後に枯れたといふことである。

一一、阿志岐の平山家

阿志岐今筑紫郡御笠村の庄屋平山家に三條公の書かれた歌がある(挿繪参照)。

あしきの村なる平山の家にやすみて

吳竹のしけみのやとは中々によのうきふしもなきところなり

實美

又東久世公の詩もある(挿繪参照)。

龍跳樓即事

通禧

明窓淨几茗烟馨 萬竹參差翠逸亭 瀟洒巖外何所見 竈峰入眼一螺青

右の歌及詩は立寄られた時に書かれたものでなく、後に書いて賜はつたものといふことである。

東久世伯の日記慶應三年四月十四日の條にも、平山仙十郎へ染筆遣すとある。

此他短冊なども澤山あつたけれども、明治六年の百姓一揆の時他の書類と共に破損されてし

まつたと、同家の老母は語られた。

五卿方が平山家を訪問された記事を、ここに記す。

東久世日記 慶應三年四月四日晴葦城川邊捕魚、予龍跳樓立寄葦城大庄屋平山仙十郎宅へ行、幽棲可愛。

同 五月二日晴、林出頭乗馬、平山仙十郎宅へ觀螢行、今夜冷氣螢稀、頗過酒、夜半歸宅。

回天實記 慶應三年五月二日七ツ時前ヨリ、四卿方御供ニテ蘆木村庄屋方ニ行き、入夜螢火御覽、九ツ時頃御歸。

東久世日記 慶應三年九月三日三雲同伴、阿志岐里正平山仙十郎宅へ行、秋晴幽邃可愛、昨年八十三歳の平山家母堂から聞いた追懷談を左に記す。

三條公は他の公卿と同行せずして二三度來られ、四卿は三四度も來られた。條公は白羽二重の御召に、黒の被布を被て居られた。六十歳位の老臣が傍を離れず、萬事萬端の世話をした。條公は健康勝れず、持參の四段重の重箱に詰めた鮓とか菓子とか、少しも手を觸れず、お下げになつた。

二、山家浦下の山田家

山家村(今筑紫郡浦下の酒屋山田家)には、離れの隠居屋があつて、其處から眺むれば、向の山に御手水の瀑の流れ落つるのが見える。三條公が洗心亭と書かれた額は今に残つてゐるが、挿畫參照、それは此離れ家に掛けられてゐたものである。今其の家は他に移されて現に存してゐる。本家の三室積きの座敷も、昔ながらに残つてゐる。山田家では三條公の爲に作つたといふ絹夜具を、今に藏してゐる。

慶應三年四月五卿方が打揃つて山田家に行かれたことが日記に見える。

東久世日記 慶應三年四月二十八日晴辰刻山家村浦下山田勘右衛門方へ行。三條始、五人各乘馬、供歩隨從、豪農美麗宅也。御手洗濯と云あり。五段ニ岩上觀亭、主椽側ニ於テ謁見、針磨嶺上小休。二日市ヨリ乗燭歸宰。

回天實記 同四月二十八日晴、五卿方今日六ツ半比ヨリ、浦ノ下村酒造家山田勘右衛門方へ御出ニテ、御誘引有之候ニ付、水野同道ニテ、御後ヨリ罷越候處、五卿ニハ既ニ兎狩ニ御出被成居候ニ付、自分共ハ、休足、九ツ比御歸ニテ、其ヨリ觀瀑ニ御出アリ。庄屋山田勘六ト申者方へ御立寄、御休足ノ上、勘右衛門方ニテ御酒共被下、七ツ時ヨリ御歸、自分共ハ少々居殘、入夜五ツ時比歸宿。

東久世日記 慶應三年五月十四日雨、四、予乘廻、僕同七騎浦下へ行、名所榎寺梨堂一緒對酌、一貫齋餐應之、遠馬歸宰、挿秧景色可愛。

此時東久世が作られた詩歌が現に山田家に残つてゐる(挿繪參照)。

さつきなかのよかの日浦下の小山田かり物して

通 齋

小やまたのかとたのさなへとりくになかめつきせぬころにも有かな
いつとせをひなになれつつみつれともしつかたわさのあもしろさかな

遊洗心堂偶成

通 齋

瀟瀟秧針綠如舖 午風吹雨兩糶糊 雲容烟態全難定 簾外峯巒忽有無

東久世日記 慶應三年八月廿五日三、三西、壬四兄、浦之下へ乘廻、主從十騎。

回天實記 同月日九ツ前ヨリ、條公、西三條、壬生、四條之四卿御供ニテ、遠乘ニ出、浦ノ下山田勘十郎方ニ行、入夜四ツ時頃御歸。

三條公の歌に(挿繪参照)

山家の里なる山田の家にやすらひて

こゝろさへあらはれてこそすすしけれのきはのかせに庭のましみつ 實 美

江島茂逸氏の太宰府紀念編にも此歌を載せてあるが、それは

ある人亭の名をこひければ洗心亭とつけて

と前書がしてある。

一三、四三島の岡部家

四三島今朝倉郡夜須村の酒屋岡部家にも、屢行かれた同家の建物は、今は無く、其の後裔の家には、五卿方の筆蹟類など一向残つてゐない。しかし同家の記録をさがしてゐると、左の記事が一つだけ見つかった。

慶應三卯年四月九日三條殿、壬生殿、牧御覽之節御晝休被仰付候。

四三島には馬牧がある、それで馬牧見物の事が、五卿方の日記に見える。

三條西日記 慶應元年十二月九日晴、僕等知シソウシマ行之事。

回天實記 同年月日好晴、遠乗之爲、四三島富豪岡部廣右衛門方ニ行き、同人控馬場ニテ、見セ馬等アリ、其ヨリ馳走ニ預リ、暮頃歸宅ス、里程三里餘。

東久世日記 慶應三年三月九日晴、四公子南大一郎、渡邊左衛門伊藤忠雄、宮原主税、六騎乘廻辰刻出門、山家ニ休、四三島馬牧見物、○中略、岡部廣右衛門豪農也、秋月馬廻結ト云。

回天實記 同年月日東久世、四條殿より御誘引遠乗、山家驛にて小休、其より四三島富豪岡部廣

右衛門方にて晝餐相仕舞馬場牧場等見物。

東久世日記 慶應三年四月九日三、四、壬三公、四三島馬牧見物辰刻出馬、黃昏歸館。

回天實記 同年月日今日條公ニモ三條西、壬生之二卿ト、四三島へ御出遊相成。

四三島の馬牧は、岡部家の記録によれば、慶應元年に起されたものである。

一四、三奈木の黒田家

三奈木(今朝倉郡)には福岡藩の一の家老黒田播磨の別邸がある。

此處にも三條公が行かれたことがあるらしく、三條公が色紙に、

黒田の館にまかりて

かへるさもわするるはかり酔にけり心つくしの君の御餐に

と書かれたものが残つてゐる。

黒田一輩は、幕府が五卿方を太宰府から大阪へ護送せんとした時、これを防ぐことに盡力した人で、まさかの時は五卿を三奈木の方に引取らうと決心してゐたといふことである。

三條公の三奈木行の事は、此の色紙の外には材料が見つからぬ。高原氏や江島氏も此の色紙は見て居られぬらしく、真心集にも太宰府紀念編にも、黒田一輩老にも此歌は載つてゐない。

五卿の足跡を印せられた處は此外にもまだ澤山ある。宰府の光明寺には屢々行かれた。天山の西方寺にも、精屋郡須惠の田原家にも立寄られたが、それ等の寺や家には書かれたものは残つてゐない。足跡範圍を東久世、三條西土方などの日記で探つてみると、湯町、天拜山、寶滿山、四王寺山な

どは勿論、福岡方面では名島愛宕、姪濱、嘉穂郡方面では内野、飯塚、筑後方面では高良山へまでも及んでゐる。初は外出も少く、外出されても内密にされてゐたやうであるが、慶應三年になると、時勢も變り、歸洛の期も近づいて、出遊の度數も多い。出遊の事、歌など残されてゐる事を材料として、上文の如く記述してみると、五卿の太宰府滞在時代は、如何にも悠暢な事ばかりのやうであるが決してさうではない。しかしその他の事を述べるのは、問題外になるから、ここには略する。

五卿筑前滞在中の事を知るべき史料に、七卿在西日記があり、回天實記がある。前者は三條西と東久世との日記、後者は土方久元、南大一郎の日記である。此二書を抄録したものが、近刊福岡縣史資料第三輯(四八七頁—五二九頁)に載せてあるから、参照せられんことを望む。

昭和九年三月卅一日発行

福 岡 県

昭和四十八年十二月一日 覆版

発行所 **福岡県文化財資料集刊行会**

福岡市東区綱屋町本町二八四八の二

電話 二六八八

千八一二